

「じ」と傍書がしてあつたものと考へられる。しかし、その傍書は、云ふまでもなく後人の註釋的意圖に出づるものである。

以上の六つは、青本にはその證據はないが、現存諸本の異文の性質から推定して、貫之自筆本に已に異文の傍書があつたと思はれるものである。これを要するに、貫之自筆本に異文の併記の存する場合、爲家本は多くはその形を忠實に傳へてゐるが、往々にしてその傍書を脱したり、省略したりしたと思はれるものがある。しかし、多くの諸本は、その原本に存する傍書の中の何れに従ふかによつて、各種の異文を發生せしめたのであると考へられるのである。これ等の傍書は、定家さへも一點の疑念をさしはさます従つてゐるかの如くであるから、相當古い時代に書入れられてゐたのであらう。なほ、この外にも青本には傍註や補入がある。例へば

一、八四の6 ナリノリノリノリノリノリノリ

これは、前にあげたものとは性質を異にする傍書で、十三字補入になつてゐる。これは前にも述べたやうに、爲家本の形態をそのまま傳へてゐるものである。爲家が、一行分を脱し、直ちに補入したのであつて、青本の書寫者が誤つて脱して補入したものではなからう。従つて、後述するやうに、この脱文によつて、貫之自筆本の一行の字數を知り得る便利があるのである。又この外にも、

二、一の1 ニギハヤクニギハヤク

なる傍書がある。これは「ん」が「毛」「丞」が「數」なることを註記したもので、貫之自筆本の假名が讀みにくいものであつた爲、何人かが註記しておいたのをそのまま寫したのであらう。秋萩帖には「けき

「ひし」の各二字を二回書きなほした所があるが、これは原本の字形を忠實に傳へようとする臨寫者の良心を示すものとして注意されるが、この土左日記の場合は、必ずしも字形を忠實に示さんがために書き直したのではなく、その文字の字源を示した所の一種の註記と解すべきものであらう。従つて爲家の所爲となすべきではなく、恐らく貫之自筆本に已に後人によつて加へられてゐたものとすべきであらう。「す」といふ「こゝろみん」等の傍書も、巻首のこのあたりに、一まとめになされてゐたものと思はれるのである。

三、一の3

延長二年はまのりあひひん
 マのりあひひん

これは、それのとしの勘物であるが、この勘物が爲家本に已に存したものであることは、「任土左守」の四字を削り落して、改めて「延長」から書き直してある點から察せられる。恐らく爲家の所爲ではなく、貫之自筆本に已に書入がしてあつたものと察せられる。この書入をした人は、外題の下に「貫之筆」と書き加へた人でもあらうか。いづれにせよ、その書入れられた年代は、相當古いものであらうと想像されるのである。

註一 聖徳太子日記(昭和四年二月刊)

註二 定家が原文の意をとつて改竄したものとも考へられないことはないが、原本を尊重するといふ書寫者の心理からあるまじきこととすべきであらう。次の「してこゝろみん」の場合も同様である。

註三 本書第五章第八節参照。

註四 同上。

第五節 獨自本文とその修正

青籙書屋本を他の諸本に比較する時、この本又はこの本の書本に由来すると信せられる爲相本にのみあつて、他の本にない書方即ち獨自本文は、全部で二十である。ここで特に注意を要することは、爲相本がこのやうに青本の獨自本文を保有してゐて、密接な血縁關係を有する事實である。我々は青本及び爲相本を通じて、爲家本の獨自本文を推定し、それを修正することによつて、貫之自筆本を再建設することが出来る。今それ等の異文の主なるものを列記すると次のやうである。

一、三の 4 ひとありて

諸本には「ひとありて」とあり、爲相本及び附註本には「人ありて」とあり、青本には「ひとありて」で改行し、「くま」で新しい行が始まつてゐる。しかし、青本の形は爲家本の形を忠實に傳へるものである。即ち、爲家は改行の際、誤つて「このひと」の四字を書落したのである。

爲相本附註本の本文は、爲家本を不手際に改竄した形を傳へるものと解すべきである。

二、八の 2 あつたものと

諸本にはすべて「あるひとのかきて」との字がある。爲相本も同様であるが、この方は定家本によつて補つたかも知れない。ここは青本の脱字かとも思はれるが、なほ爲家本からの脱字と見るべきであらう。いづれにしても、貫之自筆本には「あつたもの」と思はれる。

三、一の 1 つて

諸本はすべて「つて」になつてゐるが、青本と爲相本とのみが「つてつ」となつてゐる。爲相本は祖本たる光廣改竄本の形を傳へたものであらう。さうでなければ、「つてつ」が爲相本に入り来る必然性は説明されない。この本文は、恐らく爲家本に存してゐたものであらう。前にも述べたやうに、五、二の 4 にも「つてつ」の混用があるが、これは貫之自筆本の「て」の字形と「つ」の字形との分別が不明瞭であつたので、後の人が原本の「つ」の傍に「て」と傍書し、その兩種の異文の中で、諸本は「て」に従ひ、爲家本、青本、爲相本等が「つ」に従つたのかも知れない。或ひは爲家本は原本の曖昧な形をそのままにつたへ、青本及び光廣本がその不明瞭な形を明瞭な形に書き直したのかも知れない。この二つの箇所は、二種の異文の中のいづれが正しいか、性急に判断することの不可能な箇所である。

四、一、二の 8 あつたものと

青本の「みる」の字が不明であるが、これは誤寫ではなく、爲家か又は青本の書寫者か、筆を略し過ぎたものと見るべきであらう。いづれにしても、純粹な誤寫ではなく、所謂指頭の迷動の類であり、貫之自筆本には明かに「る」とあつたであらうと思はれる。

五、一九の 6 あつたものと

定家本は「とにや」とのみあつて、「ありけん」を脱し、爲相本は「とにやあらむ」とあるが、以外の諸本はすべて「とにやありけん」となつてゐる。爲相本にも「に」があり、青本のみが脱してゐるのであるから、恐らく爲家本には「に」があつたものと見るべきではないであらうか。妙壽院本の中にこの本と同じ

本文をもつものもあるが、それは偶然の一致であつてとるに足らない。

六、二三の5 *とほく*

諸本は「とほく」なりぬ。又は「とをく」なりぬとなつてゐて「ぬ」がある。しかるに爲相本には青本と同様に「ぬ」がない。これは爲家本の本文を傳へてゐるからである。と見るべきであらう。青本はここで改行になつてゐる。その形は爲家本の形であり得るから爲家本もここで改行になつてゐたし、又意味の上からも矛盾がない所から、青本の書寫者もそのまま不注意に脱字を踏襲したのであらうと思はれる。これは、青本が爲家本の臨摹たることの一つの證據となし得られるのである。

七、三八の4 *とほく*

諸本にはすべて「としつきを」となつてゐる。爲相本には「とし月の」と並記してある。この「も」は、或ひは爲相本の書本の原形を傳へるものかも知れない。爲相本と同系統である附註にも「も」とある。従つて兩本の祖本をなす光廣の改竄本には「も」とあつたものと推定せられる。(この事實は爲相本の成立の過程に於て、少からざる改竄が加へられたことを示すものである。) 恐らく爲家本が「手」を「と」に誤つてゐたものであらう。定家臨摹及び自家集切には「を」の字形が「4」となつてゐる。即ち

一 *とほくのあつた*
二 *とほくのあつた*

右の一は定家の臨摹であり、二は自家集切であるが、いづれも「4」の終畫を少しく左によせると、明瞭に「を」となり、反對に右によせると「も」となるのである。二つの字形は、きはめて紛らはしい字形である。

八、三九の1 *あねのさし*

諸本はすべて「ふねの」を「さしける」とある。爲相本は「ふねのさししける」と改めて「棹さす」の意に解してゐる。貫之自筆本には「の」の字があつたであらう。但し、青本に「の」が脱してゐるのは、青本のみの脱字か、或ひは爲家本からの脱字か、今日の所では明かでない。

九、四一の7 *あねのさし*

諸本はすべて「さける時」とある。爲相本にも「に」がないのは、定家本その他による改修か、又は爲家本の形の忠實な傳承か明かでない。もし、爲家本の形を傳へるものとすれば、青本に「に」の字の存するのは、青本の書寫者によつて犯された衍字かも知れない。いづれにせよ、貫之自筆本には「に」は存しなかつたと見るべきである。

一〇、四一の8 *あねのさし*

諸本はすべて「かのくにひととなつてゐて」の「が」がない。爲相本のみ「かのくにの人」とある。従つてその祖本たる光廣の改竄本にも、又従つて爲家本にも「の」の字があつたのであらう。これは「あ」の如く大きく書かれた「よ」を「よ」の二字に讀み誤つたもののやうである。従つて、所謂原本の陷穽に類するものと見るべきものである。

一一、五一の 4

諸本には「風の」とあり、爲相本のみこの青本と同様になつてゐる。爲相本がこのやうに青本と一致するからには、恐らく爲家本には「の」の字がなかつたであらう。貫之自筆本の廿六日のこの部分は、百九十一・二字であつて、大體八行目の行末にあたる。そのやうな理由によつて、爲家は誤つて「の」字を脱したのではなからうかと思はれる。

一二、六〇の 5

諸本はすべて「つなての」となつてゐる。爲相本に「の」とあるのは、恐らく定家本その他の影響ではなからうか。爲家本には「や」となつてゐたのではなからうかと思はれるが、明證はない。この歌は家集及び勅撰集に見えないし、意味はどちらでも通ずるから、いづれとも云へないが、他の諸部門の異文が悉く「の」に一致してゐるから、貫之自筆本にも「の」とあつたものと見るのが穩當であらう。しかし、爲家又はこの青本の書寫者が、如何にしてこの本のやうに「や」と書寫したか、その點についての説明は不可能である。

一三、六〇の 8

諸本にはすべて「たゝことなる」と「と」がある。爲相本にも同様であるが、これは定家本その他からの影響かとも思はれる。或ひは已に爲家本にあつたのかも知れない。この青本の誤か、爲家本の誤か不明である。いづれにせよ、貫之自筆本には「と」があつたであらう。

一四、六一の 7

諸本にはすべて「風のふくこと」とある。爲相本のみは、この青本と同じく「の」がない。爲家本に「已」の「が」脱してゐたことが明かである。この「の」は丁度二十五字目になるから、貫之自筆本では行末か、又は行頭にあつたのではなからうかと思はれる。

一五、六九の 1

諸本にはすべて「わすれなん」とある。「れ」と「れ」とは字形が似てゐるし、丁度ここで青本は改行になつてゐるから、青本の書寫者が爲家か、いづれかが誤つたのであらう。爲相本に「わすれなん」とあるのは、定家本その他からの影響かも知れない。要するに、貫之自筆本には「れ」があつたことは確かであるが、これを脱したのは爲家であるか、この青本の書寫者であるか明かでない。

一六、七五の 6

諸本にはすべて「こと」のあかねは」とある。爲相本のみこの本と同じく「の」がない。貫之自筆本には「の」があつたのに、爲家が誤つて脱したのであらう。

一七、七九の 8

諸本にはすべて「人と」とある。爲相本にのみ「人心」とある。この點からして爲家本には「ひと」とあつたものと解すべきであらう。

ひと
ひと
ひと

按ふに、貫之自筆本は「と」の下「ろ」の上にある二字が、辨別し難い字であつたのであらう。即ち三つ

の「」がまざれ易かつたので、中央の「」を上につけるか、下につけるかによつて、異文が生ずることになつたのであらう。

一八、八七の 8

うり

諸本には「よめり」とあつて「し」がない。爲相本には「し」がある。これは、光廣改竄本を傳へたものであり、従つてその底本となつた爲家本の形を傳へたものである。しかし、これは必ずしも誤とは云へないであらう。或ひは、青本及び爲家本が正しいのかも知れない。なほ、このことについては改めて考察したい。

右の十八箇所は、前節で述べた傍書の存する事によつて生じた異文以外のものとして、青籙書屋本に存する獨自本文であるが、これ等と爲相本との關係を見ると、兩本の一致するものは八の多數に及ぶのである。この爲相本との一致は、偶然の一致とは考へることの出来ないものである。即ちこのやうな一致は、兩本がその共通祖本たる爲家本の形態を傳へるが故の一致と見なければならぬ。爲相本は爲家本を土臺として改竄を加へたものであるといふ推定の根據がここにあるのである。青本のみの純粹な獨自本文は一〇であるが、これ等が當然爲相本と一致すべき筈であるのに、一致しない理由は、爲相本が或ひは定家本・妙壽院本の本文により、或ひは校訂者の私意に基いて改修されたからであらう。

さて以上の十八箇所の異文と、前節に於て述べた「かへらはや」「つけつ」を加へた合計二十箇所の異文は、前に述べたやうに、爲相本と一致し、その中の八箇所は、必ず爲家本に於て、已に發生してゐた

ものと考ふべきものである。しかし、青本のみの有する他の獨自本文は、爲家本に發した異文が、青本に於て生じた異文が明かでないものもあるが、大體に於て、爲家本に於て發した異文と見るべきであらう。確實に青本自身の誤と見られ得るものはきはめてわづかである。この事實は、青本が如何に嚴密な態度で、爲家自筆本を臨摹したものであるかといふことを自ら物語るものである。右の二十箇所の異文は、多くは爲家の誤寫に基くものであるが、中には貫之自筆本の書き方が、たとひ貫之自身の所爲ではなく、後人の所爲であるにしても、かかる誤寫を可能ならしめるやうな形態と性質とをもつてゐたために誤られたものもある。貫之自筆本に傍書を豫想しなければ解釋出來ぬものの如きは、にはかに誤寫とすることの出来ないものである。このやうな書き方は云ふまでもなく、明かに誤寫と斷じ得るものと雖も、その誤謬自身を通して貫之自筆本の假名や、その體裁を推定する有力な資料となし得る所の、云はば有用なる誤寫と考へられるのである。

註一 本書第五章第八節参照。

第五章 貫之自筆本の形態とその性質

前章數節に互つて、青谿書屋本を通して想定せられる爲家自筆本を吟味修正することによつて貫之自筆の原本の形態及び性質を再建せんことを試みたのである。即ち我々は、爲家自筆本から青谿書屋本に至る過程に於て生じた本文變化の總體を、他の諸本の有する異文との比較によつて吟味し、それ等の一つ一つを批判することによつて、貫之自筆本の本文を大體完全に近く建設することが出来たやうに思ふのである。本章に於ては、これ等の諸知識の上に立つて、直接貫之自筆本の形態と性質とを考察して見たいと思ふ。

第一節 原本の形態

貫之自筆本の形態は、定家本の奥にある定家の識語に見える諸事實と、定家の臨摹と、青谿書屋本を通して知られる爲家自筆本の形態、及び近衛家本、圖書寮本を通して知られる宗綱自筆本の形態等から推定することが出来る。

先づ貫之自筆の原本の装幀は卷子である。定家の記録によれば、表紙は白紙一枚につづいてゐたといふことである。この白紙一枚につづくといふのは、表紙と本文との間に白紙一枚が置かれてゐたといふ意味であらうか、又は別に表紙も見返もなくて、ただ白紙一枚を表紙に代用してゐたといふ意味であらうか。後世になると、よく表紙には緞子、金欄、或ひは金銀箔を押し、金銀砂子、金銀切箔を置いた紙、色變り、又は布目紙等が使用され、見返には美麗な文様を施した料紙が用ゐられたのであるが、土左日記については、そのやうな記述は見えない。表紙は單に白紙のままであつたか、又は別につけられてゐたとしても、それは特記する程のものではなく、ごく質素なものであつたやうに思はれる。又表紙の端は少し折つて竹を挟み、紐を附けるのが普通であるが、土左日記にはただ少々端を折返しただけで、竹も立てず、紐もつけてなかつたことである。又卷子本には、普通木牙、水晶等の軸がある筈であるが、この土左日記にはそれがなかつたといふことである。これ等の點から推せば、この土左日記の装幀は簡略質素なものであつたやうであり、このやうな概括的な見方からすると、定家の記録に表紙は白紙一枚につづくといふのは、やはり白紙をもつて直ちに表紙としてゐたといふ意味に解すべきではなからうかと思はれる。石山寺藏の行歴抄のやうに、本文と表紙との間に、幅のせまい白紙を置いてゐるやうなものもあるが、白紙一枚分を置くといふのは、いささか長すぎるやうに思はれるから、この白紙一枚といふのが、表紙であり、かつ見返であつたと解するのが、妥當ではなからうかと思はれる。

外題には、土左日記貫之筆とあつた。これは恐らく題簽の上に書かれたのではなく、白紙の上に、所謂「うちつけ書」に、直ちに書かれてゐたのではなからうか。この七字については、定家は何とも言及してゐないが、他筆とは考へてゐなかつたかの如く解せられる。しかし、これ等は後人の筆と考

へるのが穩當であらうと思はれる。少くとも、貫之筆の三字のみは、後人の註記に相違ないが、土左日記なる題名も貫之自身が命名したと解すべき根據はない。すべて他人のしわざとするのが妥當であらうが、しかし定家は他筆とは考へてゐなかつたかの如くであるから、書き加へられたのは、相當古い時代のことであつたであらうと察せられるのである。

次に料紙は白紙であつたとのことであるが、白紙といふだけではよく分らないが、寫經のやうな嚴めしいものに多く用ゐられる麻紙のやうな上質な紙ではなく、自家集切のやうな楮質のやや厚みのある柔かい紙ではなかつたであらうか。無軸であり、紐もなく、總じて粗末な装幀であつたといふ點からも、そのやうに推定されるのである。この質素な装幀から推して見ると、この土左日記は、さ程重々しい意味のものではなかつたであらうと察せられる。又この日記の書かれた延長の頃は、冊子本の様式はまだ普通に流行してはゐなかつたやうであるが、自家集切でも、小野道風筆と云はれる秋萩帖でも、この時代のものは殆どすべて卷子本になつてゐる。従つて、この日記が卷子本であるが故に、表向きのものでなければならぬと云ふ風に考へることは、妥當でないであらう。又卷子本に於ては、多くの場合料紙の天地及び行間に、白界又は墨界を劃して、その上に書かれるのが普通であるが、本書にはそれが無い。定家の記録によれば、無界のまま書き流してあつたといふことであり、この點にも、私的なくつろいだ作者の態度を見ることが出来るやうに思はれる。料紙の大きさは、高さ約一尺一寸三分、幅約一尺七寸二分の紙で、それを廿六枚ついだものであつたといふ。幅がどの紙も一定してゐたとは考へられぬが、ほぼ同一の紙であつたとすれば、全長

約四十四尺七寸二分になるわけである。定家の用ゐた尺が、小尺であるか大尺であるか、もとより明かでないが、もし今の曲尺と同じ位のものとして考へて見ると、次のやうな諸例に接近する。但し、幅は大小不定である場合が多いし、二尺に達するものも少くないから、高さを主として考へて見ることにならう。

御堂關白記	近衛家藏	一尺一寸、天地を裁ち切つた形跡があるから、もとは少くとも一寸は廣かつたであらう。
佐理詩懷紙	松平家藏	一尺八分
行成消息	關戸家藏	一尺六分
江談抄	神田喜一郎氏藏	一尺四分乃至五分
篆隸文體	毘沙門堂藏	一尺四分
法性寺殿御集前田家藏		一尺三分、寫經用の料紙を半截し、横紙に用ゐてゐる。
北山抄	三條西家藏	一尺二分、紙背の文書によれば、上下は少くとも一寸位裁ち切つたものである。
法華經音	九條家藏	一尺一分

以上のやうに、高さ一尺一二寸、幅一尺七八寸の紙は普通である。鍋島家藏東遊歌神樂歌一卷は、橋本進吉博士の解説によれば、高さ九寸一分、幅は一定しないが大體一尺七寸内外のもの廿七枚を

繼いだものであり、全長四十五尺五寸四分に達し、別に表紙は幅七寸五分、三分ばかり裏に折返し、これに紐を附してあるとのことである。土左日記の原本に比べると、高さは少し短い、長さは大體同一である。この本によつて、貫之自筆本の體裁を髣髴せしめることが出来るであらう。

註一 定家の時代に用ゐられた尺の實際の長さを知らぬことは困難である。この小論の筆者は佛像の胎内に保存せられてゐる銘の記録と、その佛像の實尺との關係から結論を引き出さうと試み、造像銘記中から、法隆寺藏聖德太子御像（治暦五年、融念寺藏聖觀音像（延久元年、鞍馬寺藏吉祥天像（天治二年、松田福一郎氏藏阿彌陀如來像（天治五年、佛土寺藏阿彌陀如來像（承安二年）、ボストン美術館藏彌勒菩薩像（文治五年、金剛峰寺藏孔雀明王像（正治二年）、金剛輪寺藏阿彌陀如來像（貞應元年、善明寺藏阿彌陀如來像（建長五年、福智院藏地藏菩薩像（龜仁三年、唐招提寺藏彌勒菩薩像（弘安十年、興福寺藏金剛二力士像（正應元年）の十二の佛像を選び、それ等の胎内に納められてゐる造像銘記の寸法と實測による寸法とを比較して見たいが一致した結果を得ることが出来なかつた。佛像のやうな神聖なものに於て、寸法が區々として一定してゐないのは、各佛師の用ゐた尺が一定してゐなかつたからであらうか。なほ建築の方面からも考證して見たが、確かな寸法を發見するに至らなかつた。

第二節 原本の字詰・行數

前に述べたやうに、定家の臨摹は、料紙の薄様を利用しての影寫ではなからうかとも思はれるが、恐らく影寫ではなく、原本を傍において臨摹したものであらう。そして、その假名の大きさは、貫之自筆の假名の大きさよりもやや大きかつたであらう。この推定には、客觀的な根據がある譯ではないが、もしこの臨摹を影寫と認め、この大きさの假名で一行十八字に書いたとすれば、全長四十四

尺七寸二分の間に書き入れることは不可能であり、なほ十尺以上の紙幅を要するであらう。もしこの推定を成立せしめようとするれば、定家の用ゐた尺を大尺と假定しなければならぬであらう。文字の大きさ、一行の字詰等を規定するためには、種々なる規準によつて別々に考察し、その考察の結論が自ら一致するか否かを見るべきである。我々は、先づ總字數と料紙の紙幅の大きさとの關係を問題としなければならぬ。貫之自筆本の字數は、青本より還元された形として、總計一〇〇字餘と推定される。しかし、別に改行のための空白若干字、和歌の前の空白約一〇二字分が考慮せられなければならないから、一枚の紙には約五〇八字分が配當されてゐるわけである。これを高さ一尺一寸、幅一尺七寸三分の紙の中にをさめるには、二十一行以上は絶対に不可能であらう。何となれば、一字の占める空白といふものは、大體きまつてゐるからである。行と行との間は、少くとも八分以下であつてはならないから、その點からしても、一枚の紙の中には、大體二十一・二行書かれたとすべきであり、従つて一行の字詰は、二十二・三字内外としなければならぬ。二十二・三字とすれば、定家が、大尺を使用せざるかぎり、自筆本の文字は、臨摹の部分のそれよりは小さいとしなければならぬのである。

字數と料紙の紙幅との關係よりすれば、貫之自筆本は、一行二十三字に書かれ、その文字の大きさは、臨摹の部分の文字よりもやや小さかつたであらうと推論されるが、他の規準に於ては、如何なる結果が導かれるであらうか。

先づ定家の臨摹の部分の文字の連續字形等から、原本の行の配列を復原せんとする企は、如何なる

る結果をもたらずであらうか。この場合臨摹は、それがたしかに臨摹であるかぎりには、

一、草體の假名の連綿の中途に於ては、決して分割して改行することはない筈である。

二、行頭に「、」の位置することは、ない筈である。

の二つの規準の成立つことは、容認せられるべきことであらう。この規準のもとに、先づ行末に存在する餘白が何を意味するかについて見よう。

一、第一葉の一行の行末にある約二字の空白A

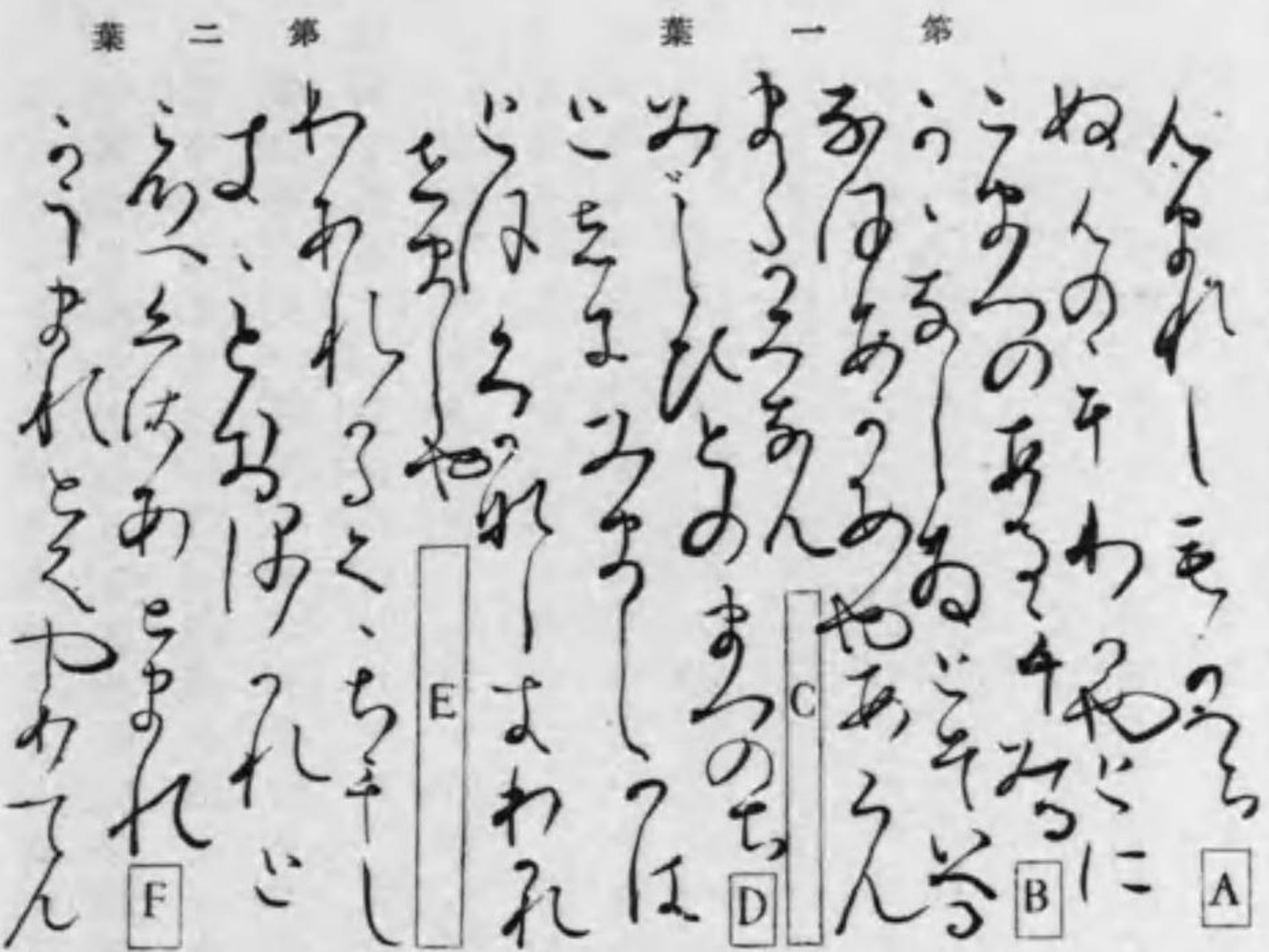
この空白Aは、約二字分に相當するが、次の「ぬ」が大きな文字で書かれてゐたため、萬一の場合を考慮して少し大きく残して置いたものであらう。又臨摹としては最初の一葉の行末から、他の行とのつりあひなども考慮する必要なく、空白を存したものであらう。

二、第一葉の三行の行末にある一字分の空白B

これは「か、」の二字が入りかねると思はれたから、残されたものであらう。

三、第一葉七行の行末にある一字分の空白D

これは「と」が入るのに不十分と思はれたから、残されたものであらう。



のであらう。

四、第二葉三行の行末にある一字分の空白F

これは「かう」の連綿體が收容しきれないために、残されたものであらう。

以上の四つの空白は、それぞれ下につづく文字を容れるだけの空白が不足であると、定家によつて認定された事を意味するであらう。

五、第一葉六行の行末にある數字分の空白C

これは、A B D Fの四つの場合と異り、「みし人の云々の歌に關係があると思はれる。即ち定家が、普通歌を書く習慣に従つて、こゝも別行に書いたといふ事情もあり得たであらう。又この空白に「みしひと」を續けるためには、前行及び行末の關係から無理な點があると思へたといふ事情もあり得たであらう。かくして、定家は、全然和歌をば別物として取扱つたのであらうと推定される。

六、第一葉十行の行末の數字分の空白E

これは、前述のやうに和歌を全く別物と見て、この一葉に無理に片づけてしまつたものであらうと考へられる。かくして、A B C D E F六箇所の行末の空白は、すべて改行の場所を意味するものではないと云ふことが出来るのである。

次に、貫之自筆本の行頭に位置する文字はいづれであるかについて見よう。合理的に説明の可能なものが二箇所ある。その一は「えつくさす」の「え」であり、その二は「むまれしも」の前に位置する管の「ひと」といへりける「ひ」である。先づ「え」について見よう。この「えつくさす」以下は、近衛本・大島本、

では、一行に「え」を行の初頭において書かれてをり、青本及び定家臨摹の部分では、二行に「え」を行頭において書かれてゐる。これ等の一致せる事實は、單に偶然の暗合ではなく、原本にこのやうな書き方を誘引する原因があつたからであると思ふべきである。かくして、貫之自筆本の最終行はこの「え」からはじめられてゐたに相違ないといふ推定が可能となる。もしこの推定に誤がなければ、貫之自筆本の一行の字詰は、少くとも「え」以下の文字の總數たる十八字以下であつてはならない。次に「ひとへりける」の「ひ」について見よう。これは、已に前章第四節に述べたやうに、青本を通して見られる爲家本の書き方から、必ず貫之自筆本の行の最初に位する筈のものと推定されるものである。臨摹に於ては「むまれしも」の「む」が行頭に位置してゐるが、これは必ずしも貫之自筆本の形ではない。

次に、原本に於て最後から第二行目は、如何なる文字からはじまつてゐるであらうか。前に述べたやうに、一行の字數は大體二十二・三字であつたらうと考へられる。そこで、この範圍で臨摹の文字を計算して見ると、次のやうな三つの場合が考へられる。

一、「わすれかたく」よりはじまるとするもの。

「わすれかたく」の六字の假名は、相互に連続してゐるから、これ等の中途から改行になることはない。又「せましや」の行下に空白があることは、定家が歌を一まとめのものと見たことを意味してゐて、他に別な理由があるのではない。ただ、ここから文字の數を計算すると十八字になつてゐて、少きにすぎるやうである。

二、「せましや」よりはじまるとするもの。

「せましや」の四字の假名は相互に連続してゐる。従つて、この中途から改行になる筈はない。青本では「せましや」は上の「わかれ」と連続してゐるが、これは誤であらう。もし、ここから第二行目は、じまつてゐたとすれば、二十二字で、最も好都合である。

三、「わかれ」よりはじまるとするもの。

「わかれ」の三字の假名は、相互に連続してゐるから、この中途で改行になることは、あり得ないであらう。もし「わかれ」で行がはじつてゐるとすれば、二十五字詰となつて多きにすぎるやうに考へられる。

第二行の最初の字は、上述の三つの場合の中、二即ち「せ」とするのが最も妥當である。もし、一行二十二字とすれば、各行の配當は次頁の圖のやうになり、少しの矛盾もないのである。この圖は、定家臨摹の部分を、そのまま材料として、原本の字詰配行に置換へて見たものである。

この配行字詰は、原本の形式に復原したものであるが、第五行目の文字が他に比して大きくなつてをり、従つて、行が延びて、他とのつりあひがとれなくなつてゐることが注意せられる。これは、臨摹の第二葉の全面、即ち「わすれかたく」云々以下の文字がやや大きくなり過ぎてゐるためである。かくの如き事實は、もし定家が貫之自筆本をそのまま敷き寫してゐたならば、決して起り得ない事實である。これは、影寫でなくて臨摹の證據とされ得るであらう。

なほこの推定を別の方面から考察して見よう。それは書寫者の心理に根據を置くものである。

ふなれしきつらぬのみ

わらむにふらのあやみうりあしあはれいふ(二十四字)

あはれあやめあはれんあしあはれんあしあはれ(二十二字)

あつちこまよみあしはなはれあはれ(二十二字)

あつちあはれあはれあはれあはれ(二十二字)

あつちあはれあはれあはれあはれ(十八字)

一般に卷子本を冊子本に轉寫する時、奇數面の最終行にをさめられる字數が、普通の行の字數と相違する場合が少なくないが、それは書寫者の心理に次のやうな二つの著しい傾向があるからである。

一、文意を一應そこでまとめて、文又は節の段落をつけようとする。

二、原本の行末をここに於て處置し、改丁と同時に原本の新しい行をはじめようとする。

この二つの原因によつて、一行の字數は、多くの場合増加し易い傾向を有するのである。しかし、前者は原本に關係なく、書寫者の氣持の問題としてあらはれるが、後者は原本の行末及び行頭を

示唆するのである。

右の見解から、定家本の奇數面の最終行に行あまりとなつてゐる部分について、行頭と行末とを示唆するやうな事實が認められるか否かを見るに、

十二月廿三日	(二葉表)	も
一月十一日	(十四葉表)	ける
"	(十五葉表)	うたに
"	(十六葉表)	は
"	(十七葉表)	のいへる
"	(二十葉表)	を
"	(二十二葉表)	とて
"	(二十四葉表)	しらも
"	(二十七葉表)	を
"	(二十八葉表)	よる
二月四日	(三十三葉表)	といふ
"	(三十四葉表)	るは
"	(三十五葉表)	の
"	(四十葉表)	たる
九日	(四十葉表)	たる

十一日 (四十二葉表) と、めて

十六日 (四十五葉表) のもいはせず

以上十六箇所について見ると、いづれも文節のくぎりをつけるために、行あまりの文字を餘分に書いてある場合のみである。従つて、定家本から貫之の原本の行末及び行頭の示唆を發見することは不可能である。ただ、一箇所だけ貫之自筆の原本の行末行頭の文字に對して、重大な意見を暗示してゐる箇所が一ある。それは、

二月十六日 (四十六葉表) みるか、なしさ

の箇所である。この箇所には、「みるか、なしさ」の次に、「とそいへる」の五字があるべき筈であるが、定家は、ひきつづく四十六葉裏で改行する際、誤つてこの五字を脱してゐるのである。この脱文は、この五字が貫之自筆本には、少くとも行頭に位置してゐなかつたといふ重大な事實を示唆するものである。もし、原本の行頭に位置してゐたならば、定家は決して見落す筈はないのである。改丁と同時に、定家は「みるか、なしさ」の下につづく、「とそいへる」の五字が、原本に存在してゐたのを忘れ、原本で改行になつてゐる「なほあかすや云々」につづけてしまつたものと解せられるのである。即ち原本のこの部分は、行末が「とそいへる」であり、次の行頭が「なほあかすやあらむであつたといふこと」が出来るのである。この結論は、先に臨摹の部分の文字の連綿、行末の空白等を根據として推定せられた結論と全然一致するものである。

貫之自筆本の一行の字詰が二十二、三、四字の間であつたといふことは、右の如き種々なる點から

結論されるのであるが、更に全く別の立場からこの事を考察して見よう。別の立場といふのは、爲家本の脱文と、宗綱本の脱文とを根據とする立場である。

先づ爲家本について見るに、前にも述べたやうに、八四の6に

の如く脱文を補入してゐる箇所がある。これは如何なる理由によるかといふと、元來ここは

十四日あめふるけふるま京へとりやる

十五日けふるまゐてきたりふねのむつかしさに

ふねより

とあつたのを、爲家が「けふるま云々」十四日「十五日」等の類似語により、一旦錯覺を生じ、完全に一行即ち十五日けふるまゐてきたりふねのむつかしさにの二十二字を脱し、次の行の最初に位置する「ふね」に飛び、先づ「ふね」と誤つて書き、次にその誤つて書いた「ふね」の二字を消し、十五日以下十三字を補入したが、一旦消した「ふね」の二字を生かす符號を落したものと考へられるのである。さすれば、この脱文によつて原本の字詰は二十二字であつた事が確實に認定される譯である。或ひは又十五日の條が二十四字あつて、「ふね」の二字が行の最終に位置してゐたので、爲家が十四日の條を書き終り、次の行の終の「ふね」に移りして誤つたのかも知れない。さすれば、貫之自筆本の一行の字

数は、少くともこの部分に於ては、二十四字であつたことになるであらう。

次に、前章に於て述べたやうに、近衛家本にある四箇所の大きな脱文と、圖書寮本にある二箇所の大きな脱文によれば、宗綱自筆本は一行約二十二・三字詰であつたことは動かせない推定と思はれ、更に、近衛家本及び圖書寮本に共通せる脱文は、宗綱自筆本そのものに存在したものであることも明かであつて、その脱文の字数は一行二十三字であり、しかもその宗綱本に存する脱文は、貫之自筆本自身の一行の字数を示すものである。

以上のやうな各方面からのそれぞれの根據の上に立つて、貫之自筆本の一行の字数は、約二十二・三四の間であり、その假名の大きさは、定家の臨摹の文字よりもやや小さかつたであらうと断定しても、差支なからうと思はれるのである。

註一 脱文の字数によつて書本の一行の文字数を推定する方法の理論的根據については、本書第二部第十二章第三節参照。

第三節 原本の假名

貫之自筆本の假名を、体系的に考察することは、この小論文の目的ではない。それは、古文字學としての立場から改めて考察せられるべきものであり、しかもそれは、それ自身尤大な紙面を必要とするであらうと思はれる。そのやうな専門的研究は、他に自ら適任者があるであらうから、この小

論では貫之自筆本の再建といふ範圍に限定し、その範圍内に於て必要なかぎり、假名及びそれに附帶する二三の事項を概観して見たいと思ふ。

貫之自筆本の假名の推定が大體正しいとすれば、次にそれ等の假名の用法について見るに

一、貫之自筆本に於ては、あ行の「え」とや行の「え」とは區別せられ、前者には「ん」後者には「ん」のみが專用せられてゐる。

二、あ い お し ち て と ぬ ね ひ ふ へ ま め ゆ よ ら る れ ろ わ ゐ ゑ ん の二十三字は、異體の假名が用ゐられず、現行の假名と全然同一のものが専用せられてゐる。但し、ゆの字體は、ゆであつたであらう。

三、所謂變體假名のみ専用せられてゐるものは、んの二字以外にはない。

四、う(ウ) け(ケ) こ(コ) そ(ソ) つ(ツ) の此は(ハ) み(ミ) や(ヤ) の九字は、括弧内の變體假名又は略體假名が稀に用ゐられてゐる程度であつて、過半数は現行の假名と同一の字體が使用せられてゐる。

五、か(カ) あ(ア) き(キ) よ(ヨ) ま(マ) さ(サ) ぬ(ヌ) す(ス) あ(ア) せ(セ) た(タ) な(ナ) ふ(フ) れ(レ) ほ(ホ) ほ(ホ) ま(マ) む(ム) も(モ) り(リ) を(ヲ) の十四字にかぎり、その使用度は括弧内の假名の順位である。

六、全然現行字形を用ゐないものは、さ(サ) ぬ(ヌ) す(ス) あ(ア) の二字にすぎない。
七、んは、む う も ん に共通して用ゐられてゐる。

九、或やりニほ々の六字は一回のみあらはれてくるものである。りは後人の傍書に相違ないと思はれるが、他の五つの字體の特異性は何に起因するか明かでない。

等の事實を指摘することが出来る。

これ等の假名は、延長・承平の頃の實用文字を代表するものと見ることは、不都合ではあるまい。その當時の假名は、大矢透博士の假名遣及假名字體沿革史料所載の文獻に基いて、同博士が音圖及手習詞歌考第四章第五節に示された「空海時代の草假名字體」によつて知る事が出来る。これは弘仁年間から天曆年間に至る古經卷の傍訓中、片假名と共に用ゐられた平假名を蒐集分類されたものである。なほ、博士はこの外に、北白川宮家御藏に係る貞觀九年二月十六日智證大師所署の讚岐國戶籍謄本中、大屬有年の記入せる文をも一資料としてあげられた。今これ等に、御物周易抄、興福寺藏日本靈異記、貫之筆と傳へられる自家集切、桂宮御舊藏萬葉集、名家集切、寸松庵色紙、高野切乙類、小野道風筆と稱せられる消息、秋萩帖、繼色紙本阿彌切及び信義本神樂歌、道長筆御堂關白記、御物粘葉本倭漢朗詠集、傳佐理筆賀歌切等の平假名を比較して表示したものを附録に掲げて、参考に供することにしたが、その表によつて知られることは、

一、あ行とや行の「え」

土左日記に於ては、あ行の「えは、あ」やや行の「えは、ん」のみが專用されてゐる。この點では、自家集切と類似してゐるが、自家集切には「あしもと、めす、えこ、んす」と書かれてゐる。秋萩帖にはや行の「え」は「あ」が用ゐられてゐる。

二、平假名と草の假名

土左日記に使用されてゐる假名は、多くは日用の假名（女手）であるとして見てよいであらう。これ等は甚しく略化されたもので、貫之が特に女性に假託して書いたこの日記の創作の趣旨に符合してゐる。しかし、その女手なるものが、著しく現行の假名の正字體に接近してゐることは注意されねばならない。この點に於て、女手は古經卷の傍訓の假名の性質に通ふものがある。一方、ほぼ同時代の筆蹟と思はれる秋萩帖は、周知のやうに草の假名で書かれてゐる。一般に、實用的には女手即ち平假名が用ゐられ、美術的には草の假名が用ゐられたのではなからうかと思はれる。宇津保物語の成立した時代までには、男手（漢字）女手（平假名）男にもあらず女にもあらず（草の假名）かたかな（片假名）葦手の假名等の諸様式が完成してゐたやうであるが、片假名は漢文の傍訓や註釋などに用ゐられることが多く、葦手と草の假名とは、表向の場合とか、美術的な意味のある場合とかに多く用ゐられ、普通の日記、消息などの實用的な日用文に於ては、女手が一般に用ゐられたのではなからうかと推察せられる。しかし、土左日記は、貫之が自ら女子に假託して書いたものであるから、女手を用ゐてゐるのは當然であらう。

平假名は主に萬葉假名の草體から發達したものであるが、秋萩帖のやうな形態の行はれる時代を経て、土左日記のやうな略體の行はれる時代に至つたと考ふべきではなく、略體の女手が廣く一般に實用に供せられると共に、一方美術的な意圖のもとに、草の假名字體が重要視されてきたものと考へるのが至當ではなからうか。秋萩帖の假名には、萬葉假名から草の假名に移る古色が遺さ

れてゐるが、秋萩帖の書かれた時代には、まだ平假名字體は發生してをらず、又従つて一般に行はれてもゐなかつたと見ることは出来ない。むしろ、略體の平假名の方こそ、この日記に先立つて一部には盛に行はれてをり、更にこの日記によつて、より廣範圍に流行するやうになつたと考へるのが至當ではないかと思はれるのである。例へば、宇多天皇宸筆と傳へられてゐる周易抄には

手 お か ろ き 久 さ し ほ 俊 を る あ い と 能 ぬ は ひ ふ
ろ 未 れ る わ

等が用ゐられてをり、この日記と通ふものがある。この日記は、所謂女手としての平假名が如何なるものであるかを、我々に知らしめるのである。秋萩帖は、比較的初期に於て、賀歌切は比較的後代に於て、共に藝術的意圖のもとに書かれたものであつて、これ等と別に實用向の平假名の存在したことは、従來に於ても古經卷の傍訓等によつて推定されてゐた事實ではあるが、この日記の假名字體によつて、その推定を一層確實にすることが出来ると思はれる。自家集切もほぼ同時代のものと思はれるが、この日記に比較して、より多くの草の假名を含んでゐるのは、この日記よりも今少し美術的な意圖によつて書かれたからであるとは解せられないであらうか。もし秋萩帖が、道風の書に相違ないならば、彼は書道としての、又美術としての假名を興隆せしめた第一人者であるといふことが出来るであらう。このことは、一方から云へば、道風時代に書道が大いに興隆したことを意味するのである。この假名字の美術化に先立つて、實用化といふことが考へられ、その實用的な假名を普及せしめた人物こそ即ち貫之であると思はれる。

三、特殊の草の假名

和歌深秘抄の著者が、世あがりたる手跡にてさらによみ分かつた候つる」といひ、三條西實隆が「古代假名猶科蚪」といひ、近衛家本の筆者が「當世之假名使に不相應」と云つたのは、後代の假名のやうに字形が典型化してゐなかつた事を意味するのであらう。字體としては、よみにくいものとしては「あ」「い」「う」「え」等があるのみで、これ等以外には別に珍しいものはない。これ等の四字でさへ、假名字體そのものとしては、必ずしも珍しいとは云へない。この日記全體がよみにくいといふのは、その字體が草の假名であつたといふ意味ではなく、形が未だ十分類型化してゐないことと、文字と文字との連綿が一字一字の判讀を困難ならしめてゐたものと考へられるのである。

しかし、「と」「あ」とが、果して女手として見られるべきものであるか否かは、充分考慮しなければならない。萬葉假名としての「佐」は、奈良時代から平安時代にかけて行はれ、古事記、萬葉集、宣命琴歌譜等皆同様である。平假名の「さ」「ざ」「作」は、乃はいづれもこの傳統の中に發達したやうである。「散」の萬葉假名は、播磨風土記や萬葉集にも用ゐられてはゐるが、用例は甚だ少い。平安時代に入つて續日本後紀の假名や、三代實錄中の詔勅、元慶、延喜天慶の日本紀、竟宴歌、樂章類語抄中の催馬樂秘曲等にきはめて少數の用例があるのみである。このやうに、萬葉假名としては、「散」は「佐」に比して出現もおそく、使用範圍も狭いのであるが、その草體は平假名の「乃」とならんで草の假名に使用されたものやうである。これが秋萩帖に見えるのは、それが草の假名を主としたものである以上、少しも不思議でないが、平假名を主とした自家集切とこの日記とに見えるのは不審としなければならぬ。

或ひは、貫之は有數な漢學者であり、又書道の大家であつたから、散の草體なる「𠄎」に慣れてゐて、無意識の中に、この字を書いたのかも知れない。

次に「𠄎」は平假名としては「𠄎」と共に特殊なものである。萬葉假名としての「𠄎」も、奈良時代以來あまり用ゐられてゐない。「𠄎」は恐らくその草體の洗練されたものであつて、草の假名として用ゐられたものではなからうかと思はれる。「須」は萬葉假名としては、古事記・風土記・萬葉集等に皆用ゐられ、平安時代に至つては、琴歌譜・高橋氏文・古語拾遺・日本靈異記・延喜式の祝詞等にすべて用ゐられてゐる。この萬葉假名の傳統に立つ平假名としては、後又は「𠄎」が一般に行はれてゐる。しかし「𠄎」又は「𠄎」が常用されてゐるのに對して、「𠄎」の例の甚だ少いことは注意されなければならない。秋萩帖に見えるのは、今問題にするに及ばないであらう。賀歌切・本願寺本三十六人集中の貫之集・躬恒集・齋宮集等、關戸本朗詠集・元永本古今集等に見えるのは、いづれも書道として復興した後のものである。この復古的なものと、本來的なものとは、明かに區別せられるべきである。このやうな理由からして、自家集切やこの日記に見えるものは、むしろ草の假名と認めるべきものではないであらうか。日用の平假名としては、「𠄎」(ア)、「𠄎」(サ)、「𠄎」(レ)等と混同し易いために、一般的には流行しなかつたのではあるまいか。これを要するに「𠄎」と「𠄎」とは、貫之自身の偏向即ち一種の癖によつて、平假名の中に混用せられたものと考えたい。この點に於て、自家集切と土左日記との傾向の一致は、何等かの必然的な關係の存在を思はしめるのである。

女手即ち平假名を使用する人々の中には、支那の文字に對する教養の程度が、さ程高くない人々

もあつたであらう。従つて、彼等にとつて、畫の少い平易な字體が喜ばれるのは當然である。かくて、原の漢字の字形を知らないでも、平假名を使用し得る人々は多かつたに相違ない。一方、古經卷や漢文の傍訓に使用せられる假名は、元來漢字に對して補助的な意味のものであるといふ性質からしても、紙幅の制限や、時間の關係等からしても、畫の少い平易なものが喜ばれたのに相違ない。平假名發達の上に、傍訓と女手とが相互に接近し合ふ必然がここに認められるのである。

次に「𠄎」をあらはす「𠄎」については、新井白石の同文通考には、梵字の空點を取ると云ひ、龜田鵬齋の國字攷には、无の半體であるとの異説を引いてゐるが、なほ无から出るといふ通説をとるべきであらう。自家集切に「𠄎」とあり、有年に「𠄎」とあり、道風の消息に「𠄎」とあり、大智度論の傍訓に「𠄎」とあり、その例證が少くないのによつて明かである。「𠄎」は萬葉假名としてはあまり用ゐられず、「𠄎」「武」「無」の多きに比して、古事記や佛足石歌にわづかに一箇所用ゐられてゐるにすぎない。支那では「𠄎」は「無」と同じやうに用ゐられ、ことに佛教關係の書寫に於ては「𠄎」を常用してゐる位である。平安時代では琴歌譜・續日本後紀・三代及び文徳實錄・日本紀・竟宴歌等に見え、「𠄎」「武」「無」に比して、後に行はれたことが知られる。このやうに「𠄎」は萬葉假名としての使用は新しいが、平假名としての使用は、かへつて多いのである。

この日記に用ゐられてゐる場合は次のやうである。むうの假名を用ゐるものも之を併せ舉げる。但し青本・六九の「𠄎」の「𠄎」は、貫之自筆の原本には「𠄎」であつたものと推定されるから、今青本の「𠄎」の字數一を減じ、「𠄎」の字數に之を加へることにする。

	むんう	むんう	むんう	むんう	むんう	むんう	むんう	むんう
けん	五	らん	六	むんう	四六	なん(係)	一	一五
なん(願望)	一四	おほんとも	一	む(助動詞)	一	このん	一	一
きたんる	一	さんさ	二	くん	一	たんげ	二	二
つんたる	一	とかんる	一	すん	二	なやん	二	二
はなんげ	四	ひんかし	一四	なつん	一	ほんる	一	一
んとせ	二	んかし	七四	ふんとき	一	むつかしさ	一	一
んへも	一	んま	三四	むくわ	一			
うめる	一	うむ(前のうむ)	一	んまれ	一	うむ	一	一
むれ(群)	一	やんへくも	一	んろつ	二	んめ	一	一
よんへ	二	を(お)しむ	一	よんたひる	二	よん	一	一
				をん(お)	三	合計	二四	一三五
					四			四

右によると、同じ語が兩様に記されてゐる。例へば(括弧内はその使用度数)

- なん(二四) なむ(一)
- なん(四) なむ(二)
- ひんかし(四) ひむかし(二)
- んかし(七) むかし(四)
- んま(四) むま(三)

- んめ(一) むめ(一)
- をんな(一四) をむな(三)

右のやうに「ん」と「む」とは混用せられ、或る時は、
んまれ(二) うまれ(二)
うめる(一)

の如く「ん」と「う」とは混用せられてゐる。この音は「u」でもなく「mu」でもなく「n」でもない別の音であつたであらう。

次に「も」をあらはす「し」について見るに、萬葉假名としては「母」「毛」が最も多い。平安時代に入つては、續日本紀以下の四國史の歌、琴歌譜には「毛」「母」が主として用ゐられ、三代實錄には「毛」が用ゐられてゐる。日本紀竟宴歌にも「毛」が主に用ゐられ、字書の類及び古訓點の類に至つても亦同様である。このやうに「毛」は一般の勢力が大であつたので、ここから平假名としての「し」が成立するやうになつたものと思はれる。尤も有年や、信義本神樂歌や、寸松庵色紙や、秋萩帖等には、いづれも「毛」又は「毛」が多く用ゐられてゐるが、自家集切には「ん」が使用せられ、高野切乙にも「ん」が用ゐられてをり、近衛家藏の承德三年書寫の古謠集に「之无布禮利也」とあるやうに「し」の字形の發達には「无」の影響もあるであらう。なほ貫之自筆本の卷頭の「を」と「ん」すなる「のし」の傍に後人が「毛」と註記したのは、注意をうながしたものであつて、そのやうな註記の必要である所以は、その時代に「も」をあらはす「し」が已にす

たれてゐたからであらう。又爲家が巻頭第一行に「日記といふものを」と特に「ん」を書かないで「ん」を書いたのも原本の字形を模するといふよりも、註記に牽制されて、不知不識字源に近いと思ふ字體を用ゐたのであらう。

以上の「さ」「す」「む」の外に假名として注意すべきものに「ハ」と「ハ」とがある。先づ「ハ」は「ハ」から出たものである。「波」や「者」と共に萬葉假名にも用ゐられ、訓假名としても用ゐられてゐるが、平假名として用ゐられた例は平安時代に於ては少い。「ハ」と同じやうに、助詞の「ハ」に用ゐられる時、他字に附屬して小さく書かれるやうな傾向があつたのであらう。又「ハ」に混用される危険があるので、平假名としては勢力を得るに至らなかつたのであらう。「ハ」や「ア」は復古的なものとして、後に流行するやうになつたので、平假名としては「ハ」が早くから一般に用ゐられてゐたものと思はれる。

「ハ」について見ると、平安時代の初期の萬葉假名には「美」「三」「見」「未」が用ゐられてゐる。訓假名として「美」はあまり用ゐられない。春日博士のあげられたやうに、華嚴經點や羅磨伽經點等に「美」が現れ、又その省略體たる「美」「美」等も見えてゐるが、「美」は餘り用ゐられてゐない。併し、平假名としては最も單純化された「み」が多く用ゐられ、「ミ」は自然衰へて行つたやうである。それは、前者は、より一段の草化が不可能であり、かつ字義が影響するといふ不便があつたからであらうし、後者は「ら」「え」「く」「え」等の混同が生じ易く、紛らはしい字形であつたからであらう。しかして、「美」は、秋萩帖や自家集切に見えるが、これは萬葉假名の草體即ち書道的な意義の多い草の假名として見るべきものであり、實用的文字としての平假名として見るべきものではないやうに考へられる。下つて高野切賀歌

切朗詠集等に多く見られることは、この事情を證明するものと云ふことが出来るであらう。

註一 國語科學講座「文字學」中の吉澤義則博士「平假名の研究」昭和九年十月刊(参照)。

註二 「うめ」と「うま」とを「んめ」「んま」又は「むめ」「むま」と書いて、「うめ」「うま」と書かないのは注意すべきことである。「うめ」「うま」は萬葉集には、周知のやうに鳥梅・字梅・字米・汗米・米・有米等の如く、「う」と「半梅」の如く、「む」と「兩方」見えてゐる。しかし半梅の方には寫本によると「字」となつてゐるものがあるから、確かな證とはなし難い。しかるに、古今集卷十物名には「うめ」の題で

あなうめにつねなるべくも見えぬかなこひしかるべき香はにほひつゝ(木阿彌切・清輔本・昭和切・了佐切・定葉本)

なる歌があるが、これは「あな愛」と「うめ」とをいひかけたもので、これによると「う」の如くである。この事は和字正誤要略南嶺遺稿檜園隨筆仙臺問語等の早く指摘した所である。契沖は更に順集に「西四條宮源中納言のもとにてうも」を給はりてとて

うめつかは梅津(此のくれよりそなかれてのうれしき瀬々は見えんみなそこ

とあるのを指摘して、昔はすべて「うめ」とのみ書いたのであるが、中頃から「むめ」とのみ書くやうになつたと云つてゐる。倭名類聚抄にも「字女」とよませてゐる。しかるに元永本や筋切には「んめ」と書いてをり、倭名抄には「半豆保」とよませてゐるのとはどうであらうか。梅を「む」と書くことは所見がない。橋千蔵は「半」は「字」の誤寫と云つてゐるがさうではあるまい。音としては「ハ」に早く平安時代に入ると共に轉化したのであらうが、文獻の傳統的保守的な性質によつて「う」と書く場合もあり得たであらう。「うま」の方は日本書紀には「字麻」「字麻等」と書かれてをり、萬葉集には「わづかに一箇所牟麻」とあるのみで、多くは「字馬」「字麻」と書かれてゐるから、「ハ」音であつたであらう。しかるに倭名抄には「無馬」とあり、「无萬岐」「无末加比」「牟萬乃豆加佐」等すべて「む」である。土左日記に「う」の假名を用ゐないのは注意せられるべきである。橋本博士は「うめ梅」「うま馬」「うまる(生)」「うばら(舊)」「のやうなマ音の前の「う」は第一期(奈良朝)を限とする時期に於ては「ハ」音であつたと思はれるが、平安朝に入つてから、次のマ行音又はバ行音の子音(m)に化せられて「m」音になつた。(假名では「む」と書かれた)。この「m」音は音の性質から云へば、現代の「ん」音と同一のも

のである。國語と國文學昭和十三年十月號と云はれてゐる。次に「んまれ」「うまれ」「うむ」「うめる」等には「ん」と「う」が混用されてゐるが、これは音は轉化しても、文獻には強い習慣性があるから、そのために文字としては「う」が用ゐられたものと見られる。

第四節 原本に於ける假名の連綿

前に述べたやうに、爲家は貫之自筆本の假名と假名との運筆上の連綿については、あまり注意しなかつた。従つてその連綿に關するかぎり、彼の書寫は確實とは云へないのである。今定家臨摹の部分及び自家集切について見るに、原則として次のやうなことが云へるやうに思はれる。

一、連綿の切れ目は、文節の切れ目に一致する。

美術的な意圖によつて、淨書するやうな場合には例外もあらうが、日常の文書に於ては、意味の終末が書寫の單位をなし、ここで一度注意力が緊張をゆるめ、次の新しい注意力をよび起す空位點となる。墨つぎは多くここでなされるに相違ない。下官集には、讀む者の理解の心理について

「假名字かきつゝくる事

としのう ちには るはきにけりひ

とせをこ そとやい はむことし

如此書時よみときかたし句を書き大切よみやすきゆへ也

としのうちに 春はきにけり ひとせを

こそとやいはん ことしとやいはん

假令如此書

と云つてゐるが、書く者の側からもこのことは云へるであらう。ここに墨つぎや、連綿から、或る程度まで、草稿本と淨書本、實用の本と裝飾用の本とを區別することの出来る理由がある。

二、同一の單語内に於ては連綿は中斷しないのが普通である。

これも語として意識してゐるものが、一つのまとまつた全體として書寫の心理に作用するからであらう。

三、助詞は多くの場合、上の語に連續する。

例へば「ものをこまつの」あるを「あかすや」「ひとの」「ちとせに」「みましかは」「せましや」等である。

四、改行の際には書寫者に新しい注意が喚起される。

従つて改行の行頭に於ては比較的正確な文字が書かれる。墨つぎのなされるのも多くここであるが、自家集切にはその例が多い。

五、假名の字形は連綿の斷續に影響を與へる。

「し」「れ」「ん」「を」「此」「れ」「に」等は、終畫が右に向つて上る字であつて、次の文字の起筆に反對の方向をとつてゐるから、連綿には不適當である。「むまれ」「あらん」「くちを」「おほかれ」とまれ「やとに」等これである。又「む」「た」「い」「小」等は、終畫が點又はそれに類するもので、長く延されることを欲しないものである。「い」「へる」「ちとせ」「等いづれも連綿が中斷されてゐる。「や」「く」等は右下に擴がる性

質をもつてをり、下の文字を顧慮しない傾向がある。「わかやと」あかすや「せましや」とほく「わすれかたく」つくさす等がこれである。又「り」は下に長く引き、下の文字を顧慮しない性質を有するもので「とくやりてん」をはじめ連綿の中断した例が自家集切に多い。

六、文字によつて流動的な連綿性を有せず、静止的な固定性を有するものがある。

藝術的意圖のもとに書かれる場合に、文字の選擇のなされるのはこのためである。文字の配列とその連綿との間に、均整調和安定躍動の美が感ぜられるためには、それに適した字形が選ばれなければならぬ。書道に於て、日常の平假名の外に、萬葉假名の草體たる草の假名が復興してきたのは、かかる理由がその一をなしてゐるであらうと考へられる。

七、連綿線に於ては類似文字の混同することが屢々あり得る。

「あ」と「あ」「れ」と「わ」と「ち」「へ」と「つ」「み」と「へ」「よ」と「よ」「わ」と「つ」「ら」と「も」「を」と「を」「手」と「を」と「事」等の類似性の多い文字は、實用文字としては甚だ不完全である。依つてここに自然淘汰が行はれ次第に標準的な定型が作り出されたものと思はれる。

八、實用文字に於ては、書寫の速度の關係から、自然連綿體に適合したものが要求せられる。ここに於て、書道とは別に平假名の自然淘汰が行はれたに相違ない。例へば「わ」「ぬ」「え」に「く」「は」「く」「は」「つ」「つ」「は」「へ」「に」「も」「は」「ま」「に」「ん」「は」「も」「に」「は」「わ」に統一されるやうになつたのであらう。

以上の事柄は、定家の臨摹や、自家集切等に見える連綿を材料として考へ得られる所である。これ等は、確實な資料の上に立つ廣い書道史的知識と共に、書寫の心理學的研究に俟つて決せられる

ものが多いであらう。又從來は書道即ち美術的の文字としての假名資料は、大口鯛二氏・田中親美氏・尾上八郎博士その他の諸氏によつて熱心に蒐集研究せられてゐるが、延喜時代の日常實用の文字としての假名資料は、まだあまり多く知られてをらず、従つて何等整頓されるに至らない。貫之自筆土左日記はそのわづかな日常文字の資料としては、信頼に値する確かな資料である。

第五節 原本に於ける重點・句點及び聲點

貫之自筆本に於ては、重點は如何に用ゐられてゐるであらうか。先づ同じ單語内に於て同じ文字の重複する場合に用ゐられてゐることは云ふまでもない。例へば、

こゝろやり	こゝのつ	は	ち	かゝる	た
ひゝらき	いさゝか	た	は	し	か
はらつゝみ	すゝき	な	も	し	な
		な	も	し	な

次に同一の語を反覆する場合にも用ゐられてゐる。

ひとく　　ところく　　きるく

次に異なる單語の結合の場合にも用ゐられてゐる。例へば

一、名詞——動詞

かひゝろひしも	もつゝる	あるしゝたり	みつゝける
---------	------	--------	-------

二、名詞——助動詞

わかなりけり なり

三、名詞——助詞

くに、もの、こと、て

かすかの、こと、て

四、名詞——接尾語

ひと、も

くも、こと、おや、ひと

おや、ひと

かみよ、そのな、と

五、形容詞——名詞

よき、ぬ

六、助詞——名詞

あさちふの、へ

みえずして、けの

よあけて、あらひ

こゝろを、とこもし

なければ、のいふ

けふは、このうら

さかさらは、る

七、助詞——動詞

こゝろあるものは、ちす

われに、へきは

なかひつに、なひ

あるに、たり

せにも、てこす

ものも、のしたはて

うみと、ひて

なみに、たる

ふねの、ほる

ところに、たる

なと、りて

八、助詞——形容詞又は副詞

いまの、ろとも、くらひつれば、やく

くるか、なしさ

みるか、なしさ

九、動詞——助詞

いて、

一〇、接尾語——動詞

よきものとも、てきて

以上のやうに、重點を用ゐる場合は、種々雑多で、その用法には規則はなかつたやうである。又文が終止して、次の文にうつるやうな場合にも

なけくゝるしく

の如く重點を用ゐてゐる場合もある。

又當然重點を用ゐるさうに見える場合にも用ゐないことがある。例へば

しそきにしそき たてまつりたまへといふいふにしたかひて

わらふふねの、ほること とくとおもふふね

等がこれである。かくて重點には法則は認められなないと云つてよいと思はれる。

句點は附してない。聲點も亦同様である。源氏物語に於ても、青表紙本の原本には句點聲點は附してゐない。河内本に於てはじめて附せられてゐる。土左日記に於ては、前にも述べたやうに

實隆本に至つてはじめてこれが附せられた。傍書及び勘物は、前章に於て述べたやうに、本文中數箇所に加へられてゐたが、恐らくそれ等は院政時代以前に加へられたものと考へられる。

第六節 原本に使用せられたる漢字

貫之自筆の原本には漢字を使用することが比較的少い。總字數「二〇〇〇〇餘字で、その中漢字は二〇二であり、その種類は左の通りである。括弧内はその使用度數である。

一五	二七	三六	四〇	五七	六六	七五	八五	九五	十一八
廿二八	卅二	千二	日五九	白二	京一三	子四	講二	師三	故二
文二	願二	院二	字三	散三	中二	月二	色二	明二	神二
郎二	記二	元二	人二	不二	用二	相二	者二	將二	應二
病二	寺二	多二	等二						

右の中、子・日・人・子・千は訓を用ゐたやうである。「日」の中にも一箇所訓を用ゐてゐる。即ち

二の 4 日しきりに

五四の 4 けふは子日なりければ

五五の 2 子日のうたにてはいかゝあらん

七三の 7 おもひのほかなる人

- 八〇の 8 子ともなかりき
- 八一の 1 子うめるものともあり
- 九〇の 6 千とせやすきにけん

「日」と「子(ね)」と「千」とは、或ひは假名として用ゐられたものかも知れないが、「ひ」は「ひのみ」ねは「ねのみ」を専用してゐるし、ことに「子日」は他の箇所五四の 5 に「ねのひ」ともあり、熟語として用ゐてゐる事が確かであるから、やはり漢字と見るのが妥當であらう。子(三)と人とは、明かに漢字である。「千(ち)」はこの一字以外は「ち」のみが専用されてゐる。よつてここでは漢字として取扱つておくが、繼色紙に「千(ち)らて散らで」とあり、寸松庵色紙に「ふちはらの千かけ」とあつて、假名に用ゐる例が多いから、或ひは假名と見るべきであるかも知れない。しかし「千」は當時の常用の平假名では恐らくなかつたであらう。「千(ち)」は傍訓假名又は片假名としては多く用ゐられたが、平假名の連綿には適しないために、早くすたれたのであらう。

以上の如く、わづかの例外はあるが、他の大部分は漢字として用ゐられたものである。漢字は假名の活用語尾を伴ふ動詞の場合には用ゐられないで、名詞の場合のみ用ゐられてゐることは、注意されなければならない。以下主なものについて考へて見よう。

一、一の 1 日記

「日記」は「ニキ」又は「ニツキ」と訓んだに相違ない。但し「ヒキ」とよんだ例もあることは、後のものではあるが、前田家本今鏡(吉野時代の書寫)に見えてゐる。

二、二の6 いつものくにまでとたひらかに願たつ

四五の2 おほろけの願によりてにやあらん

「願」は諸本すべて漢字であるが、妙壽院本以後「ねがひ」と假名書になつたので、今日では「ねがひ」といふことに決定されてゐるかのやうであるが、それは誤であらう。

この「願」については、大秀が「ぐわん」は諸本假名にて「ねがひたつ」とかけり。按、諸の物語書どもに、かかる處はことごとく「ぐわん」といへり。ねがひと詞にいへること、をさ／＼きこえず。當時、かく云ならひなるべし。されば類從本に眞字にかきたるによりて、今、字音に「グワン」とよみつと云ひ、藤井高尙も、土左日記の今の本に「づみの國までたひらか」とねがひたつとあるは、うつす人のかなにかきなしたるひがごとくなるべし。中ごろの例に「たがへり」と道破してゐるのは卓見である。竹取物語に「この人々家にかへりて物をおもひのりをし願をたつ夕顔巻に願などもたてさせむ須磨巻、多くたてつる願の力なるべし、明石巻、さまざまの願をたて玉鬘巻、多くの願立て申し給ひき、浮舟巻、長谷石山などに願をなむたて侍る、手習巻、ふるき願ありてはつせにまうでけり等は、決して「ねがひ」とは書かれてゐない。諸傳本のすべて一致して漢字で書くか、又は「ぐわん」と書いてゐるものである。尤も東屋巻に「年ごろのねがひのみつ心地して、人のねがひをみて給はむこそ尊からめ」とあるのは、神佛への「願」の意ではなく、希望の意であるから、「ねがひ」でも差支はない。

三、五の5 郎等

「等」は諸本すべて「予」なる草體を用ゐてゐる。これは恐らく貫之自筆本の面目を傳へるものであ

らう。大島本が「あ」を「あ」に誤り、そのために、その下流に立つ妙壽院本が「郎あまた」とよみ、一方諸本は「郎を」をのこしと訓んで「を」のこらまで「を」のこらともまで等と本文を定めたのは、いづれも誤である。郎等は字書の類に單に「わかもの家來從者」といふ風に譯してあるが、この場合は、さういふ普通の意味ではない。將門記以下の軍記物語に見える武家の家の子郎黨とはいささか意味を異にしてゐるやうである。即ち次の諸例を見るに、

朝野群載廿二 諸國雜事 國務條々事

一、制止途中亂事

新任之吏赴向任國之間、郎等從類之中、或奪取人物、或鬪亂同僚、仍郎等之中、撰定清廉勇士、令制止件事。

一、前使立吏幹勇堪郎等一兩人、令點一定夕宿所事、進前途之間、自經日月、若無支度、至晚景、則自有不合事、仍前立件郎等一兩人、可令點定夕宿、若有不合事者、一人還來可申事由、即有途中用意也。

一、不可令詈罵家并無止郎等事
(前略) 凡奉公之責、是爲我身、縱雖最愛之子息并郎等、若不憚制止、早以追却、不濟公事、得不治名之時、何子息郎等相扶我乎。

一、不可用五位以上郎等事

五位有官郎等、是不治之根本也、雖張行惡事、依爲有位之者、強不能抑屈、內搔首、外難強制、適雖令諫、知能無信受、縱雖近親、一切停止。

源氏物語 玉鬘

はかばかしく身のたすけと思ふ郎等どもはみなゐてきにけり。(故大宰少貳に仕へたる郎等)

同 浮舟

又このあやまちしたるもよき郎等なれど、かかるあやまちしたるものをいかでつかはんとて。(右近の姉なる者常陸介の侍女として下り、郎等二人に通じ、一人の男今一人の男を殺す語。)

新猿樂記

四郎君受領郎等刺史執鞭之圖也、於五畿七道無不^{イダク}屈。

以上の如く、地方官に仕へる者、即ち主と共に任地に赴き、その主をたすけるものの意であるが、後武家の家來の意味に用ゐられ、更に武家以外の若黨の意にも轉用された。例へば將門記後三年軍記、保元物語、平治物語、平家物語、源平盛衰記等に屢々見えるものがこれである。しかしこの日記では、明かに國司の從者を意味し、特に漢語的な郎等といふ語を用ゐたのである。

四、六の1 京

これを「みやこ」とよませてゐる註釋書は、すべて私意によるものである。「きやう」と字音でよむのは當時の慣例である。「みやこ」といふ場合には、必ず假名で書かれてゐる。平安時代の古筆の中で「都」と書いて、訓でよませてゐる例は管見に入らない。中村氏が「貫之自筆本」には「都」「京」の字が兩様に書かれてゐたと云はれたのは如何なる根據によられたのか不審である。「京」と「きやう」と兩様に書いてゐるのは、古今伊勢源氏その他の鎌倉時代もしくはそれ以前の古寫本の通例である。

五、七四の5 病者

「やまふひと」(板本)やまひと(爲相本)等は例のさかしらによる改竄である。音で「ビヤウザ」「パウザ」等とよむべきである。妙壽院本に「パウザ」とよませたのは源氏物語などの例によつたものであらうが、併し「パウザ」か「ビヤウザ」かについては、なほ大いに疑問がある。ただ少くとも病者は音讀すべきであり、又さういふ語彙が當時廣く一般に日用語として行はれてゐたことはたしかである。

日本書紀、政治要略、延喜式、類聚三代格等をはじめ、古事談、太平記、宇治拾遺物語等に「病者」の字が見える。源氏物語について見ると、

夕顔卷 この五六日ここに侍れどばうざのことを思ふたまへあつかひ侍るほどに

一、青表紙本系統はうさ大島氏本、神原家本、横山氏本、架藏本、宵柏自筆本、三條西家證本等。「ひやうさ」御物本。

二、河内本系統、わつらふ人御物七毫源氏、高松宮家御本、尾州家本、大島氏本、鳳來寺本、架藏本等。

三、別本 近衛家本、ひやうしや

若菜卷下 月ごろは色々のびやうざをのみあつかひ心のいとまなきほど

一、青表紙本系統、ひやうさ

二、河内本系統、ひやうさ御物本、御物七毫源氏、高松宮家御本、尾州家本、平瀬家本、大島氏本、鳳來寺本、國冬筆本等。

三、別本、ひやうさ保坂氏本、阿里莫神社本

手習卷 重きばうぎのためあやしきことどもや

一、青表紙本系統「ひやうさ」大島氏本、傳爲氏筆本、竹柏筆本、三條西家證本

「ひやうしや」榊原家本

二、河内本系統「ひやうさ」御物本、御物七毫源氏、尾州家本、平瀬家本、大島氏本、鳳來寺本、架藏本等。

三、別本系統「ひやうさ」高松宮家御本、近衛家本、國冬筆本、阿里莫神社本

「はうさ」保坂氏本

「病者」桃園文庫本

以上のやうに、源氏物語にあらはれる「病者」は各系統の代表的古寫本がすべて音をとつてゐる。しかして、夕顔卷の河内本は「病者」の訓と見るべきものではなく、別の語と見るべきものであらう。

六、七七の6 不用

諸本はみな漢字で書かれてゐる。このよみ方については諸説がある。爲相本には「ふよう」と音讀してゐるが、恐らくこれが正しいであらう。元來ここは「不用」とあつたのを妙壽院本を轉寫した者が「魚用ヒス」と書いたのが端となり、見聞抄附註以下現在までの諸註は、一様に「もちひす」と訓讀し、意味は「食はず」としてゐるが、これが正しいとは容易に云へない。文意は「せつかく魚はあるが精進だから役に立たぬ、用に立たぬ、無駄だ」の意であらう。貫之集、津保物語、落窪物語、源氏物語等に用例の多い「よう」あり「又は用ず」の否定をあらはしてゐるのである。「用ゐる」は、後撰時代から、上一段の「用ゐる」から轉じた上二段の「用ふ」の連用形「用ひ」を「餅」にかける例が多く見える。

源仲正集 (大木集廿二所歌) に

千代までも影をならべて逢ひ見むと祝ふ鏡のもちひざらめや

とあり、藤原經衡(延久四年卒)の集に、餅にかけて、

肴には何もあれどもこの中に心につかばこれをもちひよ

とあるが如きこれである。後者は「食す」意味に用ゐられてゐるが、「餅」にかけてない場合、單に魚を食する場合に「魚を用ゐる」と云つた例は管見に入らない。尤も台記久壽元年十二月十九日の條に

兼長當日不用魚類

とあるが、この「もちゐず」は調理に使用せずの意であらう。この日記の「不用」も、魚類を使用せずの意かも知れない。又「ふよう」と音讀する場合には、多く助動詞の「なり」が附く筈であるが、ここにはついてゐないのであるから、或ひは、使用せずの意で「もちゐず」と訓むべきであるのかも知れない。しかし「なり」はつかなくても

源氏物語 蓬生

この宮をばふようのものにふみすぎて

枕草子

臺盤のうへにあやしきめのありしをただとりとひまぎらはししかば(中略)それにてなん申さずなりにし。わらひなましかばふようぞかし

等「不用」なると云はない例がある上に、簡潔を主とする日記の文に於ては單に「ふよう」としても誤と

は云へないと思ふ。

七九ノ三 故

音讀である。業平は三代實錄によれば、元慶四年五月廿八日(五四〇)に卒し、惟喬親王は寛平九年二月廿日(伊勢物語關疑抄源氏系圖・皇胤紹運錄等すべてあやまる)に薨せられてゐる。「故」は故人を親しみ尊んでよぶ場合に多く用ゐられる。「故殿」「故姫君」「故院」「故大納言」等物語・日記の類に所見が多い。

- 註一 田中大秀著 土佐日記解参照。
- 註二 藤井高尙著 三のしるべ参照。

第七節 原本の假名遣

貫之自筆本には假名遣の誤はなかつたといつてよろしいが、注意すべきものの一二をあげて見よう。

一、あ行のえとや行のえ

貫之自筆本はこの二種の「え」は前者に於ては「ゑ」を用ゐ、後者に於ては「わ」を用ゐてゐる。えの假名として普通行はれるのは「え」「ゑ」等であり、「ゑ」は「衣」より、「わ」は「江」より、「あ」は「要」より變化したものである。「わ」の字源を「衣」又は「依」なりとなす説(蘇爾雅以呂波傳伊呂波問辨談微字説等)の非なることは云ふまでもない。大矢博士の假名字體沿革史料によれば、天曆五年の識語のある蘇悉地羯羅經略疏の傍訓

には、あ行・や行の「え」の分別は正しい。古筆切について見ると、前にも述べたやうに、自家集切には

えしもとゝめす (あ行)

こゑす(越エ) (や行)

とあつて正しく分別されてゐる。延喜四年の識語のある興福寺藏日本靈異記も亦同様であり、信義本神樂歌にもや行には「わ」を用ゐてゐる。秋萩帖にも一方的ではあるが

そらにきあつゝ (消エ)

こかけたにみあす(見エ)

あたにかへれる (枝)

等正用であり、繼色紙も

ゆきにまかひてみえすとも

なみもこえなむ

等の如く正用である。

高野切乙・丙・桂本萬葉集名家集切等すべて「え」を用ゐ、小島切・本阿彌切・高野切甲・關戸本古今集等には「ゑ」又は「ゐ」を混用してゐる。かかる資料の中に、貫之自筆土左日記の假名だけは、すべてあ行を「ゑ」に、や行を「わ」に統一せられてゐるのであつて、この點は注意すべきである。

や行の「え」の萬葉假名としては、記紀には「延萬葉」には「延」が「要」が多く用ゐられてゐるが、「江」も訓假名として多く用ゐられ、又靈異記や菅家萬葉集等に屢々用ゐられてゐる。古訓點に於ては、「延」「江」も用ゐ


られたが、主として「江」が用ゐられてゐる。平假名に於て「わ」が他の「ま」「あ」に比してより一般的に通用せられたことは、萬葉假名に於けると共に、訓點假名に於ける勢力の傳統といふべきであらう。訓點の方面では、紙幅の制限や時間等の關係から、なるべく正確で簡単な字形が選ばれるのであるが、平假名に於ても亦同様な傾向があるので、訓點の方で専用されてゐる「わ」が平假名として勢力をもつて來たのは當然と云つてよいであらう。古筆切に於て「ま」「あ」が多く用ゐられてゐるのは、平易を主とする實用文字として常用されたものではなく、書道的・美術的の文字として復興した後で使用され出したものとすべきではないであらうか。

土左日記の假名に、あ行や行の二音をあらはす假名の區別が見られるといふことは、延長・承平の頃、この「e」「ye」二音が實際に於て區別されてゐたといふ證據にはならない。何となれば、音の變化は、直ちには文字を支配しないものであるからである。これは文獻の性質に見られる消極性と保守性とから容易に説明せられ得るであらう。「e」「ye」兩音が混同して語頭以外は「ye」に統一された後に於て平假名のみ別の「e」音をあらはしてゐた「え」に逆に統一されたといふことは、不自然のやうであるが、實は決してさうではない。元來「わ」の字形は「つ」「は」「ひ」「い」等と混同される危険を充分もつてゐる。そこでそのやうな危険のない「え」が自然勢力を得るに至るのは自然のことである。とにかく土左日記の假名文字遣に於て注意せられることは、平假名の一般的に行はれるやうになつた當初即ちあ行や行二音の區別の生じた直後に於ては、あ行の代表は「わ」、や行の代表は「あ」よりもむしろ「わ」であつたといふことを證明し、我々が古訓點の方面から試みてゐた推定を正しいものとして實證

した點である。

二、おふせ

六六の1 おふせたふなり

定家本爲相本は「おほせ」とある。實隆本は「おふせ」であり、宗綱本は近衛本がこの部分が缺けてゐるのでよく分らないが、圖書寮本は「おほせ」であるから、「おほせ」であつたやうにも考へられるが、なほ又圖書寮本の「ほ」「せ」で、或ひは「不」即ち「ふ」とよむべきであるかも知れない。この圖書寮本に、朱筆の校合(三條西家本との校合)がなされてゐないのは、校合者が校合本たる西室院筆紙の實隆本の本文と、この本(圖書寮本)の本文とが同一であると見做したか、はなからうかと思はれ、右の推定の一根據となし得るのである。

中村氏は「ここは仰の義の様であるから、課では當らないと思はれる。しかし假名はどちらにしても「おほせ」である。」と云はれてゐるが、貫之自筆本には「おふせ」とあつたことは、本文の批判的研究からして疑ふ餘地のない所である。或ひは「お不せ」とあり、本「の」草體より來た「せ」が「不」の草體に由來する「不」の如くよまれたための誤寫ではないかとも疑はれるが、貫之は、この日記に於て決して「ほ」「せ」の假名を用ゐてゐないのであるから、この可能性は不充分である。しからは、貫之は假名遣を誤つたものと解せられるべきであらうか。

萬葉集卷二十に

志保不尼乃弊古祖志良奈美爾波志久母於不世他麻保加於母波弊奈久爾

第五章 貫之自筆本の形態とその性質

校本萬葉集を見ると右の「於不世」の箇所は本文の異同はない。萬葉集古義に

於不世他麻保加は科賜哉なり。科とは防人に差科するを云、於不世は於保世と通ひて同言なり。他麻保、他麻不同じき如し（略解に他より令負にはおほせ、自負にはオフの假字なるをこゝに於不世とあるはいかなれど通はしいへるならむといへり）

とある。又阿女都千の詞の「おふせよ」の意味は明かでなく、或ひは「生育せよ」の義とも云はれてゐるが、或ひはまた右の萬葉集の「仰せよ」と同義かも知れない。

右の萬葉集卷二十の歌は中島廣足がかりのしづ枝に於て、

「前懸於不世たまほかおもはへなくにとある於不世も仰の意にてはあれど、こは東歌にて詞たみたれば云々」

と指摘したやうに、地方的な訛音が入つてゐるか、又は口語的な音が入つてゐるかのいづれかであらう。土左日記の「おふせたふなり云々」といふのは、楫取が舟子どもに云ひ聞かせる詞であつて、これも京都の言葉ではないと考へるのが至當であらう。この日記には、この外にも民謡はもとより方言をも、そのまま取り入れたと思はれる所がある。右の「おふせ」も或ひは方言をそのまま書いたものかも知れない。これにはかに誤とすることは出来ない。少くとも貫之自筆本に於ては「おふせ」となつてゐたことはたしかだと思はれる。

三、むくい

四六の9 かいそくむくいせん

青 ひくみ
定 むいみ
近 むいみ
圖 むいみ
三 むいみ
大 むいみ
爲 むいみ

この個所の異文は、



の如き本文系統を有する。この異文の系統關係については、次の三つの假定が可能である。(一)もし本文批判の正常なる見解よりすれば、「むくゐ」をもつて原形なりと考へなければならぬ。何となれば、原本より直接寫された定家本と、比較的書寫の正確なる三條西家本とが、原本を臨摹せる爲家本の本文と同一であるといふ強みを有するからである。もし三本の誤謬とすれば、このやうな共通の誤謬は、原本に陥穽のないかぎり起り得ないのが普通である。「むくゆ」は、名義抄に「報 ムタユ」とあり、字鏡に「僧、復也、報也、牟久伊、又豆久乃布」とあるやうに、や行の上二段の動詞から轉じた名詞であるから、「むくゐ」では正しくない筈である。國語學上の定説としては、平安時代の盛時をすぎると、「ひ」の音は「ゐ」の音となり、院政時代に至ると、「ゐ」の音は更に「い」の音となつたとのことである。貫之の時代には、「むくい」が「むくゐ」と書かれる筈はないと思はれるが、併し土左日記のこの部分は口語をそのまま書いたものであり、實際のことばとして「い」の前にある母音「ゐ」の影響によつて、「い」が「ゐ」の如く發音され、その發音のままが記載されたものとは考へられないであらうか。(二)報は元來や行上二段の動詞から變じた名詞であるから、正しくは「むくい」でなければならぬが、この動詞は、は行自動四段及び他動四段に轉用せられる。後の例ではあるが、平家物語二小松教訓は、や身の上に報はれにき、同七福原落事、怪しの鳥けたものも思を報じ徳をむくふ心は候也、方丈記、報ふ(影考館本^上に作るべき力なければ)、以上大言海等がこれである。和訓類林は出典が明かでなく、信用し難いものも少くないとはされてゐるが、答、武久布書經(酬也)とあり、詞の志起浪にも源氏物語新釋を引いて「むくひむくふとも用ふべし。ヘンボウ」とある。もしこの假名の轉用を今までに知られてゐる年代より

前に溯らしめることが出来るならば、「ひ」が「ゐ」に轉じた時代をも、同時にくり上げることによつて、この書き方は是認され得るかも知れない。(三)右の二つの假定に無理な點があるとするとすれば、諸本の異文の説明を可能にする爲に、最後に貫之自筆本に傍書のあつたことを假想する手段がある。貫之の原本に傍書が存したといふことは、前に述べた所である。しかし、爲家は多くの場合はなるべくその傍書をもそのまま臨摹する態度をとつたのであるが、場合によつては、その中妥當と思はれる方のみを採用するといふ方法をもとつたのである。そこで、この部分も貫之自筆の原本に

むくい

と、本行の傍に後人の書入れが存してゐたのではなからうかとの推定が一應可能となるのである。元來、「い」は、自家集切や高野切乙などに見えるやうに、「ひ」に混同され易く、又、「ひ」は大智度論に見えるやうに、「い」に混同され易い形である。この日記の「い」についても、後人が先づ「ひ」と誤認し、その傍に「ゐ」と書き入れて注意を喚起してゐたのを、定家は例の如く傍書に従ひ、宗綱や實隆はその形を傳へたのではなからうかと察せられる。近衛家本に、

むくひ

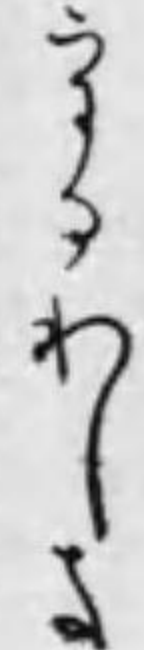
とあるのは、宗綱本の面目を傳へるものであり、その宗綱本が原本の形をのこしてゐる證據とされるのである。かくて、實隆本中の對立せる族を形成する大島氏本と三條西家本とは、それぞれの書寫者が、その傍に従ふか、本行に従ふかによつて異文を對立せしめたのではなからうか。しかし、その傍書は、は行とわ行との音の混亂の生じた一條天、皇の時代より以後になされたのではなから


うかと思はれるのである。

以上の三つの假定の中諸本の異文の對立を説明することの出来るのは(三)であらうと思はれるが、にはかにいづれとも決し難い。なほ疑をあげて後考をまちたいと思ふ。

四、うるわしき

六三の1 うるわしき

青 

定 



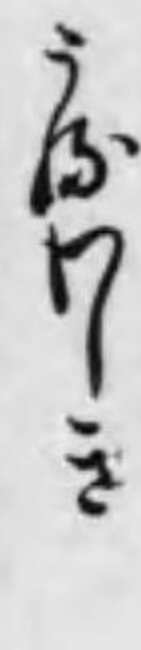


近 

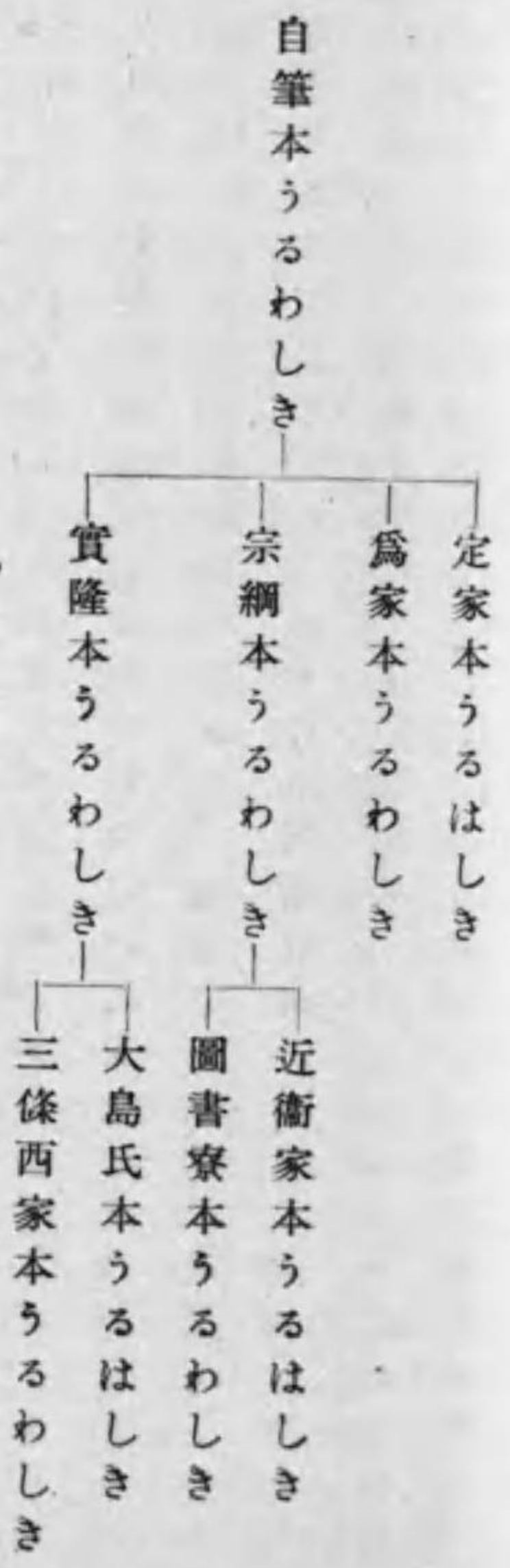
圖 

三 

大 

爲 

これは平安時代の初期の文獻にその用例が見える。例へば、天安以前の點と認められてゐる金光明最勝王經に「彩をウルワシキ」と訓んでゐる外、多くの例があり、已に國語學者の容認する所となつてゐるやうであるから、今は誤と認めない。異文の系統は左の如くである。



本文批判の立場からは「うるわしき」が本來的であつて、「うるはしき」は誤寫と認むべきであらう。

なほ貫之自筆本には上代特殊假名遣が認められるか否か、即ち「きけこそとのひへみめよろ」の十二の假名に、甲乙兩類の正しい使ひわけが存するか否かについては、奥の山路に基いて調査した結果、使ひわけは存しないといふ豫想通りの結論を得た。當然のことではあるけれども序でに附記しておく。

なほ以上の外、假名遣に關聯する一二の事項について述べておきたい。

一、三一の6 とうかあまり

諸本はすべて「とうか」であつて、「とをか」となつてゐるものはない。恐らく原本には「を」の假名が「の」やうな形で書かれてをり、それが「の」やうな「う」と分別の困難な字形であつたため、誤られたのはなからうか。或ひは高野切乙などに見える「の」やうな「を」が書かれてゐたために、諸本がすべて「う」に誤つたのかも知れない。しかし、土左日記の原本に使用せられた「を」の假名の統計をとつて見

ると「字」が一八八を「二一」といふ割合であつて、りのやうな「を」は全く使用されてゐないのであるから、やはり「字」のやうな「を」が「字」のやうな「う」に誤られたと見るべきであらう。訓點假名の類や、延喜四年の識語のある日本靈異記に(字)のやうな「を」や(字)のやうな「う」が用ゐられてゐて、混同せられる可能性が非常に多い。七九の7にも、已に述べたやうに、「字」の字は、もと「字」と書いてそれを後から訂正した箇所もある位であるから、こゝも爲家が無意識的に誤つたのかも知れない。しかし諸本が一致して「とうか」と書いてゐる以上は、或ひは貫之の自筆本に已に轉化してゐたのかも知れない。源氏物語にも「う」と「を」を相互に混同した例は少くない。例へば野分巻に

青表紙本 風はしをにことくはふ

河内本別本 風はし、うのかにことにほふ

とあるのは、「し、う」が正しく、「し」を「が」誤であることは云ふまでもない。「う」と「を」を混同したのである。又篝火巻に

うちまつおどろくしからぬほどにおきてさししぞきてともしたれば

とあり、現存の青表紙本、河内本別本のすべての系統の諸本が全部「うちまつ」となつてゐる。ただ國冬自筆本(別本)が「まつ」とあるのみである。周知の如く、雅言集覽は、この「うちまつ」は「をりまつ」を誤寫したものであらうとしてゐるが、大日本國語辭典には、この説がそのまま採用せられてゐる。契沖は源註拾遺に於て「打松を折松ともいふ歟、折と打とまがふべければ折松を打松と書なせるにや」と云つてゐる。又一説に、蜻蛉日記、宇津保物語、藏開祭の使、國讓、嵯峨院等の諸巻及び落窪物語等に見

えてゐる「さいまつ」は折松の音便であつて、この「折松」を「折松」又は「打松」と誤つたのであるとも云はれてゐる。この「うちまつ」は「をりまつ」を誤つたものであるといふ雅望の説は信じ難く、又「折」「打」の三つの漢字の混同に歸する説もいがかと思はれる。院政初期に書寫せられた前田家藏十巻本歌合巻中に存する三條左大臣歌合の假名日記に「すゑつかたにかゝりふたともしうちまつあつかりていひしらぬをのこあり」と明記してあるによつても「うちまつ」は「をりまつ」の誤寫でないことは明かである。「むしろ」を「りまつ」の方こそ「うちまつ」を誤つたと見られるのである。「うち」「り」との混同と解したのである。

二、五〇の6 かちとりのまうしてたてまつる

諸本はすべて「まうして」となつてゐる。「まをして」となつてゐるものはない。「申」は萬葉集には「麻乎志」「麻遠志」「麻乎須」等と見えてゐるがただ卷十八に

保里江欲里水乎妣吉之都追美布禰左須之津乎能登母波加波能瀬麻宇勢

とあり、諸本皆同じく、和歌童蒙抄にも「マウセ」としてゐる。「とをか」十日の場合と同様に「宇」は「乎」の誤寫ではないかと思はれるが、古義には

申の假字は、古事記仁徳天皇條、歌に、母能麻袁須雄略天皇、大御歌に、意富麻幣爾麻袁須などあるを初めて、集中にも多くは然云り、故本居氏は宇は乎の誤れる歟といはれたる、さることなれど、此下に美知能久乃小田在山爾金有等麻宇之多麻敵禮云々、廿卷に於夜爾麻宇佐禰ともあれば、奈良朝の季より音便に麻宇須ともいへるなるべし。

と云つてゐる。

三、七九の 8 いまけふある

諸註は「きやう」と改め「興」の意としてゐる。山田孝雄博士は「今日」の意ではなからうか、いまけふといふやうに同じ意味の名詞・副詞をならべて用ゐる語法は例のないことではないとされてゐる由中村氏の書に見える。恐らく博士の云はれる通りであらう。従つて字音假名遣の誤と見るべきではないであらう。少くとも貫之自筆本には「けふ」とあり「きやう」とあつたのではない。字音假名遣の混乱は古くから見られるが、併しここでは意味の上からしてもこのまま「けふ」で差支はないと思はれる。

四、八二の 8 よこほれる

末流の刊本諸註等に「よこをれる」としたものと「よこ折れる」としたものがある。古今集の諸本に

は

一、高野切 きよの誤こほりくやる

二、關戸本 よこほりくせる

三、元永本 よこほりこやる

四、清輔本 よこほりこせる

の如くであり、承德本古語集（近衛家蔵）には

與古者之利世留

とあつて詞が異つてゐる。いづれにせよ貫之自筆の土左日記には「よこほれる」とあつたことは疑ふ餘地はない。この土左日記の本文は、古今集の本文批判の上にも参考せられるべき資料である。

註一 この歌合は貞元二年八月十六日、三條左大臣頼忠の邸で催された歌合の記録であり、その書寫の年時は宇治關白頼通の在世時代と推定されるものである。この日記に「うちまつ」とあるからは、雅望の説のやうに、あながちに源氏物語の諸傳本の誤寫と断定することは出来ない。

第八節 本文の疑義

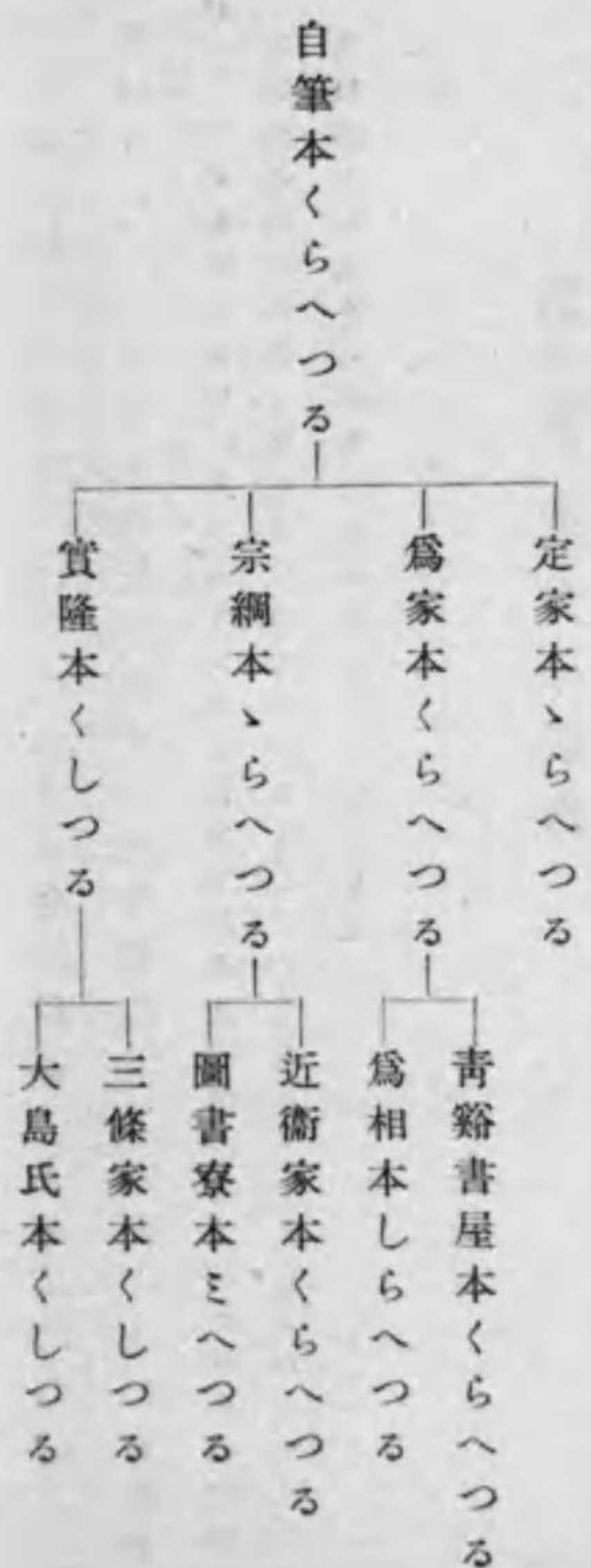
ここでは難解な本文の註釋をなさうとするのではない。本文として疑問の存する箇所及び從來誤つてあつたかも知定本の如く信用せられてゐる本文について検討しようとするのである。定家が貫之自筆本を書寫した時に「不讀得所々多」と云ひ、爲家も「不讀解事少々在之」といひ、實隆は「末愚臨寫有魯魚哉」といひ、又この日記を講じた時に、件日記所々覺悟し得ざる所多し」と云つてゐる。原本には容易に讀み得られない所があり、又原本自身にも誤脱があつたであらうと思はれる。その誤脱の箇所については已に言及した。ここでは、本文上疑問のある箇所のみについて見よう。

一、二の 2 よくくらへつる

この部分は定家の所謂「不讀得所」であつたと思はれる。定家は私意をもつて改めることをせず、原本の字形をそのまま忠實に傳へたのである。今その假定の上に立つて考へて見よう。

青 ろくろへつる
 定 よくろへつる
 近 よくろへつる
 圖 ろくろへつる
 三 ろくろへつる
 大 ろくろへつる
 爲 ろくろへつる

この箇所の本文系統は次のやうになるであらう。



以上の中「し」らへ「爲相本」は「く」のあやまり「みへ」圖書寮本も「らへ」と讀めないことはない。宗綱も讀めないままに原本そのままを模しておいたのではなからうか。圖書寮本が曖昧であるのはそのためであらう。もし「みへ」と讀むべきであるならば「へ」は誤としなければならぬ。何となれば貫之の自筆本には必ず「わ」とあつたに相違ないのであるが、右の定家の模寫によれば「わ」とはよめなからである。尤も「わ」のやうな形の「わ」であれば、よめないでもないが、少し無理のやうである。「燈」及び「解」には「みえつる」に従つて「來りつる」の意としてゐるが、なほ考ふべき餘地がある。多くの古註は「具し」の意としてゐるが、これは「らへ」「ミへ」と訓まれる二字をあはせて一字とし、萬葉假名の「之」の草化によつて成立した假名「え」と見たのであらう。

元來「之」は「志」と共に萬葉假名として勢力があり、訓點の方にも多く用ゐられたもので、平假名としても亦多く使用されたであらう。しかし、貫之の土左日記の原本には「し」が四二〇の多きに及んで専用されてゐるに拘はらず、「え」は全く用ゐられてゐないのであつて、この箇所に於てのみ特に「え」が孤立して出てくるのは、不審としなければならぬ。もし定家や宗綱の書いてゐるのが、原本の形を臨摹したものであるとすれば、これを「え」と讀むのは如何であらう。「くし」と讀んだのは、意味の方面から強ひて判讀したものの如くである。長谷川菅麿は「くしつる」の「ぐ」は衍字であつて、「しつる」であらうと云つてゐるが例のさかしらである。又郡司縣令といふ説(宮内省圖書寮藏土左日記抄の如きはもとより取るに足りない)。

ここは「みえつる」でもなく、「しらへつる」でもなく、「くしつる」でもなく、「しつる」でもなく、「ぐんじしつる」

でもなく、實は定家の臨摹の通り、くらべつるである。舟の直路に「タグヒ」とあるのがその意である。帝木 いづれとつひに思ひ定めずなりぬるこそ世の中や。ただかくぞとりんゝに「くらべ」

しかるべき。
松風 例のくらべ「くらしき御心かな。」

乙女 老もておはするまゝにさがなさも勝りて、院もく「くらしう、堪へ難くぞおもひ聞え給ひける。」

幻 おもかげに戀しうかなしさのみまさればいかにしてなぐさむべき心ぞといとく「くらしう、いづるし。」

後撰集雜三 女のいとく「くらべがたく、侍りけるを相離れにけるが、こと人に迎へられぬとき、て。」

以上の諸例に見える「くらべぐるし」「くらべがたし」といふのは、自分の本心に一致しないこと、心中にとけ合はぬ所のあることを云ふ。しかして「くらぶは」「くらべ難し」「くらべ苦し」の反對の意をあらはすものである。源氏物語新釋の一本に、宣長の説の書入があるが、それに

宣長云「これは人の心の底の知り難くて交りにくき意にて俗につきあひにくきといふほとのこと也」

とあるのが正しい。「くらぶ」とは自分の心を他人の心に比して、心を通はし、信じ合ふことをいふのである。

「よく」は副詞として用ゐられる場合に(一)屢々の意をあらはす場合と、(二)丁寧に、又はぬかりなくの意をあらはす場合と、(三)立派に、上手に、すぐれての意をあらはす場合と、(四)善意をもつて、ねんごろにの意をあらはす場合と、(五)真にせまりて、正しく、まらがひなくの意をあらはす場合と、(六)どうかする、と、偶然にもその意をあらはす場合などがある。土左日記の「よく」「らべつる」の場合(假に「よくみえつる」としても)、(一)の屢々の意である。源氏帝木卷の

まだ中將などにものし給ひし時は、内「のみさぶらひよ、うし給ひて大殿にはたえん、まかで給ふ

とあるのが、もし「さぶらひ(名詞)をよくし」であれば、若紫卷に

よく「さるまじき人をも見つくるなりけり」とあり、東屋卷に

かんの君の方よりよく「聞きたよりのあるを」とあるのと同じ意であつて、「しばしば」の意と解せられ得るのではないであらうか。

要するにこの箇所は「よくくらへつる」か「よくみえつる」かの二者の中のいづれかであつて、從來の説のやうに「よくくしつる」ではない。しかして原本は「らへ」又は「ミへ」の字が判讀困難であり、そこから「らへ」「ミへ」「え」の三様の異文が生じたのであるが、定家の模寫は原本の形をそのまま傳へてゐるものと信ぜられるのである。

二三の 1 系ひあきて

青 あいあよて
 定 あいあまて
 近 あいあまて
 圖 あいあまて
 三 あいあまて
 大 あいあまて
 爲 あいあまて

この部分の本文系統は



の如くである。

中村氏は「定家の貫之筆臨摹の中に『えつくさわ』といふのがある。『わは、ねであるが、あ』の様に讀まれる。定家はこの『す』を『あ』と讀み誤つたものではなからうか。又當時『ゑひすく』の例は(源氏)奏わかきものともゑひすきてたちさわきたるほとあるが、『ゑひあく』は見當らぬ様である」と云はれてゐるが、源氏の一つの用例のみで判断するのはどうであらうか。『ゑひあく』とは少し後の例であるが、正和三年の古文尙書の點に

醉飽

とある。飽くとは満足すること、充分にみち足りることを意味する。和訓類林に欽明紀を引いて「足安久飽義」とあるのがこれである。醉過ぎといふ語は、早く諸註に引かれ、中村氏も亦踏襲されてゐるやうに、葵巻に見えてをり、酔の度を過して亂行をすることを云つてゐるのである。ここは泥酔亂行する意味ではなく、燈が十二分の酔をつくせるをいふ」と云つたやうに、酔ひ足る意であり、主客ともに充分の歡をつくすことを意味してゐるのである。

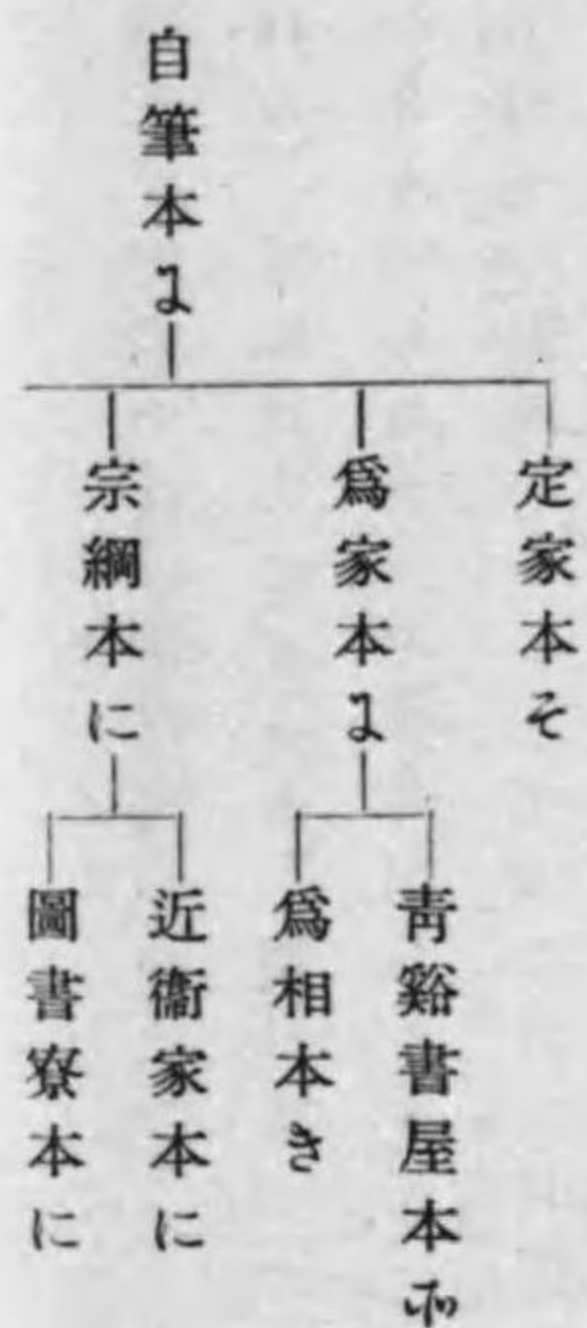
「過ぎ」については早くから疑問がもたれ、池田正式の講註に「すきは過にあらす、逸の字をすきとよむ。逸樂にてたのしむなり」といひ、土佐日記解所引の鈴木服の説に「すきは遊みてすべて俗にスキキョウといふ意にあたり。中巻すくは色を好むなり。過ぎにはあらじ」と云つてゐるのは、的らずと雖もこの文意をよく吟味した一説といふべきである。この文意は、決して暴飲して亂行する意ではない。乙女巻に「ゑひしれてをるかほつき」とあり、この日記の廿四日の條に「ゑひしれて」

とあるのも「忍ひあき」とは少し意味を異にしてゐると思はれる。

三、四の1 はちすになん

青 ちみねなん
 定 はらすまむ
 近 ちりまむ
 圖 ちりまむ
 三 ちりまむ
 大 ちりまむ
 爲 ちりまむ

この本文系統は



實隆本き

三條西家本き
大島氏本き

先づ青本の假名の字體について見るに「に」は

よ 四〇二

に 二六

小 三

ニ 一

の如く「よ」の假名であるのが一般的である。一回しかあらはれない「ニ」は前にも述べたやうに大いに疑問としなければならぬ。「き」は

よ 二八四

き 六

木 二

亥 一

の如くであり「よ」が一般的である。一回しかあらはれない「亥」は甚だ疑はしい。「そ」は

そ 一五一

う 一二

卯 一

の如く「そ」が一般的であり、一回しかあらはれない「ゆ」はすこぶる疑はしいものである。この假名の使用度数よりすれば土左日記のこの箇所の假名としては「よ」「そ」「ふ」が最も妥當的であると思はれるが、なほ一應他の方面からも考へて見よう。

萬葉假名としての「幾」は上代の用例は少く、古事記や書紀に稀に見られる程度である。平安時代に入つては竟宴歌の類や、歌謠の類に用ゐられてゐる。古訓點の方には「幾」は「よ」のやうに多くは用ゐられてゐない。平假名の「き」は「幾」となつて古くから生れてはゐるが、なほ「よ」の方が多く用ゐられてゐるやうである。「木」は萬葉假名として用ゐることもその例が少い。ただ平安時代の附訓に比較的多く用ゐられてゐる。(央堀庵羅點阿毗達磨雜集論沙門勝道碑法華文句金剛般若集論記等)平假名としてはあまり流行しなかつたらしく、繼色紙や御堂關白記等にわづかに見える程度である。これも必ずしも平假名として流行したのではなくて、字畫が少く、他との混同のない便宜によつて用ゐられたのではなからうかと察せられる。しかし「木」は、これ以上の草化は不可能であるし、連綿にも不便であり、かつ象形文字としての意義の聯想を生せしめ易いために、平假名としては不適當であつたから、自然消滅したものであらう。

「ゆ」は漢字の「所」の草化である。「所」は萬葉假名としては書紀萬葉にわづかに見え、平安時代で字鏡や、樂章類語抄の催馬樂曲に見るだけで用例の少いものである。傍訓としても用例のない點から見ると、日常通用の平假名であつたと考へにくい。「會」から出た「そ」に比して假名としての勢力は少かつたのである。むしろ「所」や「菴」と共に、復古的なものとして、書道の方面から再興してきたものと見るべきではなからうか。「ゆ」は當時の日用假名としては認められないやうに考へる。

「こ」は萬葉假名としては「爾」「仁」について用ゐられ、ことに傍訓には多く用ゐられたやうである。「よ」は當時の平假名として流行したものであるが、その字形が「ま」「よ」「ゆ」に誤られ易いために、「こ」に地位をかへるやうになつたのであらう。「こ」は、形も小さく、訓點假名として、漢字に附屬して用ゐられるには適してゐるが、獨立した平假名としては適してゐないやうに思はれる。秋萩帖に

心持うるふ

とあるが如きにもその性質が見られる。又繼色紙御物朗詠集等に用ゐられてゐるのは、配合の美を主とした書道的な文字として見るべきであらう。

以上のやうに、平假名發達の上から見ても、「よ」「そ」「ふ」が最も妥當的である。しかしてこの三字の中、他に混同しやすい可能性の最も大であるのはどれであらうか。先づ字形の上から見れば、「そ」から「よ」又は「ま」への變化は不可能であらう。尤も「ゆ」を認めれば不可能ではない。例へば大島氏藏傳西行筆竹河卷に

心持うるふ

とある。「いそきしも」の「よ」は「よ」に誤つたと解せられる程「よ」に近いものである。又蜻蛉日記の印本に「よ」とあり、松下見林舊藏本に「よ」とあるのは、契沖自筆本に「よ」とあるものの誤である。しかし土左日記には「よ」は恐らく用ゐられてゐないと思はれるから、「よ」から「よ」への轉化は不可能であると考へられる。萬一「よ」が用ゐられてゐて「よ」への變化が可能であるとしても、語法の上から否定されねばならない。即ち

はちすそなんきける

といふ文に於て重複する係助詞は文法史的には認められないであらう。尤も湖月抄宿木に

心くるしきまてそなん見えける

ける

の唯一の例がないわけではない。しかしこれは國語史の資料としては信用の出来ない本文である。

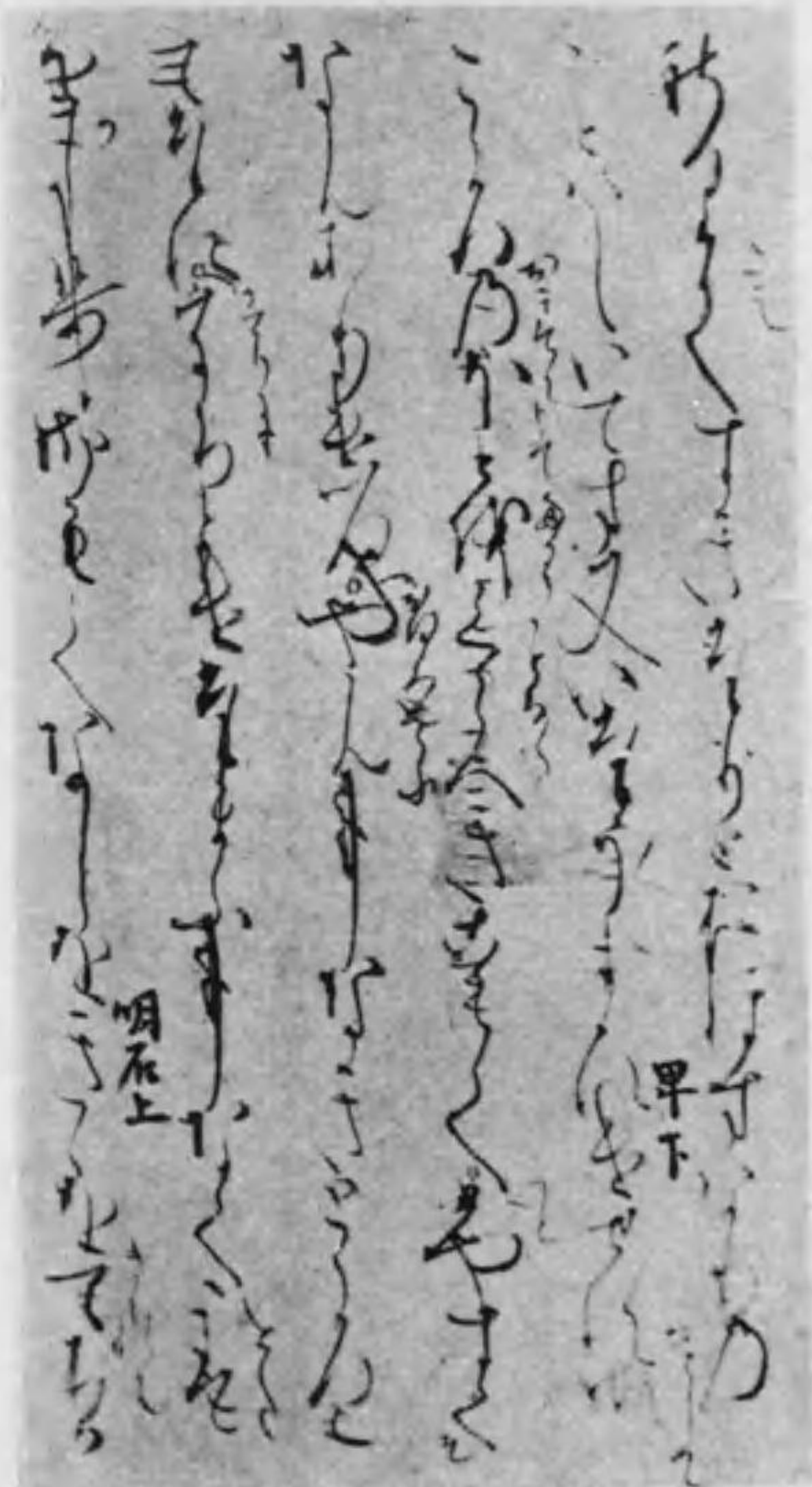
即ち

青表紙本・河内本 心くるし

きまてそ見えける

別本（輸入刊本も）心くるしき

まてなん見えける



この兩系統の本文が校合によつて複合混成したものである。保坂氏藏耕雲加筆源氏物語薄雲卷は別本系統の本文を有する鎌倉時代の古寫本に對し、青表紙本をもつて校合した合成本である。（前頁の寫眞参照）その本文中に「めやすくそなんありける」と「そ」の一字を傍に校合追加してゐるが、この合成が次の機會に一筆で書き下される場合、ここに混成が生ずるのである。湖月抄の右の箇所はかかる過程によつて成立した混成本文なのである。

次に「よ」からの變化を見るに「よ」への變化は可能であるが「そ」への變化は、かなり無理であらう。しかも、

はちすきなんきける

といふ異文は意味の通らないものであるから、この點からも否定せざるを得ない。

最後に「よ」からの變化は「よ」に對しても、又は「よ」に對しても、ともに可能であるといふことが出来るであらう。自家集切には「よ」に

よきまてそなん見えける

の「よ」は「よ」の如く書かれ、秋萩帖には

新編、足利書院、
由美子、たうあね社志

の「しらゆき小」の如く書かれてゐる。前掲大島氏藏傳西行筆竹河卷の「小」とこの「小」とはほとんど區別がつかないであらう。現に書道全集釋文には「ひと小もあそて」を「ま」と所無あはて」と誤讀してゐる。又玉鬘卷の青表紙本系統の諸本に「うつきのひとへ」といふ奇怪な本文があるが、これは河内本では「うへ」にのしひとへとなつてゐる。これは恐らく河内本の方が正しく、もと「うへ」のしひとへ」とあつたに相違ない。この「小」は「木」にも亦混同せられ得るのである。又語法及び意味の點より見ても、この「は」は副詞を作る助詞で、何等不合理な點はない。例へばこの日記に「磯の波は雪の如くに白し」とあるのと同類である。

以上のやうな見解から、宗綱本は最も正しく原本を傳へてゐると思はれる。爲家本は恐らく「よ」と臨摹してゐたのであらうが、その字體が明瞭でなく、青本の筆者によつて明かに「ふ」と書かれ、光廣によつては「木」又は「よ」とよまれたのではなからうかと思はれる。もし爲家が「ふ」と明かに誤つてゐたのであれば、爲相本の本文は實隆本の影響を受けて改訂したものと見ることが出来るであらう。

四、一三の7 こへのかと

諸本悉くかくの如くである。「いへ」とか「こか」とか「こゝのへ」とかする舊説は本文研究を無視した

もので問題にならない。橘氏は「こんゑ」即ち近衛の意を、貫之の癖として、撥音を省き「こん」と書いたのを、更に轉寫するものが「こへ」と誤つたものと認められた。この意見は卓説であり、前田家藏傳宗尊親王御筆十卷本歌合などにも、式部權大輔をしきふのこのたいふ、前越前守をさきのゑちせのかみ、右近將曹をうこのせうさう、少納言をせうなふこ、左衛門佐をさゑものすけ、津前司をつのせし、丹後掾をたこのそうといふやうに、撥音を省いた例が少くない。しかし、ここで不審なのは諸本が一致して「こへ」とあり、「こん」とないことである。ことに爲家本が「こへ」となつてゐたことは疑ふ餘地のない所であるから、貫之自筆本には「こへ」とあつたと考へざるを得ず、延喜・延長の頃には「行」と「わ行」との音の混亂と文字の混用とを豫想しないかぎり、にはかに橘氏説を支持するわけには行かない。尤も、田中親美氏藏傳宗尊親王御筆天祿三年野宮前裁合十卷本歌合卷の申の假名日記に、

こへのわ行

とある。この「こへのすけ」は、近衛將監丹治比のなかきをさすのである。この十卷本の書寫された時代には「は行」と「わ行」の音の混亂が生じ、「へ」の音が「ゑ」の音と同音になつたので、文字の上にも區別がなくなる可能性が生じたのである。しかし、これは平安時代の中期の終りに近い頃のことと、貫之の時代に於ては、まだこの混同は認められないのである。

次に小家とする説は、桂廼舊藏土左日記抄の頭註に「こへ小家也、萬我家をわきへといへる同し」と

あるものである。小家といふ例は、榮花や更級日記などに少からず見えてゐるが、「こへ」と書いてゐるものはまだ管見に入らない。ただ神宮文庫本堤中納言物語の「花櫻をる少將」に、

こゑなとにれいおとなふものもきこえず

とある。この「こゑ」は本来「こいへ」(小窓)とあるべき所である。この本の書寫者又はその祖本の書寫者が「聲」の意に誤解して「へ」を脱したのかも知れないが、恐らくはさうではなく、「こいへ」の意味を意識して書いたのであらう。本願寺本三十六人集中の中務集に

村上の先帝の御屏風のゑにゐなかへにをとこまらうときたり

とある。「ゐなかへ」は、類從本には「田舎家」とあり、歌仙本には「ゐなかいへ」とあり、異本中務集には「ゐ中の家」とあるものである。承德本古語集に「安千末女良乎曾天爾加支禮天」とあるのは「挿入れて」の意である。橋本進吉博士は「複合する下の語の語頭音が母音一つから成る(アイウエオ)である時、その音が上の語の語尾音と合して一音となる事がある。」(荒磯)あり、その「尾の上」を「へ」我が家「わぎへ」漕ぎ出で「こぎ」でこれは、語頭の母音と語尾音の終の母音と二つの母音が並んであらはれる場合にその内の一つが脱落したので、古代語に於て母音がつづいてあらはれるのを避ける傾向があつた事を示すものである」と云はれてゐる。

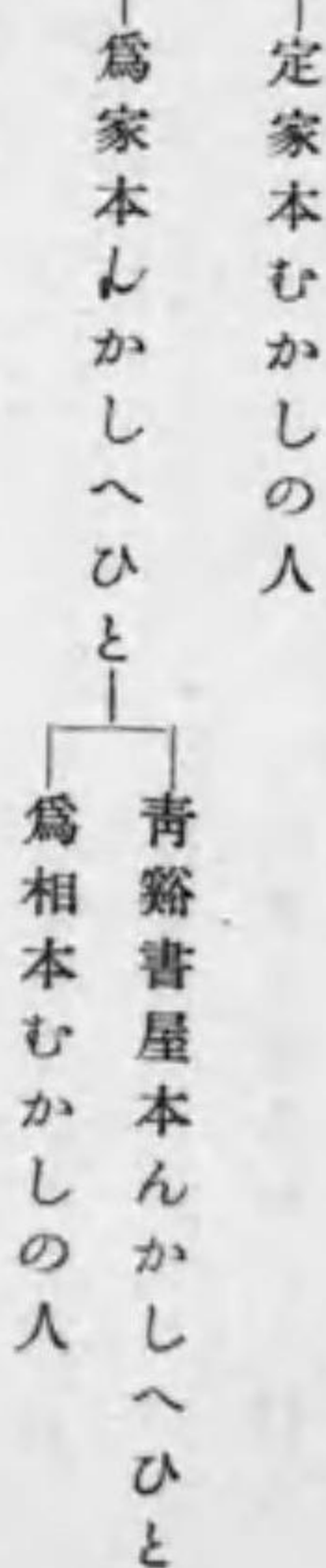
音韻轉化の假説と共に、脱字説も考慮せられるべきである。その理由は、この元日の條の「こへのかと」の前の「おもひやらるゝ」まで百五十五字である。一行を二十二字詰(五行)及び二十三字詰(三行)とすれば「こへ」のこの字は、丁度七行目の行末に位置することになる。この改行の際に、貫之が無意

識に「い」の字を落したのかも知れない。少くとも貫之の自筆本に「こへ」とあつたことは疑ひのない所である。

五、二九の 8 んかしへひと

青	ん	かし	へ	ひと
定	ひ	かし	へ	ひと
近	ひ	かし	へ	ひと
圖	ひ	かし	へ	ひと
三	ひ	かし	へ	ひと
大	ひ	かし	へ	ひと
爲	ひ	かし	へ	ひと

この部分の本文系統は



自筆本んかしへひと

宗綱本むかしへひと

近衛家本むかしへ人
圖書寮本むかしへひと

實隆本むかしつ人

三條西家本むかしつ人
大島氏本むかしつ人

六六八の6 むかしへひと

青 ひー
定 むー
近 むー
圖 むー
三 むー
大 むー
爲 むー

定家本むかしへ人

爲家本むかしへひと
青谿書屋本むかしへひと
爲相本むかし人

自筆本むかしへひと

宗綱本むかしへひと

近衛家本むかしへひと
圖書寮本むかしへひと

實隆本むかしつひと

三條西家本むかしつひと
大島氏本むかしつひと

定家は一方では「へ」とよみ、他方では「の」と書いてゐる。「の」とある傳本がない（爲相本は定家本の影響）のを見ると、「の」よりも「へ」の方が正しいやうである。定家が「の」と誤つたのは、字形の類似によるのではなく、むしろ意味に誘導されたものと解すべきであらう。しかるに、爲家と宗綱とは常に一致して「へ」と書き、實隆は「つ」と書いてゐる。この際もし多數決の方法をとるならば、無論この場合にかぎって多數決が許されるのであるが、「へ」が正しいとしなければならぬ。勿論、貫之自筆本の「へ」と「つ」とは、判別し難い字體で書かれてゐたものの如くであり、原本に陥穽が存するのであるが、しかし定家爲家宗綱の三人共通して「へ」に誤り、實隆のみが「つ」と正しく書いたとは考へられない。四九の1のなみとのみひとつにきけと

といふ場合にも、實隆のみ「ひとへ」と誤つたものと解せられるのである。「むかしへ人」について從來知られてゐるものは、

歌仙本重之集

春なにごを思ひけるにかあらん

むかしへを思ふ涙の春雨はわかたもとにそわきてふりける

第五章 貫之自筆本の形態とその性質

第一句「いにしへを」とあり

古今集夏

早くすみける所にてほととぎすの鳴きけるをきよてよめる

忠 岑

むかしへや今も戀しきほととぎすふる里にしもなきてきつらむ（清輔本によれば小野皇太后宮御本には「いにしへや」とあり、新院御本には「むかしへや」とあり、關戸本元永本筋切、昭和切、寂惠本、定家本等すべて「むかしへや」とあり、右衛門切にのみ「いにしへや」とある。類從本「いにしへや」とあり、本願寺本三十六人集「いにしへや」とある）

古今集雜體短歌

あはれむかしへ ありきてふ 人まろこそはうれしけれ（元永本には「むかし」五、清輔本には「んか し」右衛門切には「むかしへ」寂惠本にも「むかしへ」定家本にも「むかしへ」となつてをり、類從本三十六人集には「いにしへ」となつてゐる）

拾玉集

ことわりや忘れがたみのにほひとてむかしへさそふ桶の袖

拾遺愚草

むかしへやなに山姫の布さらすあとふりまがへつもる初雪

玉葉集雜三

むかしへのふかきつゝみは年深き池のなきさにみくさ生ひにけり

赤 人

新千載集雜歌下短歌

いそのかみ ふりにしあとは とほくとも 君につかへて むかしへに 返るためし
は おほ荒木の もりの下草 しげければ

雅 經

以上のやうに「むかしへ」といふ例は少くない。中村氏は「聞き慣れない熟語である上、貫之の「つ」と「へ」とは區別しがたい字體であるから、こゝも定本と延徳本が「つ」を「へ」に讀誤つたと考へても甚しい臆測ではないと思ふ」と云はれてゐるがさうではあるまい。大秀が「必ず一つ詞と聞ゆればへの一方にさだめつ。いにしへのへにて方の意なり」と云つてゐるのが正しいと思はれる。
七、三四の 8 とに、やんへくもあらず

青 めづ

定 こよ

近 めづ

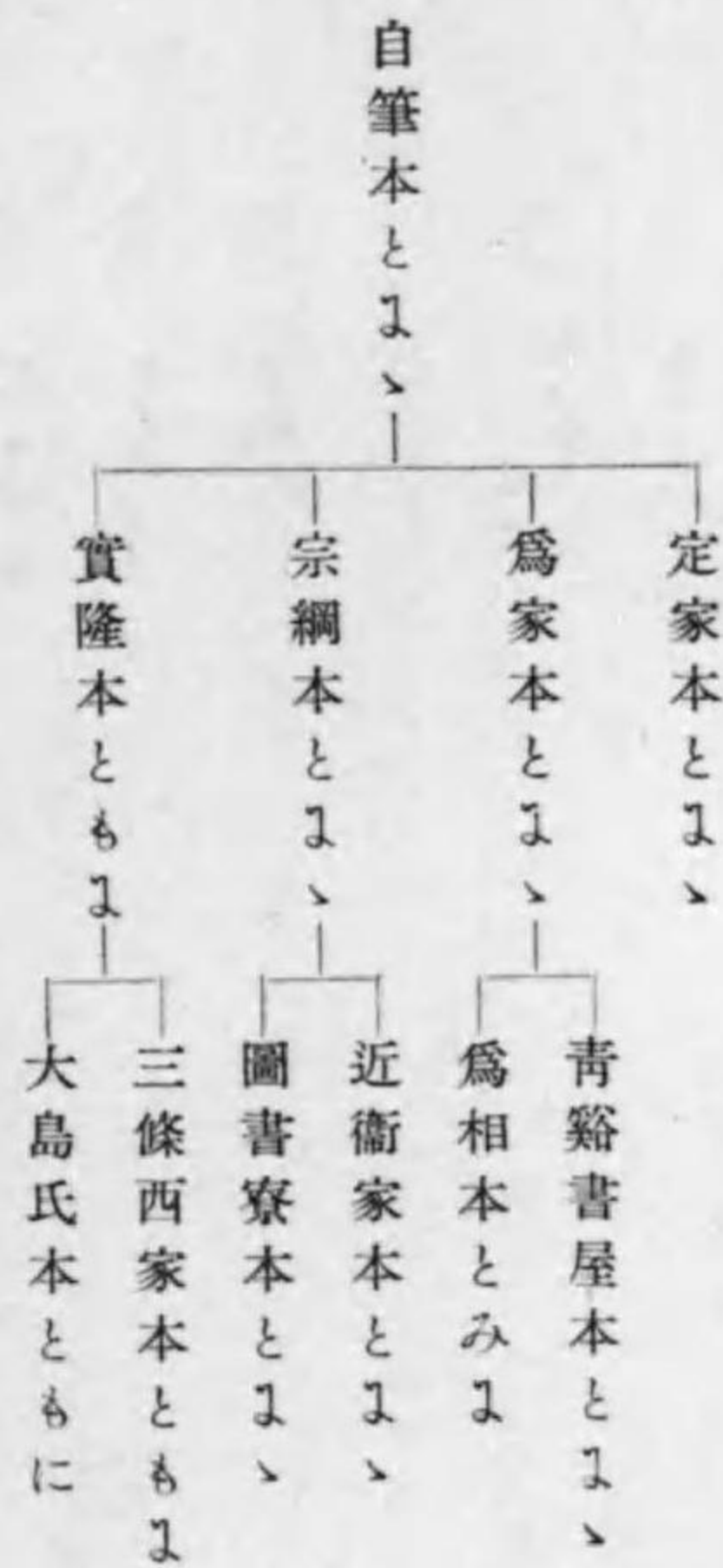
圖 めづ

三 めづ

大 めづ

爲 とみふ

この部分の本文の系統は



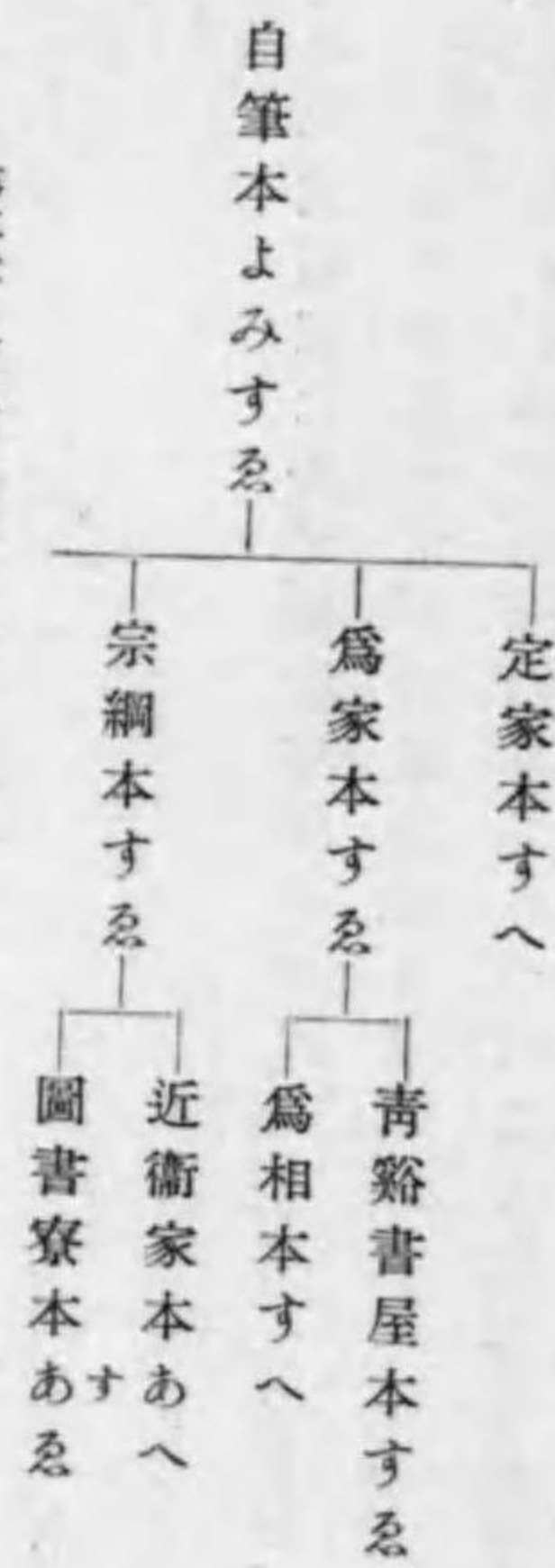
貫之自筆本は「と□」であつた。□の字が不明であるとしても、その下は「ゝ」であつたことは疑ふ餘地はない。下の字が「ゝ」であるならば□の一字は「も」であるべきでもなく「み」であるべきでもない。爲相本の書き方はもとより改竄であり、實隆は文意に引かれて「よをん」に見誤つたのであらう。字万伎は「とこよ」とあつたのに「ミを」に讀み誤つたのであらうと云つたが「み」である筈はない。織錦舎隨筆に「とみ」といふ詞は師説に土佐日記にと「ともいへるをおもふに、頓字の音なるべしといはれたり、此説によるべし」とあり、創見にと「は頓になるべし。こは蘭をらに錢をせにといふ格也、されと頓は當時とみとのみつかひなせり。さるは文をふみ、蟬をせみといふに同じ。妙壽本にともにとある方にやとも思へど、上のいつしかわたらんといふには、頓にやむべくもあらずとあるぞ語調ともかなへるにや。風波ともといはんはいとぬるきこゝちす」とある。

八四〇の2 えよみすゑかたかる

青 青 青
 定 定 定
 近 近 近
 圖 圖 圖
 三 三 三
 大 大 大
 爲 爲 爲

よみあへ
 よみあへ
 よみあへ
 よみあへ
 よみあへ
 よみあへ
 よみあへ
 よみあへ
 よみあへ
 よみあへ

この本文系統は



第五章 貫之自筆本の形態とその性質

三條西家本ある
 實隆本ある
 大島氏本ある

右の本文關係に於て、圖書寮本の「あは、あ」ともよめるが、なほ誤讀を防ぐために、特に「そ」と傍書しておいたものであつて、その祖本たる宗綱自筆本は「あゑ」とあつたことは疑はれない。「すか、あか」はしばらくおき、その下の字が「ゑ」であつたことはたしかである。しからば「あゑ」は語法上正しくないから「すゑ」でなければならぬ。中村氏は「延徳本系統の衛本が「あへ」で、他の一本「寔」も「あゑ」であり、明應本系統二本共「あゑ」とあるから「あ」とする方が「すゑ」よりも正しいであらうし「あ」ときまれば「あへ」が原本通りだと見るべきであらう」と云はれたのはどうしたものであらうか。氏は圖書寮本を見られた筈であるのに、事實に合はない報告をしてをられるのは不審である。一體「よみ敢へがたし」といふ云ひ方、一般に「あへがたし」といふ云ひ方が可能であらうか。かりにそのやうな云ひ方が可能であるとしても、果してそのやうな用例が當時の文獻に存するであらうか。少からぬ疑問があるやうに思はれる。これに對して「据う」といふのは、安定せしめる、動かぬやうに定める意である。萬葉集十七に「ふせの海に舟うけすゑて同じく十九に、鳥座ゆひすゑて」末摘花卷に「かしづきすゑたりけん東屋卷に、かの御乳母の引きすゑて、等いづれもその意である。歌をよみ据ゑるとは、安定するやうにしつかりと歌をよみおほすことである。ぐらつかないやうに間違ひなくよみとげることである。従つてこの文意に適ふやうに思はれるのである。

九、四九の1 ひとつに

青 いとう
 定 いま
 近 うら
 圖 せ
 三 い
 大 ひ
 爲 ひと

この本文系統は



菅麿が「一本ひとつにヨロシ」と云つたやうに、「ひとつ」の方が正しい。實隆は他にも「つをへ」に誤つてゐるが、宗綱は恐らく正しく「ひとつ」と書いてゐたであらう。これは、平瀬家本源氏物語桐壺に「ころひとつ」とあるが如く、字形と意味との両方から誤られる可能性の多い語である。「ひとつ」は、二つ以上のものが合一する意である。この日記に「中垣こそあれひとつ家のやうなれば」とあるのも、夕霧巻に「蟲の音も、鹿のなく音も瀧の音もひとつにみだれて」とあるやうに、多くのものが一體となるを云ふのである。中村氏が意味からも「ひとへ」の方がよいと云はれるのはいかがであらうか。歌意は「人はひたぶるに、二途に波といへども」の意ではなく、ただ波と同一に云ひなすけれど、意である。即ち元來雪と花と二つのものであるのに、人々はその別々のものを合せて、波とのみ、あたかもそれが同一のもののやうに云ふが、しかし、よく見れば、それは別々のものなのであつたの意である。

一〇、五六の3 とおころのなくひ

諸本すべてこの通りである。爲相本に「ところのならひ」とあるのは、「くをら」と誤つたのか、又は逆に、この本のみが正しい姿を傳へてゐるのか、即ち光廣改竄本爲相本引いては貫之自筆本の形をそのまま正しく傳へてゐるのか、何れであるか不明である。藤原惺窩は「なくひは、ななくひであらうとして」たの一字を補ひ「名類」と漢字をあてた。爾後、諸註はすべてこれに従ひ「名の類ひ」の意と解したのである。しかし、ななくひは、たとひ正しいものにせよ、惺窩の改竄にかかるもので、貫之自筆本には「なくひ」とあつたに相違ない。しかも、なくひは語それ自身としては正しい語とは云へない。

そこで次のやうな二つの推察が可能となる。一は原作者たる貫之自身の責任に歸せしむるものであり、他は轉寫者の責任に歸せしむるものである。即ち、

一、貫之が誤記したか、

二、貫之の原本に「ならひ」とあつたのを諸本が誤つたか。

もし貫之が誤記したとするならば、貫之は如何なる語を書かうとしてゐたのが問題となるが、もし「ななくひ」又は「なのたなくひ」と書かうとして、「た」又は「た」を脱したとすれば、如何なる理由によつて脱したのであらうか。この廿九日の條は、「ところのなくひ」の「な」まで、三百七十七字分（歌の上二字分をあげる）あり、一行二十二字のもの九行、二十三字のもの五行とすれば、この「名」が十四行目の行末に位置する事になり、改行に於て「た」又は「た」を脱したのではないかとの推定が可能となる。又もし定家以下すべて「ならひ」の「ら」を「く」と誤讀したとすれば、「ら」の字形が問題となるが、定家臨摹の部分を見ると、誤讀の可能性が全然ないとは云へない。もし「ならひ」であれば、その意味は「並で」「たぐひ」つらに同じく、同類同列同等の意である。宇津保物語や源氏物語等の「ならびの巻」の「ならび」と同意とすべきであらう。

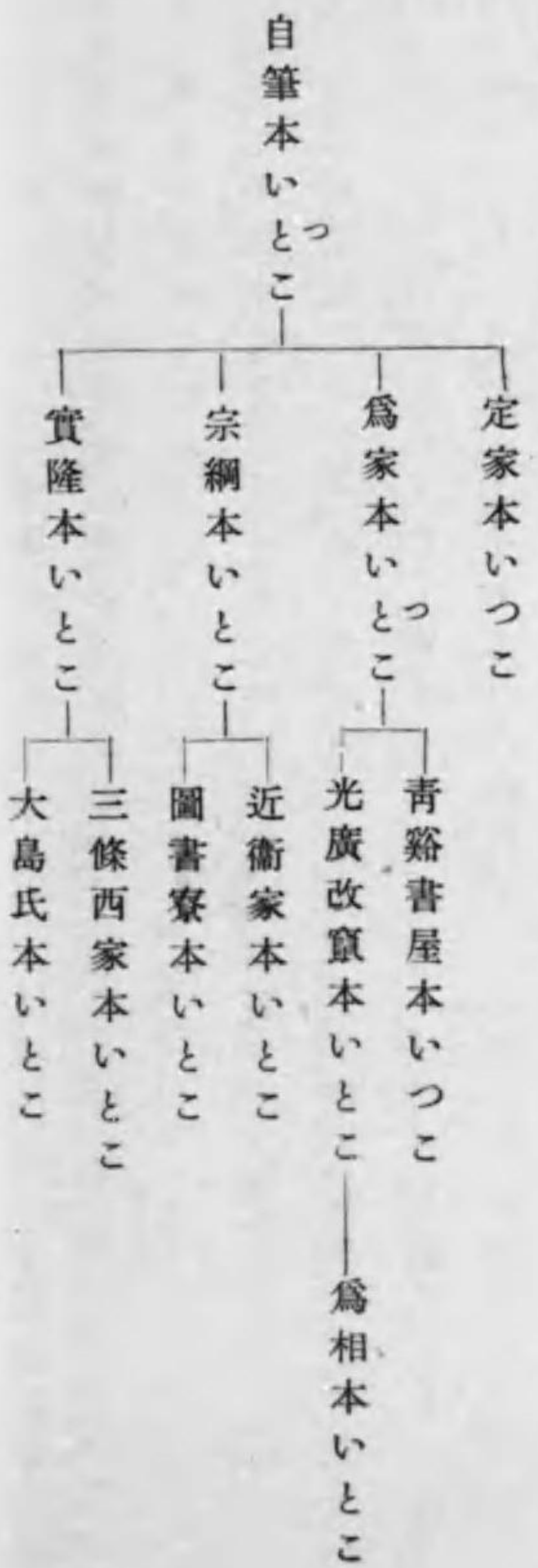
以上述べたことは假説にすぎない。従つて、今にはかにそのいづれが正しいか、正しからざるかを確かめることは出来ない。定家や爲家が讀み得ざる所々と云つたのは、かやうな所であるかも知れないのである。

一一、五五の7 いとこ

青 定 近 圖 三 大 爲

い
い
い
い
い
い
い

この箇所の諸本の本文系統は次のやうである。



「と」と「つ」の混同は普通の平假名の字形からは不可能である。もし字形から混同したものと假定するならば、次のやうに考へる外はないであらう。

萬葉假名の草體即ち草の假名に於ては「つ」は「徒」から「つ」となり、「と」は「徒」から「と」なつてゐる。「つ」の方は珍しくないが、「徒」は稀である。しかし、その用例が秋萩帖には二箇所見えてゐる。

つはつ乃つはつ新
 つはつ乃つはつ新

この「徒」を同じ字源である所の「つ」に誤つたか、又は逆に「つ」をと「徒」に誤つたか、いづれかであらうと考へられる。即ち貫之自筆本に、この箇所にかぎり「つ」と書いてあつて、それを「徒」と見誤つたか、逆に「徒」と書いてあつて、「つ」と見誤つたのではなからうかとも一應疑はれる。しかし、このやうな推測は、次の諸點から是認されないものである。先づ萬葉假名に於て「つ」は「都」「豆」「津」が最も多く用ゐられ、「つ」は非常に少いのである。これは、記紀萬葉に於ては無論であるが、平安時代に入つても、琴歌譜・高橋氏文・古語拾遺・國史の類・日本靈異記等すべて同様である。傍訓に至つては「徒」は全く用ゐられてゐない。このやうな點からして、平假名としての勢力は少かつたと見るべきである。しかし、その草體が假名に適してゐたので、後世に至つて、假名として用ゐられるやうになつた。しかし

ながら、これはやはり平假名としてではなく、草の假名として見るべきものであらうと思はれる。次に「と」に於ては、「止」「登」「等」「東」等が常用され、特に「止」が最も勢力を占め、傍訓にも多く用ゐられ、つひに代表的な平假名としての地位を確立するに至つた。「徒」は萬葉假名としては、日本書紀等に僅かに見えないでもないが、その用例は非常に少く、平假名としての勢力は殆ど認められず、全く草の假名としてのみ存在し得たと考へられる。前にも述べたやうに、土左日記は、わづかの例外の外は實用文字としての平假名で書かれたと信すべき理由がある。しかし、爲家本は、貫之自筆本のほぼ完全なる臨摹であると考へられる。しかも、爲家本には「つ」「は」「り」が一箇所であるに對し、他の全部即ち二二箇所専用せられてゐる。「と」は全部七〇二箇所専用せられてゐるのである。かかる理由からして、この日記に、この箇所だけ「は」「は」と書いたとは考へられない。かくて、誤寫説は否定せられざるを得ないのである。

次に改竄説が考へられる。これには、もと、いつことあつたのを、書寫者たる宗綱や、實隆が「いと」と改めたとする考へ方と、もと、いつことあつたのを、定家や爲家が「いつ」と改めたとする考へ方が成立つわけである。これについて、爲相本に「いと」とあるのは注意されなければならない。爲相本の本文は、定家本の影響と實隆本の影響とを受けてはゐるが、しかし、元來「いつ」とあつたものを、實隆本によつて特に一見不合理と考へられ易い「いと」に改めるといふことの必然性は容易に見出せない。人は話す時に書く、時よりも多くの方言や俗語を使用するものである。ここに顯著な「文獻」の性質を見ることが出来る。「いつ」と書いてあつたものを、わざわざ「いと」と直すとい

ふことは大體に於てあり得ないことであらう。これは、むしろ光廣改竄本を通しての爲家自筆本の面目を忠實に傳へるものと見るより外はないやうに思はれる。もし然らば、爲家本には少くとも「いと」とあつたに相違ないとしなければならない。もしこの推定の通り、爲家本にも「いと」とあつたとし、假名もこの「と」が用ゐてあつたとすれば、定家は何を根據として「つ」と改め、又相互に何の關係もない青本の書寫者は、何によつて「り」といふ文字を選んだのであらうか。已に青本には、定家本の影響は認められないとすれば、兩者は偶然一致して同一の改竄を企てた事になるのである。殊に注意を要することは、前にも述べたやうに青本に「り」の假名が用ゐられてゐることである。元來青本には「つ」は二百二十一回も専用されてゐるに對し、「り」は一箇所のみである。これは、この「り」が充分疑はれるべき性質を有するものなることを、それ自ら提示するものである。しからは、青本の書寫者は、この部分の「と」を、私意を加へて「り」に改めたのであらうか。「いと」は中世近世以後に於ては、俗語に近いものと考へられ、雅語を主とする古典にはふさはしからぬものとされてゐたのではないであらうか。これに對して、定家が改竄を加へたであらうかも知れぬことは考へられても、青本の書寫者が特にこの一語だけ改竄したとするのは、他の忠實な臨摹の態度から推して、是認の出来ない所である。かくの如くして改竄説は成立不可能である。

最後に考へられるのは、原本に陷穽を認める假説である。即ち、原本たる貫之自筆本及び爲家本に「いと」の如く傍書の存在したことを認めるものである。しかし、この説は左の諸點から、その可能性が容認されるのである。

- 一、貫之自筆本には傍書があり、その傍書は貫之自筆ではなかつたが、かなり古い時代のものであつたといふことは、已に考證して來た所である。
- 一、爲相本の「いとこ」は、強い系統的必然性によつて導かれたものである。
- 三、定家には多くの場合傍書を採用し、宗綱や實隆にはわづかの例外を除く外、すべて本行を採用する傾向のあつたことも、已に考證してきた所である。
- 四、原本に二つの異文の併立を認めて、はじめて諸本の本文の成立過程が説明される。
- 五、青本に「り」なる特殊な假名一字が孤立して用ゐてあるが、後人の書入とすれば、貫之の慣用假名に何等抵觸する所はない。

右のやうに傍書説は最も合理的であるが、しからば貫之時代に果して「いとこ」といふ語があり得たであらうか。中村氏は「いとこ」は鎌倉時代に起つた語であるとし、延徳明應の頃使ひなれてゐる「いとこ」に無意識に寫しかへてしまつたのではなからうかと云つて、「いとこ」に従はれてゐるが、岩淵悦太郎氏が已に注意せられてゐるやうに、^(三)氏の説には容易に是認し難いものがある。「いとこ」の文獻に見える主なもの、

一、大島氏藏・鳳來寺藏・河内本源氏物語椎本卷

いとことかたつねてをらんすみそめにかすみこめたるやとのさくらを

異文

一、いつことか(大島氏藏青表紙本・七毫源氏河内本・保坂氏藏別本)

二、いつことか(架藏竹柏筆三條西家藏青表紙本・御物高松宮家御藏河内本・横山氏藏・近衛家藏別本)

二、鍋島家藏・東遊歌神樂歌(傳基俊筆・院政時代の書寫と云はれる)

畫目歌

末

伊止古仁の古万遠川れ加牟安佐比古の佐須也をうへ比多万さ、比うゑりたまさ、のうへ

三、承德三年點將門記

何往

四、古文孝經 大原三千院藏 建治三年點

安

五、元輔集 歌仙家集本

ささかにのいっこに人をありとたに心ほそくもしらでふるかな(歌仙本には「いとこ」といつこ併記してゐる。宮内省本及び後拾遺集には「いつこ」、本願寺本・前田家藏・後成筆本にはこの歌はない)

六、類聚名義抄

曷

七、梁塵秘抄二 佛歌

ほとけはどこよりかいでたまふ

第五章 貫之自筆本の形態とその性質

等がある。右の中源氏物語は鎌倉時代の書寫であり、古文孝經の點も鎌倉時代のものである。將門記及び梁塵秘抄は「どこであつて」ところではない。元輔集は、歌仙本にのみ「いと」とあり、その傍に「いつ」と併記してある。これは「ささがにの……いと」にかかるべきかけ言葉であつて、「いと」であらうと思はれるが、小大君集に「彦星の來べきよひとやささがにのくものい」がきもかけて見ゆらむとあるやうに、「くものい」とかかるのであるから、「いづ」でも「いづく」でも差支ないわけである。従つてこれは證となし得られないかも知れない。しかし、東遊歌神樂歌と名義抄とは、平安時代に於て「いと」なる語のあつたことを證明するものである。

「と」と「つ」の假名も混同して使用されてゐる場合が多い。就中源氏物語の諸本に於ける「まつはる」「まとはる」及び「まつはす」「まとはす」の場合には、必ず兩者の異文が青表紙本、河内本、別本と數十箇所對立してゐるのである。ここでは一々列擧の煩に堪へないから、すべてその例示を省略する。その外「うちとけこと」「うちつけこと」(河内本、明石巻)「ふつころ」(傳阿佛尼筆、海雲巻)「あつらふ」「あたらふ」(垂仁紀)等にも混用が見られる。

「いづく」の用例は、古事記や萬葉集に「伊豆久」と見えてゐて古くから存し、大智度論の傍註に「那」と見え、三藏法師傳に「焉」と見えてゐるから、「いとこ」よりも多く各時代に通じて使用されたわけである。即ち文獻に於ては「いとこ」と「いつこと」の二語は、古くから併用されて來てゐるのである。橋本博士は、音韻の方面から説明されて「ダ行の假名にあたる諸音は、現今のダの子音と同じdであつた。但し「ぢ」「づ」は、現今の發音とは異り、「ぢ」はdi英語獨逸語の發音。假名は「ヂ」「づ」はdu獨逸語の發音。假名

は「ドゥ」であつたと認められる。」と云はれてゐる。しからは、古代に於ては「づ」と「ど」が區別し難い程接近した音であつたので、従つて表記の上にも兩方が混用されるやうになつたと解せられるであらう。即ち「づ」と「ど」は文字は別であるが、發音は今我々がこの二つの文字についてなしてゐるやうな著しい區別を有せず、従つて假名の上にも混用が生じたと認めてよいであらう。

土佐國では、今でもジヂズヅの區別があり、水を *mi:tu:mi:* と發音せず、*mi:tu:mi:* と發音するといふことであるが、これは古代の古い音を保存してゐると見てもよいであらう。平安時代に於て「いづこと」といふ語は、現今のやうには發音されず、「いど」のやうに發音されたのであらう。しかし、文獻には保守的な性質があるから、古く「いづこと」と主に表記された習慣によつて、「いづこ」が保たれると共に、時表音的に「いど」ことも書かれたのではなからうか。かく見ることが許されるなら、「いど」は「いづこ」に比して、口語的に使用された場合に特に多く用ゐられると云つてよいかと思はれる。しかし、土左日記のこの部分は、土左の泊といふ所に舟をつけて、里人に「ここやいど」と尋ねる所であるから、純粹な口語と見てよろしい。そこで、眞之がその口語のままを「いど」と表記したとしても無理な考へ方ではないであらう。

尤も源氏物語の諸本に於て、「まとはれ」と「まつはれ」との混亂する直接の原因は、そのやうな音韻に關することではなく、むしろ文獻に關するものと考へられる。例へば

大島氏本 横笛卷 ひきまとはれ

平瀬家本 帚木卷 まとはれきこえ給ほとに

傳耕雲筆 横柱巻 まとはれて

とあるが如き傍記が、本文混亂の主なる原因をなしたものと考へられる。歌仙家集本元輔集に、「ここ」いつこの兩様の本文の併記のあるのも、古い時代からのことであらう。土左日記に於ても、このやうな傍書があつたため、兩系統の本文が對立混亂するやうになつたのであらうと思はれる。要するに、貫之自筆本には、「いと」と書かれてをり、「と」の傍に、「り」と併記してあつたものと考へられ、その傍書は貫之以外の人によつてなされてゐたと考へられるのである。

一二、八七の 8 よめりし



諸本「よめり」とあつて「し」がない。近衛家本はこの箇所は缺字である。爲相本にも「し」があるが、これは光廣改竄本を傳へたものであり、従つてその底本となつた爲家本には、「巳に」しがあつたものと思はれる。青本では、「一旦り」と書き、後に筆を加へ「り」の第二畫を延して「し」と見えるやうに改めてゐる。これは恐らく貫之自筆本の形を模したものではなからうか。二つの中、何れが正しいか判断出来ない。原本そのものの陥穽に近いものである。元來、古筆に於ては「し」の上に位する或る文字の終畫が、長く下に引かれるやうな場合には、「し」は省筆されたかのやうに見える場合が多い。例へば

- 一 としとしりつらあかりん
- 二 かまもをちよふのよのちのたのた
- 三 しはるかにわはちあふれ
- 四 りぬつらわいらくれば

右の例一、寸松庵色紙では「ふりし」ければ「し」が分明でなく、例二、香紙切即ち傳小大君筆麗花集では「山おろし」ふくちりやしぬ覽の下の「し」が分明でなく、例三、西本願寺本三十六人集中の齋宮女御集では「やし」ほそめたる「し」が分明でない例である。しかして、例四は土左日記五三の5の「たへぬかきりし」の「し」の分明でない例である。

右のやうな諸例からすれば、この箇所は青本のみが正しく、他の諸本は悉く誤つてゐると見るべきであるかも知れない。

註一 架蔵書入本による。

註二 國語と國文學昭和十三年十月號橋本進吉博士國語音韻の變遷

註三 國語と國文學昭和十年七月號新刊紹介、岩淵悦太郎氏、定本土左日記異本研究並に校註

第九節 貫之自筆本の本文の再建

以上各節に於て述べて来た所を總括すると、貫之自筆本の再建にあつては、なほ疑問の點も無いではないが、しかし原本の面目は、ほぼ之を建設することが出来るのである。即ち、青谿書屋本の左の本文十六箇所を修正することによつて、貫之自筆本の面目が再建せられ得ると思はれるのである。上は青本の本文、下は再建せられたる貫之自筆本の本文である。

三の 4	あり	ありのいよ
八の 2	いよ	いよ
一二の 8	あり	あり
一九の 6	あり	あり
二三の 5	あり	あり

三八の 4	あり	ありのいよ
三九の 1	あり	あり
四一の 7	あり	あり
四一の 8	あり	あり
五一の 4	あり	あり
六〇の 5	あり	あり
六〇の 8	あり	あり
六一の 7	あり	あり
六九の 1	あり	あり
七五の 6	あり	あり
七九の 8	あり	あり

なほこの外、や行の「わ」が青本に「へ」と誤られてゐるものがあるが、これは前にも屢々述べて来た所であるから今は重複を避けたいと思ふ。又青本の誤寫であるか、諸本の誤寫であるか決しかねるものについても、重複を避けてここには省略に及ぶこととしたい。

なほ又、以上の外に一箇所疑問とすべきものがある。即ち

五四の3 ひとをかそふれば 日をかそふれば 定圖三爲

ひとをかそふれば 近大

なる本文に於て、青谿書屋本には一旦と書き、その上に小紙片を貼つて抹消してある。この「と」は、意味の上からすれば、明かに衍字と見做されるべきもので、定圖三爲の本文が正しいのである。しかるに、近大の二本が、相互に何等の依存關係なくして、この意味上不可能な衍字の「と」を共有するとは不審である。近大の二本が、かかる不可解な特殊の誤謬を、偶然一致して犯す筈はないからである。或ひは、近の書本たる宗綱本と、大の祖本たる實隆本とに、已にこの「と」なる衍字が存し、それが曖昧な方法で抹消されてゐたのかも知れない。もし然らば、宗綱本と實隆本とのその形は、青谿書屋本の形と一致するものであり、しかも、貫之自筆本に已に存したものであると云へるかも知れない。疑をあげて後考を俟つものである。

註一 本書第四章第一節及び第五章第七節参照。

註二 本書第四章第五節及び第五章第八節参照。

第六章 土左日記本文史の展開

云ふまでもなく、本の歴史と本文の歴史とは區別されるべきものである。土左日記の貫之自筆本が、如何にして傳來して来たかは、本の歴史であるが、本文の歴史ではない。本文の歴史は「書寫」によつてはじめて發生するのであつて、ある文句の書き方の變化が、自ら歴史を形成するのである。それで、本の歴史はあつても、本文の歴史のないものがあり、逆に本文の歴史はあつても、本の歴史の敘述されないものがあり得るのである。そこで、書誌學を本の歴史を取扱ふものとするならば、文獻學は本文の歴史を取扱ふものであるといふことが出来るのである。

右のやうに、本の歴史と本文の歴史とは區別されなければならないが、本文は常に本に依存するのである。本文は、本を離れては決して存在し得るものではない。本の外部的状態が、本文の變化を左右することの事實については、別に詳細に述べる機会がある。本來別箇の學問たる文獻學と書誌學とが、密接不離の關係にあるのはかかる理由によるのである。

土左日記の本文史は、云ふまでもなく、蓮華王院寶藏の原本が「轉寫」された利那に於て發生した。しかして、その轉寫は第二章第一節に於て述べたやうに、原本から四回に互つて直接的になされ、ここに四つの部門を形成したのである。即ち

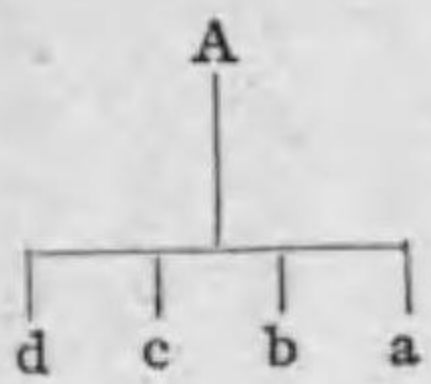
定家による轉寫

爲家による轉寫
宗綱による轉寫
實隆による轉寫

がこれである。

これ等の四つの部門は、その各々の部門の内部に於て、更に幾度びか轉寫を繰返して發展した。ここに各部門の内部の本文の歴史が形成されたのである。しかしして、各部門の本文の展開は、近世の初期に至るまでは、大體單純なる形式に於てなされた。即ち

のやうな所謂繼續的變化か、又は



のやうな所謂獨立的變化か、のいづれかを示したのであつて、いづれにしても單純なる變化にすぎなかつたのである。我々は、このやうな形式を複雑なる形式から嚴重に區別して置かねばならぬ。複雑なる形式とは、AとBとの混合からCが生ずるが如き場合をさすのである。土左日記の本文の歴史の上には、近世の初期までは、混成の現象は大體これを見ないのであつて、單純な縦の發

展のみが見られたのである。このやうに、本文が單純なる形式によつて發展する場合には、一般に次のやうな特殊な事情が存する。即ち

- 一、書本が原作者の自筆本若しくはそれに近いものと信せられてゐるか、又は書本が名家の自筆轉寫本若しくはそれに近いものと信せられてゐるかして、その本に或る種の權威が認められてゐること。
- 二、その作品が一般に行はれるに至らず傳本が少く、比較すべき類本がないこと。
- 三、その作品についての研究がなされず、本文を比較する必要のないこと。

この日記の研究は、足利時代の末期頃までは、殆どなされなかつたと云つてもよい。鎌倉時代の初期に藤原定家と同爲家とがこの日記を書寫したが、それ以上の研究をしたとは思はれない。遙かに下つて、松木宗綱が同じくこの日記を書寫したが、それも單に書寫した程度に止つてゐる。三條西實隆のみはこの日記に句點・讀點・聲點をさし、解釋を試みたやうであり、その後、公條實條等によつて研究をなされたであらうが、いづれも家本(貫之自筆本の轉寫本)に據つたと思はれ、本文研究にまで到達しなかつた。このやうにして、近世初期までは、この日記の研究は大體に於てなされてゐないと云つてよいであらう。^(五)しかるに、慶長・寛永以後、この日記に識者の注意が向けられるやうになつてから、勅本(宗綱自筆本)、定家自筆本、爲家自筆本、三條西家本等が續々とあらはれて來て、ここにはじめて本文の研究が興ると共に、それに附隨して、當然本文の混成現象が生ずるに至つた。本文

史の上に、複雑な現象が現れたのは、この日記の流行と研究とに随伴してゐるのである。

さて右四つの部門に於ては、それぞれ少きは二三本、多きは二十數本の寫本を傳へ、又以上の四部門のいづれとも歸屬を決定し難い混合形態を有する數多の寫本を傳へてゐる。しかし、これ等の各部門内の本文の展開は、整然たる系譜を構成してゐたのであるが、現存寫本はそれ等の中の一部分にすぎず、又系譜上の地位も全く明かにされてゐないのである。よつて我々は、各部門毎に、それぞれ現存寫本を、傳承に關する諸種の記録例へば奥書書入及び他の傍證的記録をはじめ、書物の装幀用紙・文字・書風・字體等によつて、一應の分類及び系統を設定し、ついで異文の分解比較^(七)統合を試みることによつて、失はれた系譜を再建して見たいと思ふ。尤も、爲家自筆本の系譜は、資料の關係から已に自明であるから今は省略する。

批判的處置は、寫本の本と本との比較から群と群との統合から類と類との統合から族を、漸次溯上の建設せんとするものである。この過程の中に、異文の種々なる諸相や、又それ等の發生する種々なる條件を明かにすることが出来るのである。しかし、それ等のものは、一般に日本の文献の發展が、如何なる原則によつて支配されてゐるかについて、幾多の重要な示唆を提供するであらうと思はれる。なほ、これ等の批判に於て、常に適用せられるべき三つの規準、即ち資料的・心理學的・歴史的規準については、別に改めて詳細に述べて見たいと思ふ。^(八)

註一 本書第二部第十二章各節参照。

註二 本書第二部第四章第三節参照。

註三 同上参照。

註四 本書第一章第五節及び第二章第六・第七・第八節参照。

註五 尤も藤井氏藏本の如きは、明かに混合形態の本文を有し、かつ室町時代に生じてゐるか^(九)の如くであるが、それは特別の場合であつて、大體に於て本文の混成は先づなかつたと認めてよいと思はれる。

註六 本書第二部第五章第一節参照。

註七 本書第二部第十章第十一節参照。

註八 本書第二部第五章参照。

第七章 定家自筆本とその系統

第一節 定家自筆本系統の現存諸本

定家自筆本の系統に屬する現存諸本で、この小論の筆者の調査し得たものは十七本である。これ等の諸本は本文の性質書寫の形式等から、自ら二つの種類に分けることが出来る。もとよりこれ等の分類は詳細な内容及び形式の研究の結果を俟つてはじめて明かにされるのではあるが、敘述の煩雜を避けて、先づその結論により、一應の整理をなし、各本について、それぞれ簡単な解説を試みたいと思ふ。

(一) 定家自筆本 前田侯爵家藏

已に第二章第二節に於て述べたから、ここでは重複を避けて省略するが、ただ系譜建設の上に必要な事項のみについてふれておきたい。定家自筆本は、老人雑話によれば、もと連歌師玄的のもとにあつたが、後に加賀前田家から八條宮智仁親王に上つたといふことであり、上田秋成の記する所では、その原本は、天明九年正月晦日の大火に八條の宮に於て焼失したといふことになつてゐる。^(二)この二つの説は無論誤であるが、併し全然理由のない事とも云はれない。或ひは桂宮萬葉集のこ

とと混同して、誤傳されたのかも知れず、或ひは、加賀家に於いて、忠實な臨摹を作つて、それを八條の宮に奉つたのが誤り傳へられたのかも知れない。もし、後者の如くであつたとすれば、現在東山御文庫御藏にかかる御本は、八條宮に献上された原本か、又はその直接の轉寫本かのいづれかであるかも知れない。

一方前田家藏の古文書「御道具覺書」の中には、

一、定家筆土佐日記

是ハ連歌師玄珍ニ御座候を被爲召上候由

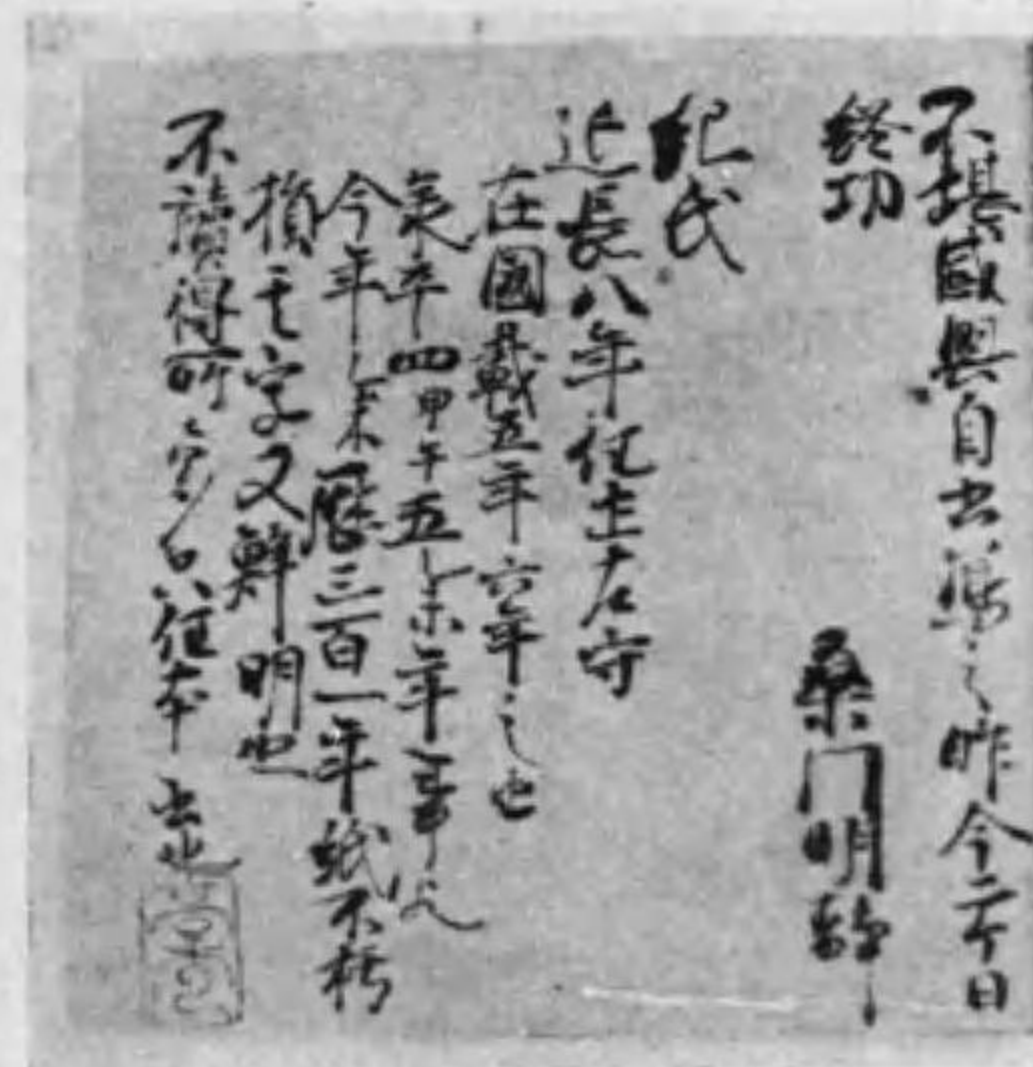
とあるが、この玄珍といふのは、恐らく玄陳のことであらう。玄陳は紹巴の孫、玄仍の子で、今鏡の古本を傳へた人として知られてゐる。後述の近衛公爵家藏本の奥書及び高野辰之博士藏本の奥書によつて、定家自筆本は玄陳の所持してゐたものと見て、差支はなからうと思はれる。老人雑話に玄的所持と云つてゐるのも、實は玄陳所持本のことであらう。さてこの定家自筆本は、寛永の初年に於て、全く別の人により、別箇の態度で、少くとも二回轉寫され、ここにはじめて定家自筆本に於ける本文の歴史本の歴史にあらざる^(一)が發生したのである。

(二) 第一族とその系統の諸本

一、御物本 東山御文庫御藏 (略號御)

この御本は胡蝶装の冊子で、書寫者の名もその書寫の事情も一切不明であるが、近世初期の轉寫と思はれる。殆ど影寫に近いやうな嚴密さをもつて、定家自筆本を臨摹したものである。御文庫

には定家自筆の僻案抄と、奥入との摹本があるが、この土左日記は、それ等にも劣らず嚴密な態度で模寫されたものである。前述のやうにこの御本は、或ひは前田家から八條の宮に進上したといふ噂の本と何等かの關係があるのかも知れない。この御本の料紙は文様のない楮紙（表面にやや凸凹の皺がある）であつて、表紙はやや厚みのある白紙である。見返は本文と同様の楮紙で文様はない。



表紙の中央に土左日記と書かれてゐる。この四字は定家自筆の原本の文字を忠實に模したものであらう。定家自筆本には巻尾に白紙があるが、御物本にはない。貫之筆蹟臨摹の次にある識語中「可謂奇怪」の「怪」の字に蟲損の註記がなされてゐる點、及び奥書の最後「不讀得

所々多只任本書也印」の箇所は「書也」まで別の薄様に影寫して貼符してある點は、この御物本の著しい特色である。しかしその體裁は僻案抄の場合に類似してゐる。この御本は書寫年代の最も古いものであり、本文も亦従つて純粹である。第一族の最古の祖先であり、すべての同族の諸本はここから展開してゐるやうである。

二、高松宮家御本 高松宮家御藏 (略號王)

同じく胡蝶装の冊子で、書寫年代も筆者も共に不明であるが、東山御文庫御藏の本と密接な關係があるらしい。形態上の特色はすべて御物本と一致する。「怪」の字の蟲損、朱印の箇所、貼紙等すべて同一である。

三、彰考館本 彰考館文庫藏 (略號彰)

御物本や宮家御本のやうに胡蝶装ではなく、袋綴であるが、形は同じやうな楨形である。「怪」の字の蟲損は御物本等と同様であるが、朱印の箇所は貼紙ではない。筆者及び傳來に關する奥書はない。この本は次にあげる今一本の奥書によつて、或ひは日野弘資所持の本そのものではなからうかとも思はれる。なほ第二節参照。

四、彰考館一本 彰考館文庫藏 (略號考)

この本には奥に

延寶戊午歲以日野弘資卿家藏本寫之

洛陽新贖本

とある。これによれば權大納言日野弘資(貞享四年二三四七八月廿九日薨。七十この架藏の本を以て、延寶六年二二三三彰考館に於て書寫せしめたものやうであるが、本の形も美濃大の袋綴となつてをり、字の大きさ、字形、字詰、配行等原本に模さうとしたものではなく、むしろ原本をよみとらうとしたものの如くである。定家臨摹の部分は脱して居るが、これは書寫に際し省かれたものやうで

あり、本文の上からは「彰」を轉寫したものとして差支へないやうである。

五、扶桑拾葉集本 (略號扶)

この本文は彰考館文庫藏本即ち「彰」を底本とし、流布印本をもつて所々比較したものである。流布印本の校合異文は「イ」としてあらはし、合計二百箇所に及んでゐる。

以上の諸本は、考扶を除く外、大體に於て書本の體裁をそのまま忠實に寫さうとし、單に内容を讀みとらうとしたものではない。即ち臨摹的性質の著しいものである。

(三) 第二族とその系統の諸本

一、近衛家本 近衛公爵家藏 (略號近)

大形の袋綴一冊であつて、奥書に

此一冊以定家卿自筆之本玄陳

與他之日不違一字謄寫焉

今又不違一字使人謄寫焉

粗雖加校尙有再傳之

誤庶幾後人正之

寛永元冬半初四 關白(花押)

とある。この奥書によつて、知られることは

イ、玄陳が定家自筆本を所持してゐたこと。

ロ、玄陳がその定家自筆本を他に譲り與へる時、原本を一字違へず謄寫したること。

ハ、關白近衛信實がその玄陳自筆の原本を借りて人をして謄寫せしめたこと。

ニ、信實自ら大略書本と校合したが、なほ再轉寫の誤が少くないであらうと考へられてゐたこと。

等である。就中、玄陳が定家自筆本を所持してゐたといふことは、後述するやうに高野博士藏本の奥書にも見える所である。前に述べた前田家の古文書に玄珍とあるのは、玄陳の誤記と見て差支ないであらう。玄陳は定家自筆本を手離す前に、別に一本を書寫して家に留めたのである。もし第一族の原本が東山御文庫御藏の本であるとすれば、これに對して、第二族の原本は玄陳書寫の本になるわけである。しかして、その原本は現存してゐるか否か不明であるが、殆ど時を同じうして轉寫されたこの近衛家本が現存してゐるのであつて、これ等の本によつて、第二族の源流を確かめることが出来るのである。

さて、この近衛家本及び近衛家本を通して推定せられ得る玄陳自筆本の形態上の特質は次のやうである。

イ、大きさ、装幀等は必ずしも定家自筆本の通りではない。玄陳本も大形の袋綴であつたであらう。

ロ、書風は定家のそれに模さうと努めたもののやうであるが、字の配置、字の大きさ等は必ずしも原本の通りではない。尤も一行の字詰は原本と同様である。

ハ、臨摹の部分は一枚の両面に書かれてをり、定家自筆本の如く二枚の紙の前葉の表、後葉の裏に

書かれてはゐない。この形式はこの一族の寫本群全體を通して見られる所である。
 ニ、近衛家本には「怪」の字に蟲損のあることについての註記がない。恐らく玄陳自筆本にもなかつたであらう。

ホ、近衛家本には識語の最後の箇所、御物本や宮家本のやうに朱の印形を模した紙片を貼りつけることをせず、單に「有朱印」と註記してゐるが、玄陳の自筆本にも恐らくさうであつたであらう。

ヘ、近衛家本はこの第二族の中で、現存寫本中最古のものであらう。

二、高松宮家御本 高松宮家御藏 (略號宮)

やや小形の袋綴の御本であつて、書寫者もその年代も不明である。近衛家本との依存關係はない。例の蟲損の箇所は蟲損とあるが、朱印の箇所及び其他は近衛家本の通りである。近衛家本の各行は、定家自筆本に比すると極めて間延びがしてゐるが、この御本は幾分大き目に書かれてゐながら、その割に延びてゐない。これ等の點からして、この御本と近衛家本とは、玄陳自筆本を別々に書寫して成つた轉寫本ではなからうかと察せられ、玄陳本を推定する上に重要な資料とすることが出来る。

三、森氏本 森繁夫氏藏 (略號森)

この本はやや大形の袋綴の本であつて、字形・字詰・配行等は必ずしも定家自筆本に一致しない。例の蟲損の箇所及び朱印の箇所は近衛家本の通りであつて、この本が玄陳自筆本の系統にある本

であることが明かである。配行の如きは、巻頭第一葉の裏から已に一行の誤差を生じてゐる。

四、高野氏本 高野辰之博士藏 (略號高)

この本は、定家自筆本とはほぼ同形の胡蝶装の冊子である。外題に「土左日記」とあり、巻首に度會正益春藏書と記し、朱印がある。字形・字詰・配行等定家自筆本に一致しない。書風も亦定家の風格を模したものではない。ただ、蟲損及び朱印の註記のみは、近衛家本の體裁と一致する。一見して玄陳自筆本の系統にある本に相違ないと思はれるが、果して巻末に、

以定家卿自筆本書寫之本玄陳所持

件之本不違一字所寫留也

とある。この奥書によつて、玄陳が定家自筆本の轉寫本を所持してゐたことが立證される。前記近衛家本の奥書及び前田家古文書の記事に照應するものである。

五、京大本 京都帝國大學研究室藏 (略號京)

この本は、高野氏本とはほぼ同形の胡蝶装の冊子である。外題に「土左日記」とある。書風は定家のそれに模さうと努めてあるが、字詰・配行等は定家自筆本のそれに一致しない。ただ、蟲損と朱印の箇所のみは前記諸本の體裁に一致する。巻尾に「上冷泉爲綱朝臣眞毫」とあり、飛鳥井家舊藏の由の吉澤義則博士の附記がある。因みに爲綱は享保七年(三三八三)薨。その轉寫關係は不明である。

六、天龍寺本 天龍寺塔頭慈濟院藏 (略號天)

半紙形袋綴の冊子で、表紙左肩に土左日記と楷書した題簽がある。寺傳によれば、讃岐高松侯松

平氏先代の寄進にかかるものである。但しその轉寫關係は不詳である。字形・字詰・配行等定家自筆本の面目に一致せしめようとしてゐる。しかし筆蹟そのものは能筆とは云ひ難く、一字一字の間は延びて、各行の裾はそろはず、不體裁である。その點極めて近衛家本に似た形式である。併し不體裁ではあつても、前記諸本とはその趣を異にし、字詰・配行等は忠實であらうと努めてゐる。

七、小川氏本 小川壽一氏藏（略號小）

この本は書寫者も書寫年時も共に不明であるが、體裁・字詰・書風等すべて天龍寺本と一致する。恐らく影寫本であらう。卷尾に天龍寺本の最後の奥書即ち文曆二年以下の二面一葉が缺脱してゐるが、これはもと存したのが、何かの事由によつて脱したものであらう。

八、天滿文庫本 天滿宮文庫藏（略號滿）

この本も書寫者及び書寫年時は共に不明であるが、前記二本と密接な關係があるに相違ない。恐らくいづれかを影寫したものであらう。卷尾に

明治七戌年十月

奉納人 大阪書林會社中

とある。

九、抄本 土左日記抄所據本（略號抄）

これは季吟の土左日記抄の底本となつたものである。卷首に

前略

京極黃門の御自筆をうつせる本にもとつきつ、又妙壽院眞名をくはへ給ひし本侍に、

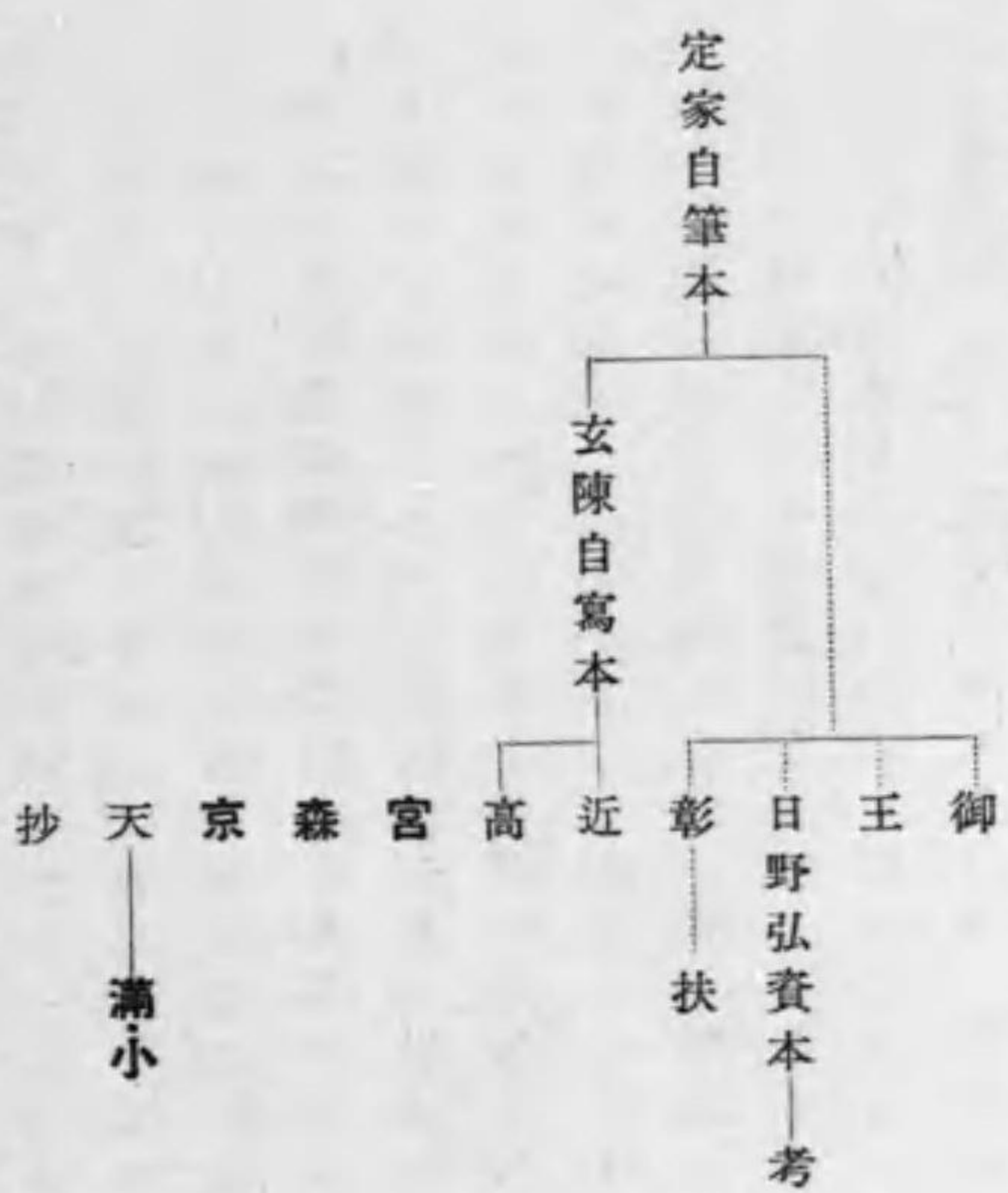
所々かはれる事あるを、しりへにならへしるし侍りて、をろく抄出し侍るかし

とあり、次に「京極黃門奥書」として、文曆二年以下の全文をあげ、妙壽院本奥書」として、明應壬子仲秋候の實隆の識語の全文をあげてゐる。しかし、前者には印形の箇所が「有朱印」となつてゐるから、第二族の系統の本によつたことが明かである。因みに、妙壽院本は後に述べるやうに、實隆本第一第二族の中第二族の系統線上に位置するものである。なほ、この抄本の本文は純粹といひ難く、むしろ混合本文であると云ひ得るが、これについては後に詳述したい。

以上述べた第二族の諸本は、第一族の諸本に比して、相互に密接な關係は認められないが、天滿小の三者には、必ず轉寫關係が存するに相違ないと豫想せられる。しかし、この豫想は本文自身の批判的研究が實證するであらう。又他の諸本の關係は稀薄であるが、系統樹立の不可能でないことは、これまた本文自身の統計的研究の結論が證明するであらう。又前にも述べて来たやうに、「怪」の字の蟲損の箇所には、第一族では註記がしてあり、第二族では宮以外はこれがしてないし、卷末の識語の終は、第一族では「書也」□□と薄様に臨寫して貼つてあるが、第二族では單に「有朱印」と記してあるのみである。この體裁も諸本悉く一致してゐる。臨摹の部分についても、第一族は自筆本のままであるに對し、第二族は臨摹の部分のあるものは全部一枚の紙の両面に書かれて居る。この特色から推せば、第二族の諸本は、第一族の諸本のやうに、原本の體裁を忠實に模さうとしたものではなく、むしろ正確に字形と内容とをよみ取らうとしたものの如くである。従つて、第一族の諸本に對して、異なる目的をもつて書寫されたものとして、特別に取扱はれるべきものである。

以上の奥書書誌學的事實その他からして、知ることの出来る系譜は次のやうになるであらう。

系譜第一



右のやうに第一族の諸本の關係は不明である。第二族に於ても宮森京抄等の依存關係は不明である。宮本は文字書風傳來等からして最も古いものと考へられるが、近高との依存關係は不明である。滿小は「天」と密接な關係のあることは知られるが、「天」と他の諸本との關係は不明である。本文外の諸事實によつては、これ等の寫本につき、このやうな不連続系譜以上のものを建設するこ

とは不可能である。この不連続系譜を連續系譜に建設しなほすためには、本文の統合の示す客觀的證左によらなければならない。

註一 土左日記(宇万伎註)の巻頭に加へた上田秋成の解題による。
註二 本書第二章第二節に示した寫眞参照。

第二節 現存資料の系統學的處置

前節に於て解説を加へた十八本は、筆者が今日までに調査することを得た定家自筆本系統の諸本であるが、これ等の諸本の系統的關係は如何にして建設されるであらうか。我々は、奥書や装幀や料紙や書風等によつて、それ等の諸本の成立年代や系統的關係を漠然と假想することが出来る。その假設は、如何なる手段によつて、根據のある確實なものとして檢證されるであらうか。それは本文の分解・統合による寫本の分類に俟たねばならない。我々は、本書の附録に收載した異文統合表によつて、箇々の異文を類に統一し、これ等を批判することによつて、系譜を細部に互つて建設して行くことが出来る。

我々は、幸ひにして定家自筆本をもつてゐるが、我々の批判的處置に於ては、定家自筆本といふ特殊な價值評價を一應捨て、他の諸本と同列に置いて考察して見る必要がある。本文の統合自身の示唆する眞實性は、もしその統合が正當に行はれ、確實な結論に導かれてゐるのであれば、必ずやそ

の自筆本が疑ひなき真正銘な自筆本に相違ないことを證明するであらう。逆に自筆本は、我々の執つた批判的處置が、果して妥當的であつたか否かを檢證することにもなるであらう。かくて我々は、定家自筆本をも自筆本たる何等の先入觀念や優先權をもつて見ることなく、全然他の諸本と同列に置き、公平に處置して見ようとするのである。我々は、このやうな態度によるより外、擬裝的自筆本、例へば傳定家自筆後撰集の如き傳本の偽作性を看破することは出来ないのである。我々は、定・御・王・彰・考・扶・近・宮・森・高・京・天・小・滿抄の略號により、別卷所載の異文統合表を基礎にして、前述の諸傳本の異文分解とその統合を試みることにしよう。

一、根幹諸本異文統合表に於ける各項各異文と定家本系統諸本の異文との關係
 本書附録所收の根幹諸本異文統合表に基き、根幹諸本の異文と、定家本諸本の異文との關係を明かにすることによつて、定家本諸本の本文が、それ自身如何なる系統線上に位置するかを主張してゐるかについて考へて見たい。

- (イ) 底本即ち青本に對して、定家本系統全本の一致する異文は、他本の異文と如何なる依存關係を有するか。〔チツクの數字は統合表に於ける見出番號を示し、括弧内の數字は異文統合表に於ける當該項目に屬する全異文數量を示し、漢數字は定家本系統全本が根幹諸本と一致する異文の數量を示す。以下これに倣ふ。〕
- | | | | | | |
|----------|---|------------|---|----------|---|
| 1 定圖近三大爲 | 七 | 2 定圖近三大(9) | 七 | 3 定圖近三大爲 | 三 |
| 4 定圖近 | 一 | 5 定圖三爲近大 | 一 | 6 定圖爲 | 一 |
| 7 定圖 | 一 | 8 定近爲 | 一 | 9 定近(2) | 一 |

10 定大爲圖近三	一	11 定爲(10)	九	12 定爲圖近三大	二
13 定爲三大	一	14 定爲圖近	一	30 三大定(2)	一
34 定(53)	四一	35 定近爲	一	36 定近	二
37 定爲	九	合計(108)	九一		

右の如く定家本系統の諸本が悉く一致する異文は、他の根幹諸本と一致する(但しその一致關係は極めて少い)と否とを論せず、定家本の本來的性格的なものと見なす事を得るものである。少くとも、所謂定即ち定家自筆本に於て生じた異文と、密接なる關係を有するものである事は明かである。
 (ロ) 定家本系統全本が青本に一致し、他の根幹諸本がこれに一致しない場合即ち他の諸本の含有する共通又は獨自異文にして、定家本系統の諸本と全然一致しない場合は、如何なる系統關係を有するか。

15 圖近三大爲(1)	一	16 圖近三大	二	17 圖近大(1)	一
18 圖近爲	一	19 圖近(14)	一四	20 圖近三大爲	一
21 圖近爲(2)	二	22 圖爲	一	24 近大(1)	一
25 近大爲	一	26 近爲(5)	四	28 三大爲	一
29 三大(6)	四	32 三大爲	三	33 大爲(5)	三
38 圖	三〇	39 圖近	二	40 圖爲(2)	一
41 近(34)	三一	42 近大	一	43 近大爲	一

44 近爲	六	45 三	二	46 三大	一
47 大(26)	二一	49 爲(280)	二六八	合計(410)	三九四

右のやうに定家本系統の諸本の本文が、青本に一致し、他の諸本の異文と一致しない場合は、これ等の本文が他の系統線から誘導されて来たものでないこと、即ちこれ等の本文は定家本の本來的なものであることを自ら證明するものである。この場合は、多くは他の根幹寫本が共通及び獨自誤謬の場合である。

以上の(イ)と(ロ)とは、定家本一般といふもの、即ち定家本共通の性質を提示するものであるが、更に定家本内部の特殊性を提示するものについて見よう。

(ハ)定家本系統の諸本中の或るものが、定家本一般の異文として認められ得る各異文に一致しない場合は、如何なる系統關係を有するか。

- 2 4 定圖近三大御王彰考扶近宮森高京天小滿多類高昌明池桃新彰安
- 2 9 定圖近三大御王彰考扶近宮森高京天小滿抄藤多正妙類寬昌桃見聞慶本(高麗文)
- 9 1 定近御王彰考近宮森高京天小滿抄
- 11 10 定爲御王彰考扶近宮森高京天小滿明池新彰
- 23 定近御王彰考扶近宮森高京抄圖爲高藤多高寬桃見聞慶本
- 30 1 三大定御王彰考扶近宮森高京天小滿三大多類高寬昌聞慶本妙藤正
- 34 4 定御王彰考近宮森高京天小滿抄扶昌妙

- 34 10 定御王彰考近宮森高京天小滿抄昌
- 34 15 定御王彰考扶近宮森高京天小滿藤昌高類明池桃新彰安
- 34 18 定御王彰考扶近宮森高京天小滿昌見
- 34 22 定御王彰考扶近宮森高京天小滿
- 34 23 定御王彰考扶近宮森高京天小滿多見
- 34 30 定御王彰考扶近宮森高京天小滿新彰連安
- 34 36 定御王彰考扶近宮森高京天小滿慶池安
- 34 43 定御王彰考扶近宮森高京天小滿昌高
- 34 45 定御王彰考扶近宮森高京天小滿昌
- 34 50 定御王彰考扶近宮森高京天小滿高昌
- 34 24 定御王彰考近宮森高京天小滿

以上は定家本系統の諸本中に、定家本一般の本文として揭示せられてゐる各異文に一致しないもののある場合である。(ゴ)ナツクの數字の下の數字は各項に於ける異文の順位番號を示すその諸本の依存關係は次の通りである。(但し漢數字は異文の數量を示し、括弧内の諸本は定家本一般に一致するものである。)

- 2 4 定圖近三大一 11 10 定爲一 高抄(御王彰考扶近宮森高京天小滿)
- 2 9 定圖近三大一 高(御王彰考扶近宮森高京天小滿抄)
- 9 1 定近一 34 4 10 定二 扶(御王彰考近宮森高京天小滿抄)

- 30 1 三大定一 34 15 18 22 23 30 36 43 45 50 定九 抄(御王彰考扶近宮森高京天小滿)
- 23 圖爲定近一 天小滿高(御王彰考扶近宮森京抄天小滿高)
- 34 24 定一 扶抄(御王彰考近宮森高京天小滿)

以上十八箇所は、高妙扶抄等の諸本の本文で、定家本一般と一致しないものである。

(二) 定家本系統の諸本中の或る異文が、定家本一般としての異文を含まない他の諸本の異文に一致する場合は、如何なる系統關係を有するか。

- 26 3 近爲彰考扶
- 27 三大圖御王彰考扶森高天小滿抄實妙
- 29 3 三大扶多寛昌桃見聞正慶本妙
- 29 5 三大抄藤多類高寛桃正慶本妙
- 31 三大抄實妙圖考
- 33 1 大抄多寛昌桃見聞正慶本明池桃彰安連平蓬淺刈新
- 33 4 大抄多寛昌見正慶本妙聞
- 41 12 近高抄慶
- 41 26 近御王彰考
- 47 8 大高多寛昌桃見聞正慶本妙
- 47 14 大抄多寛桃見聞正慶本妙

- 47 25 大抄多寛昌桃見聞正慶本妙
- 47 22 大高抄多寛昌桃見聞慶本明池桃新彰連平蓬淺刈正安
- 48 大抄多寛昌桃見聞正慶本妙爲
- 49 6 爲抄寛桃見聞正慶本新連平蓬淺刈
- 49 194 爲抄高慶明池新彰安
- 49 201 爲抄寛昌桃見聞正慶本妙
- 49 209 爲高多寛桃見聞慶本明
- 49 210 爲高多高寛昌桃見聞正慶本明池桃新安連平蓬淺刈
- 49 17 爲扶寛昌桃見聞正慶本妙高
- 49 133 爲考

定家本系統の諸本の中の或るものが「定」として揭示せられてゐない各異文に一致する場合は次の通りである。

彰考扶には26 3に於て一箇所

御王彰考扶森高天小滿抄には27に於て一箇所

「扶」には29 3に於て一箇所

「抄」には29 5 33 1 4 47 14 25 48 49 6 194 201 209 210に於て十一箇所

抄考には31に於て一箇所

高抄には 41 12 47 22 に於て二箇所
 御王彰考には 41 26 に於て一箇所
 高には 47 8 に於て一箇所
 扶抄には 49 17 に於て一箇所
 考には 49 133 に於て一箇所

以上合計二十一箇所は、定家本系統の諸本中の或るものの有する異文が、他系統の諸本の異文に一致する場合である。

(ホ) 定家本系統の諸本が、他系統の諸本の有する共通異文と一致せず、しかもその中の或る本が、同一の箇所に於て、独自の異文を有する場合、その或る本には、如何なる系統的關係が存するか。

- 40 2 圖爲桃藤多寛見聞正慶本妙高
- 41 29 近高森
- 47 1 大抄多桃正寛見聞慶本昌
- 47 9 大多明池桃新安抄見聞彰
- 47 13 大高抄寛昌桃見聞正慶本多
- 49 12 爲抄多寛桃見聞正慶本
- 49 173 爲抄高寛昌桃見聞正慶本妙
- 49 63 爲高正見考

49 83 爲扶寛桃見聞慶本
 49 143 爲高

以上は定家本系統中に、獨自異文を有するもののある場合である。即ち

- 抄には 47 1 9 13 49 12 173 に於て五箇所
- 森には 41 29 に於て一箇所
- 考には 49 63 に於て一箇所
- 扶には 49 83 に於て一箇所
- 高には 40 2 49 143 に於て二箇所

の合計十箇所の獨自異文が存することになるのである。

以上の(ハ)(ホ)に於ては、定家本一般と認むべき本文に一致しない異文が見られるが、しかし、その数は極めて少數であり、かつ特定の本に限られるのであつて、従つてそれ等の特定の本に見られる例外的性質は、他系統から導入せられたものではないかと疑ひ得られるものである。かかる例外的性質は高抄扶の三本に於て、特に多く見られるのであるが、この事實は、(ハ)に於ける統計と、(ホ)に於ける統計との等しく示す所である。この顯著な事實は、この三本が他の系統の諸本との依存關係即ち混成關係を示唆してゐるのではないかと疑はしめるのである。

右に對し「天小滿」「彰考扶」「御王彰考扶森高京天小滿抄」「考」「森」の組合せの見えるものは數量も少く、すべて偶然の誤寫の傳承となすべきものと思はれる。即ち

23 七〇の4 たいまつれ、とも ———— たいまくれと 天小満
——— たいまつれと 定以下諸本

26 3六四の7 よめるうた ———— よめる 彰考扶(近爲)

27 四九の1 ひとつ ———— ひとつへ 三大御王彰考扶森高天小満抄實妙

31 二の3 くらへつる ———— みへつ、 圖考

41 26七七の4 こと ———— 事と 近御王彰考

49 133四六の5 なにとかは ———— なにとは 爲考

41 29七九の9 にとは ———— もたる 森

49 63二一の8 さりけるとや ———— さりけると也 考

以上の如きは、先づ偶然的な誤寫により、一般的集群から分離し、次いで孤立化するに至つたものやうに考へられる。以上に對し、高抄扶の如きには、完全な意味に於ての獨自異文と認められるべきものが皆無ではないが、それ等の異文の多くは、定家本系統外の系統(特に實際本系統及び妙壽院本系統)の諸本と一致するのである。これ等は高抄扶の成立に關して、何等かの特別の事情を暗示するものではないかと思はれるのである。

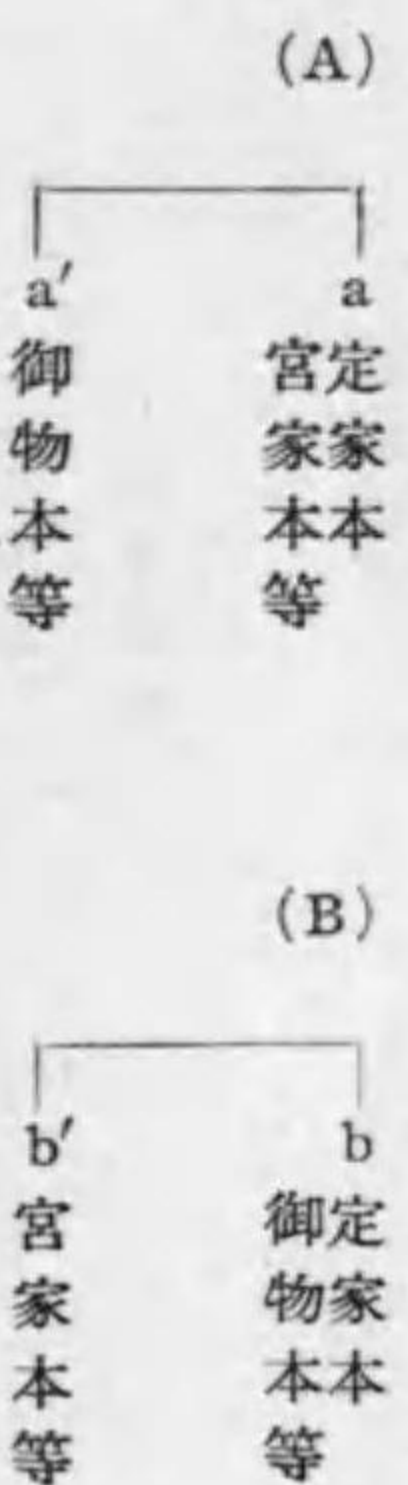
之を要するに、定家本系統の諸本は、同一系統線内の傳本であると云ひ得るが、ただ高抄扶の三本のみは、やや異なる性質、更に云へば他系統の本文との混成現象が存するのではないかと思はれるのである。

二、定家本系統諸本相互間に於ての獨自の異同の整理

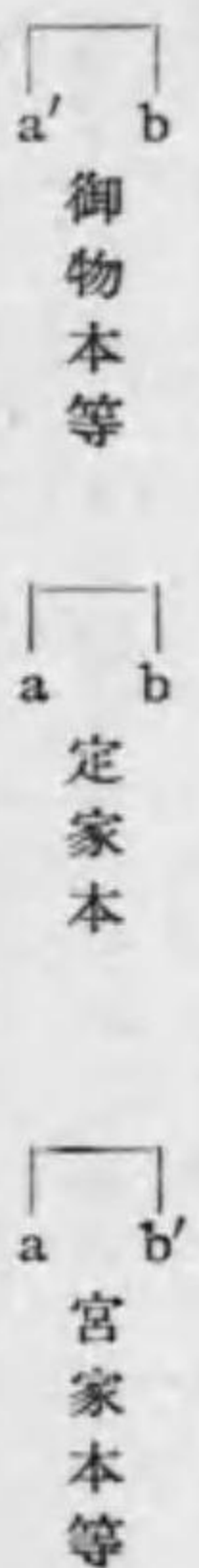
定家本系統諸本の相互間に於て、はじめて派生したと認められる異文を統合整理すれば左表の如くである。(表第一。表中Aとあるは御物本を中心とするグループ、Bとあるは近衛家本を中心とするグループ、Cとあるは各獨立せる諸本の英文關係を示す。各上欄及び下二欄は、當該異文を有する諸本の共通關係を示し、中の欄の數字は異文の數量を示す。)

A												
50 御王彰考扶抄	51 御王彰考扶	52 御王彰考	53 御王彰考扶	54 王彰考扶	55 王彰考森	56 王彰考森高	57 王彰考	58 彰考扶	59 彰考	60 彰考扶	61 考森	62 扶抄森
1	1	1	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1
定	御王彰考扶	近宮森高京天小満抄	50									
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	50	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	50	52	52									

(A)に於て定家本及び宮家本等の本文をa、御物本等の本文をa'とし、(B)に於て定家本及び御物本等の本文をb、宮家本等の本文をb'とすれば、



右の如き関係となる。この(A)(B)の関係は御物本等定家本宮家本等に於ては、同時に成立してゐるのであるから、以上の三系統の本文構成式は



の如く記號によつて置換することが出来る。

ここで注意すべきは、a bが固定的であつて、諸本に於て一定不變であるに對し、a' b'は諸本に於てそれぞれ異り、一定の結果が得られない所のもの、即ち移動的流動的であることである。もし假りにa' b'も固定的なものであるとすれば、 $\left[\begin{array}{cc} a' & b \\ a & b \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{cc} a & b \\ a & b \end{array} \right]$ a' b'が同時に有機的な聯關を以て存立する爲には、相互間の關係が如何なる過程を経過することによつて可能であらうか。

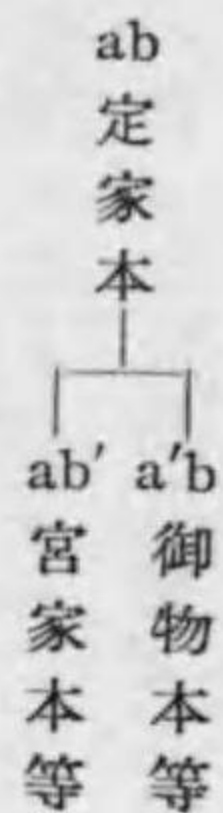
一、a' b'即ち御物本等の状態を原型的のものとして肯定すれば、



a 及び b' は誤寫と考へざるを得ない。異なる書本を轉寫することによつて成立し、相互の間に共通の祖先たる一寫本を考へる事の出来ない二系統の寫本に於て、a といふ相當量の共通異文の成立することは不自然であるから、ab といふ中間者を設定し、a' b' から ab、ab から ab' に轉化した過程を豫想せざるを得ない。即ち

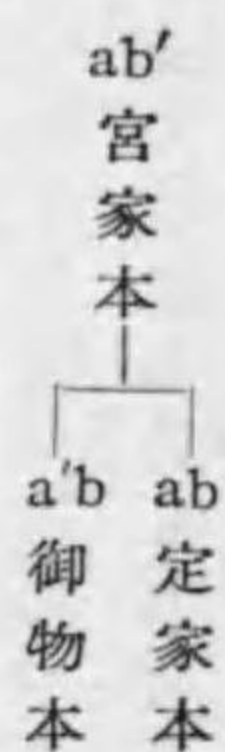


二、ab 即ち定家本の状態を原型的のものとして肯定すれば、

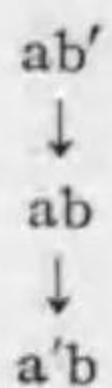


a' b' は誤寫と考へられ、ab 自身が中間者と考へられるのである。

三、ab' 即ち宮家本等の状態を原型的のものとして肯定すれば



a' b は誤寫となり、一の場合即ち御物本等の状態を肯定した場合と同様の理由により、



の如くabといふ中間者を設定せざるを得ない。

以上によつて明かなやうに、a' b'を固定的なものと考へることは不可能である。かくてabは表の示す如く固定的であつて、

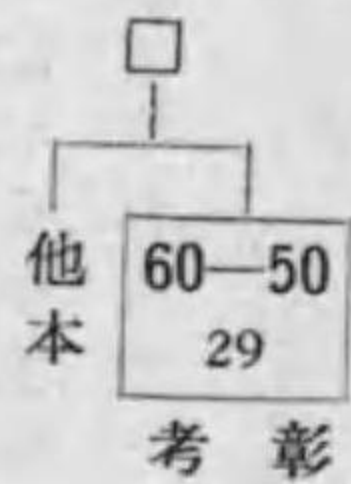
(A)に於て、定家本はもとより、宮家本等に於ても、aなる本文は、宮家本が成立の當初から保持してゐた原型的存在であるといふことが出来る。

(B)に於ても同様に、定家本は勿論、御物本等に於ても、bなる本文は御物本成立の當初から保有してゐた原型的なものであるといふことが出来る。しかして、a' b'をそれぞれ分有する諸本中の或る本、例へば、a'に於ける「御」b'に於ける「宮」の如きは、それぞれ殆どabに近い性質をもつてゐる。更にまたabは定家本の本文であるのみならず、青宗、實等の所謂定家本系統と全く異系統と考へられる有力な諸本の本文とも一致する。以上の諸點からして、ab即ち定家本の状態を、原型的のものとして考へるのが、最も妥當的である。かくて中間的共通祖先として定家本を認めることにより、

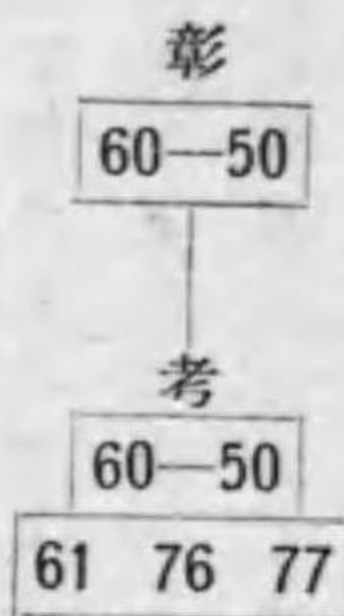


の如く二族に分つことが出来るのである。定家本が中間的存在であるといふことは、定家本がabを各々共有することによつて、御物本と宮家本とに、それぞれ聯繫をもつことを意味するのである。これを逆に云へば、御物本系統は定家本の本文要素の中bを、宮家本系統はaをそれぞれ獲得し、獨自異文、a'又はb'を生ずることによつて、自ら二族に分れてゐるのである。

次にこの二系統内を更に細分しようとするれば、御物本系統に於ては(A)表を宮家本系統に於ては(B)表を充分に観察しなければならない。先づ(A)に於て一致する異文の中で、数字的に多數を占めるのは、異文統合表の59に十箇所共通異文を有する彰考の關係である。即ち彰考の關係は



の如くであり、彰考は61 1 76 8 77 1の十箇所に於て一致しないが、何れも、考の獨自異文と考ふべきものである。即ち、彰を轉寫することによつて、考の犯した誤寫ではないかと思はれるのである。かくてこの兩本は、



の如く母子關係を形成するものと見なければならぬ。

次に「王」は「彰」に對して、58 2 59 10 60 1の十三箇所一致しないが、この場合の「王」の本文は「定」と一致するから、従つて「王」と「彰」との關係は、「王」から「彰」が出たものとしなければならぬ。

次に「御」と「王」との關係を見るに、これも「御」から「王」が出たものと思はれる。次に「扶」は獨自異文を多

くもつてゐるが、同一系統のものであると推定しても、誤ではないであらう。即ち異文 58 54 53 51 50 の關係によつて「彰」から出たものと考へられるが、一致しない所の多いのは何故であらうか。それは、前の根幹寫本との比較に於て已に述べたやうに、特別な理由によるものと思はれる。なほ「考」と「扶」とは 53 により「彰」からの過程に於て、特に密接な關係にあるかの如く見えるが、しかし、これだけで系統上の判定を下すことは許されない。

次に(B)に於て最も多く一致するのは天・小滿三本である。これ等は森・高抄を除けば、即ち 69 70 71 を除けば、各異文に於て共通するのである。

先づこの三本と「京」との關係を見るに、

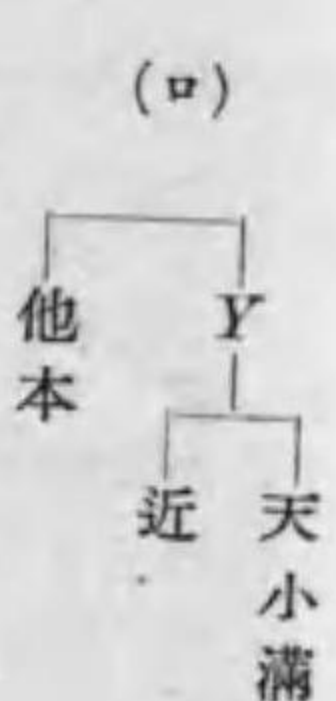
一、68 1 73 4 74 1 75 2 の八箇所に於て、天・小滿三本のみが獨自な共通異文を有する。

二、72 2 66 3 の二箇所に於て、天・小滿は「京」と一致する。

右の二つの事實から、京對天・小滿の關係は、少くとも異文 72 2 66 3 65 1 を包括する共通祖先 X を經て來たものと考へられる。



次に天・小滿と「近」との關係を見るに、この四本は異文 67 1 66 3 65 1 によつて、これ等を包括する共通祖先たる Y を通過して來たものと考へられる。即ち



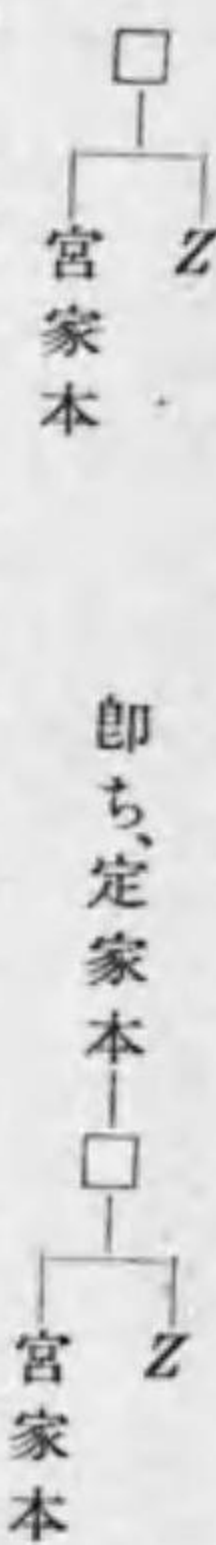
この X と Y との關係が如何なるものであるかは問題である。

異文 65 1 66 3 の存在により、近・京・天・小滿の間には、更に今一つの關係が認められる。即ち



(ハ)を認めた場合、それを前提として(イ)(ロ)の關係を同時に認めることは不可能である。

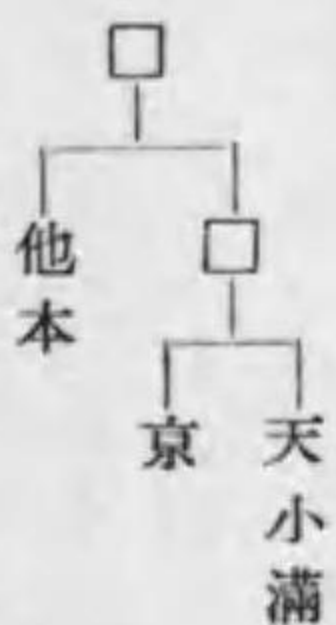
それでは、(ハ)といふ關係が認められて、更に其上に(イ)(ロ)といふ關係を認めることの出来る根據を 65 66 以外に求めると、(イ)は 72 2 (ロ)は 67 1 のみによつて成立するのであるから、數量的には極めて少く、72 61 の中の何れかを認めて、他を偶然的誤謬の一致として除去するが如きは許されない。又(ハ)に於て、近・京・天・小滿の原型である Z と「宮」との關係は 63 により



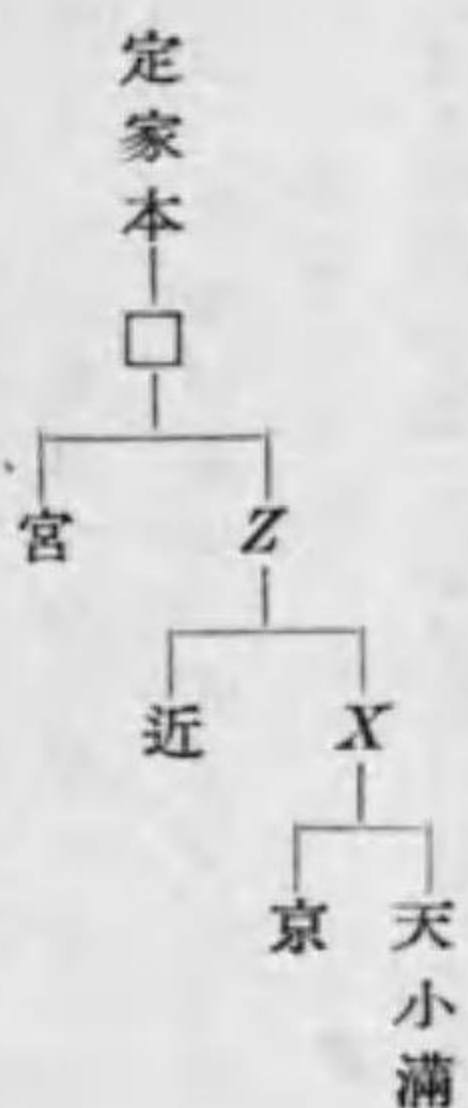
である。この關係に對し、64 は近・宮・天・小滿の共通異文であつて、「京」を缺いてゐる。それは、64 六二の 1 おちつもる——おちへもる近宮天小滿の「つ」と「へ」とは極めて誤寫され易い假名であるばかりで

なく、おちへもる」では意味も通らないから、書寫に際して多少の解釋の意識が働くならば、何人にも訂正され易いであらう。「京」に於ては、64の場合等からして、或ひはさうした改訂のことが企てられたのではないかと考へられる。

もし右の推論が許されるならば、67近・天・小・満もさうした理由によるのではないかと考へられ、或ひは又逆に偶然の誤寫の一致かとも見られるが、強ひて前掲の(イ)(ロ)の何れかに決定せんとすれば、(イ)が有力となり(ロ)の可能性は減少する。かくて(イ)の場合即ち



が(ハ)の關係の内部に於て認められることとなり、結局、



といふ連續系譜を得ることとなるのである。

次に天・小・満の内部關係に就いて見るに、「天」は獨自異文を保有せず、常に天・小・満と共通關係の下に中間的第三者として存在し、「天・小」「天・満」「小・満」の各々が共通異文を有するやうな關係の皆無であ

ること、及び小・満が夫々獨自異文を保有することにより



を認めて先づ誤ではないと思はれる。

最後に森・高抄は(A)(B)に於て現れる異文例が極めて少いので、しばらく除外したのであるが、高抄の二本は、上記の異文統合表に於て、獨自異文外の異文は、極めて少數しか見られないが、根幹諸本と對比すると、定家本一般と異なる場合が少くないのである。この定家本一般と異なる場合の少ない點では、「扶」も亦同様である。かかる特殊性は、この兩本中に他本との混成現象が潜んでゐるのではないかと疑はしめるのである。

「森」が別表(A)(B)に於て他本と共通の異文を有する場合の數の極めて少い事實は、系統的に他本と密接でないことを示すものと思はれる。即ち、森は(A)に於ては55・56の二箇所王・彰・考と共通し、61の一箇所「考」と共通してゐて、あたかも「考」と近い關係にあるかの如く見えるが、その他の部分では共通しない。よつてこれ等は系統的な一致關係ではなく、偶然的なものとして認める他はない。Bに於ては、「森」が68・69の二箇所、それぞれ天・小・満及び「滿」と共通し、「滿」との密接な關係が考へられるが、しかしこれは、單に擬裝的なものである。かくして(A)(B)の面を觀察することによつては、系譜の樹立は不可能であるとしなければならぬ。

次に「高」は(A)に於ては全然共通するものがなく(A)に於ける諸本とは無關係の如くに見える。(B)

に於て65一箇所近京天・小満と共通するが、これは一箇所だけで、偶然の一致かも知れない。又このままでは偶然と認める他に方法はないであらう。又高は70で抄満と共通し、71で抄と共通する。この中満との共通は偶然であるとしても、抄との共通には何か理由がありさうに思はれるのである。

三、定家本系統独自の異文にして他本(實際本系統諸本と一致するもの)の吟味

- 50 御王彰考扶抄聞
- 70 高満抄寛昌桃見聞正慶本妙
- 78 4 扶類寛昌桃見聞正慶本安多・高
- 82 3 高多高寛昌桃見聞正慶本新安見
- 82 14 高多類高寛昌桃見聞慶本連平蓬淺刈
- 83 高抄多類高寛昌桃見聞慶本明池新彰安
- 84 1 京寛見聞正慶本
- 84 3 京聞見
- 87 1 抄寛昌桃見正慶本妙
- 87 2 抄寛昌見聞正慶本妙
- 87 3 抄見正明
- 87 5 抄高寛昌桃見聞正慶本明池桃彰安連平蓬淺刈

- 87 11 抄寛昌桃見聞慶彰本
- 87 12 抄寛桃見聞慶本新高
- 87 13 抄寛昌見聞正慶本妙
- 87 15 抄寛桃見聞正慶本連平
- 87 16 抄寛昌見聞正慶本明桃新彰安
- 87 18 抄高寛昌桃正慶本池桃安連平蓬淺刈明新彰
- 87 21 抄多寛昌桃見聞正慶本新連平蓬淺刈
- 87 22 抄多昌桃見聞正慶本妙
- 87 23 抄彰實桃見聞正慶本
- 87 24 抄高寛昌桃見聞慶本連平蓬淺刈
- 87 26 抄寛桃聞慶本妙
- 87 27 抄多昌桃桃安連平蓬刈淺
- 87 30 抄桃
- 87 31 抄多寛昌桃見聞正慶本妙
- 87 32 抄寛昌桃見聞慶本彰安
- 87 34 抄多類寛桃正慶本昌高池蓬淺
- 87 37 抄寛桃見聞慶本

- 87 40 抄多寛桃聞慶本見
- 87 41 抄類
- 87 45 抄寛昌桃見聞正慶本明
- 87 46 抄多類高寛昌桃見聞正慶本妙
- 87 47 抄多見聞正蓬淺
- 87 49 抄寛昌桃見聞慶本
- 87 50 抄高寛昌桃見聞正慶本新彰安
- 87 52 抄高寛昌見聞正慶本妙
- 87 54 抄類寛桃見聞正慶本安連平蓬淺刈多
- 87 55 抄慶

上掲の如く50の御王彰考扶抄及び70の滿84 1 84 3の京等の少數を除いては、高扶抄特に抄に他系統の諸本の異文と一致するものが多い。抄の如きは殆どその系統的な性格の不明なものである。恐らく高扶抄の三本の成立には、他本との混成があつたに相違ない。前述(三〇七頁)の定家本系統諸本内部に於ける系譜建設にあたり、この三本の示した特異性も、右の事實を示唆するものである。系統外の諸本との關係としては、多分實隆本系統と稱するものの内に編入されてゐる妙壽院本系統の第三類(寛永板本等を中心とする)との混合があるのではないかと思はれる。尤も妙壽院本中の第三類ときめるには、幾分例外が生ずる。それゆゑ第三類に近い性質を有する妙壽院本

系統のものとの混合とでもすべきかと思はれる。かくすることによつて、これまで保留されてゐた例外も、多くは解決出来るのである。

四、定家の臨摹の部分に於ける諸本の異文の系統的吟味

定家の臨摹の部分の異文を諸本について調査し、その統合を試みると次のやうになる。

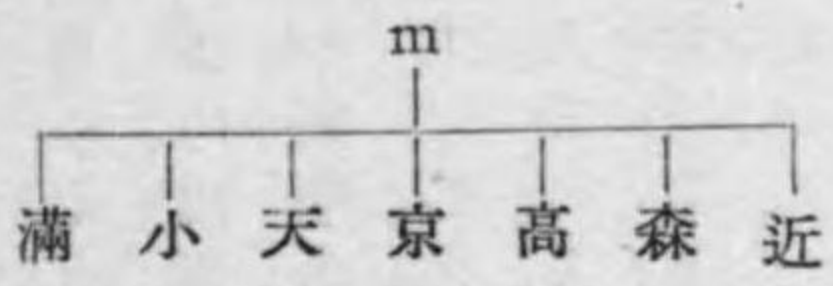
- a 九二の5 あかすや——あかあや 近森京天小滿
- b 九二の5 かくなん——かろなん 近森高京天小滿
- c 九二の6 みしひとの——みしらひとの 近森天小滿
——みしらすとの 京
- d 九二の6 ちとせに——ちとちへに 京高
- e 九二の8 せましや——せましやせましや 御王彰
- f 九二の8 わすれ——わあれ 近森高京天小滿
- g 九二の10 えつくさす——こちへくさす 近高京天小滿
- h 九三の1 とく——とは 京天小滿

以上を整理して表示すれば次のやうである。

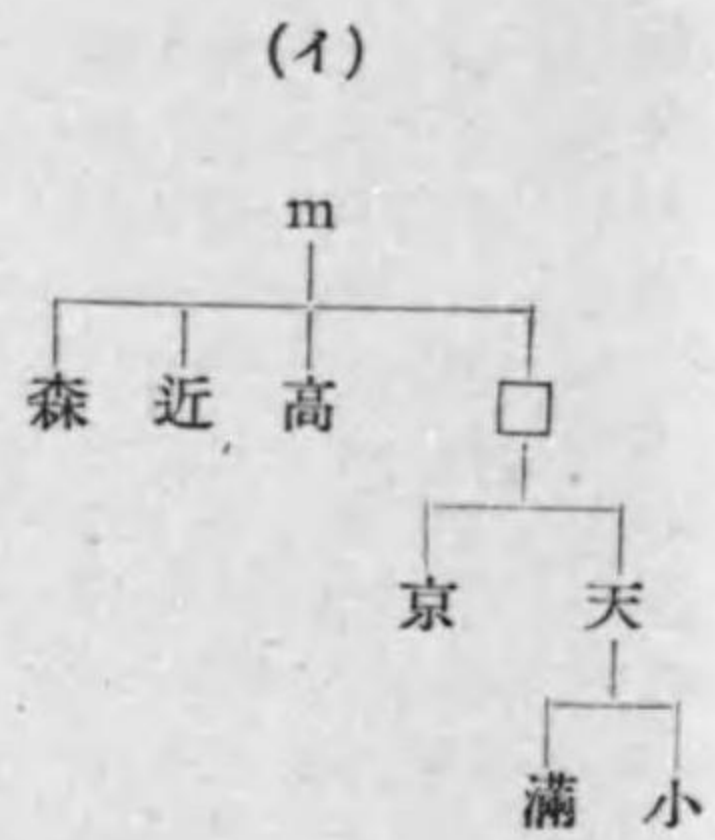
- A 御王彰 e 1
- B 近森高京天小滿 b f 2
- C 近森天小滿京 c 1

D	近森京天小滿	a	1
E	近高京天小滿	g	1
F	京高	d	1
G	京天小滿	h	1

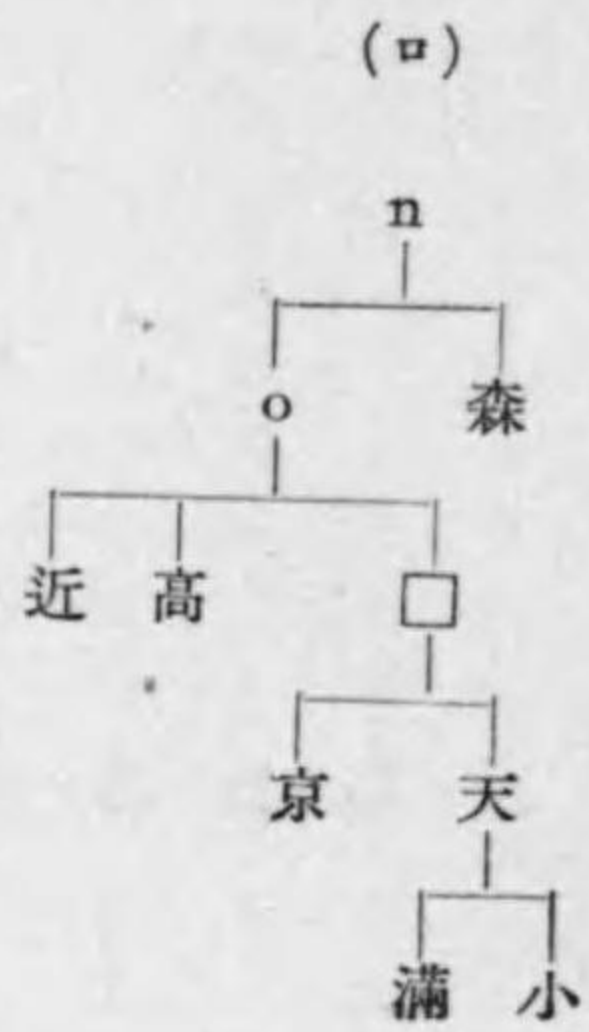
この異文統合の結果は、これ等の諸本の系譜建設に如何なる提言をなすであらうか。今その結論を云へば、御主彰及び近京天小滿の關係は、これまで推定して來た結論に對して何等の異議を唱へるものではない。のみならず、ここでは森高についての或る種の推定の可能が示唆されてゐるのである。即ちB及びCによつて、近森高京天小滿は同一共通祖先の下に屬する一つの族を形成してゐることが明かである。



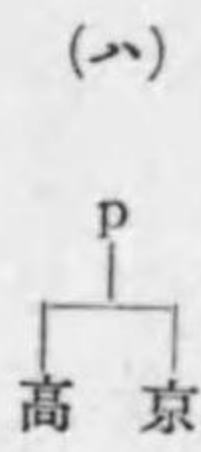
これを前述の結論によつて系譜的に整理すれば



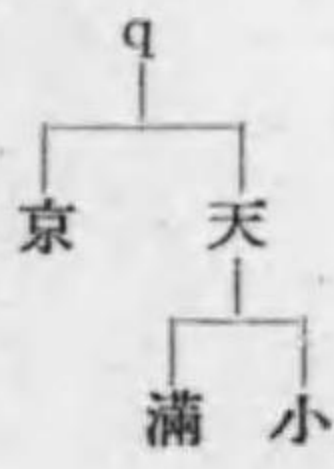
となり、更にEによつて



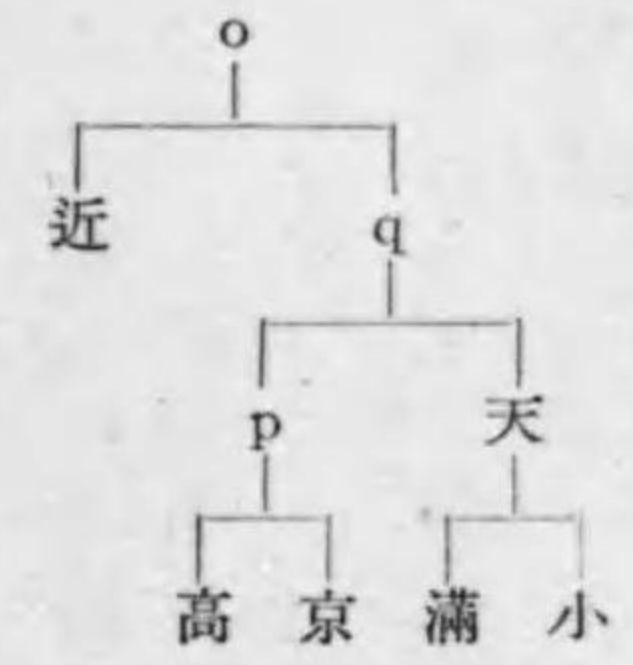
更にFによつて



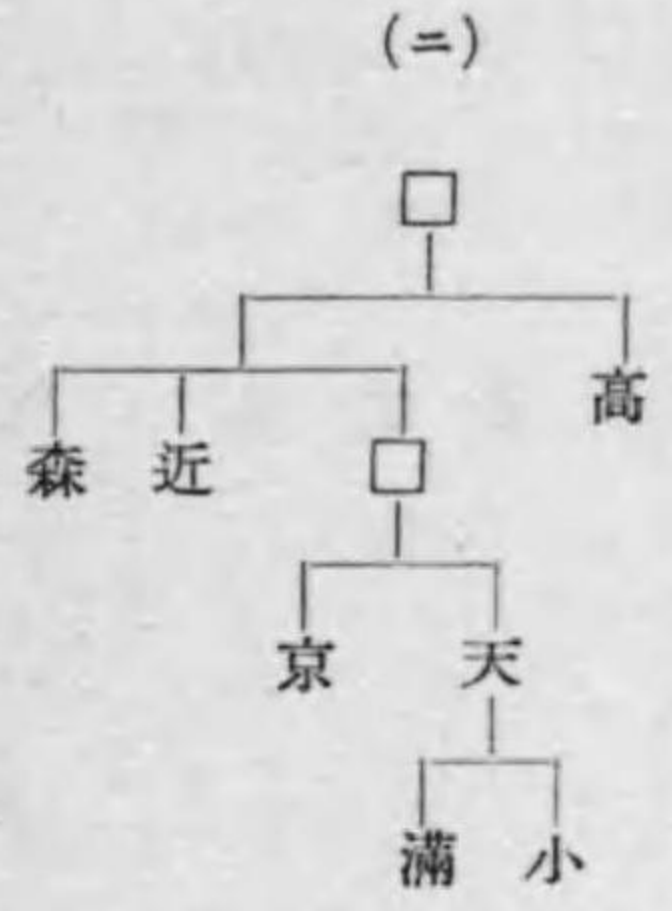
更にGによつて



の關係は一層有力となつて來る。他本の混合による變化が「高」に存するとすれば(口)(ハ)を合せて



又Dによつて

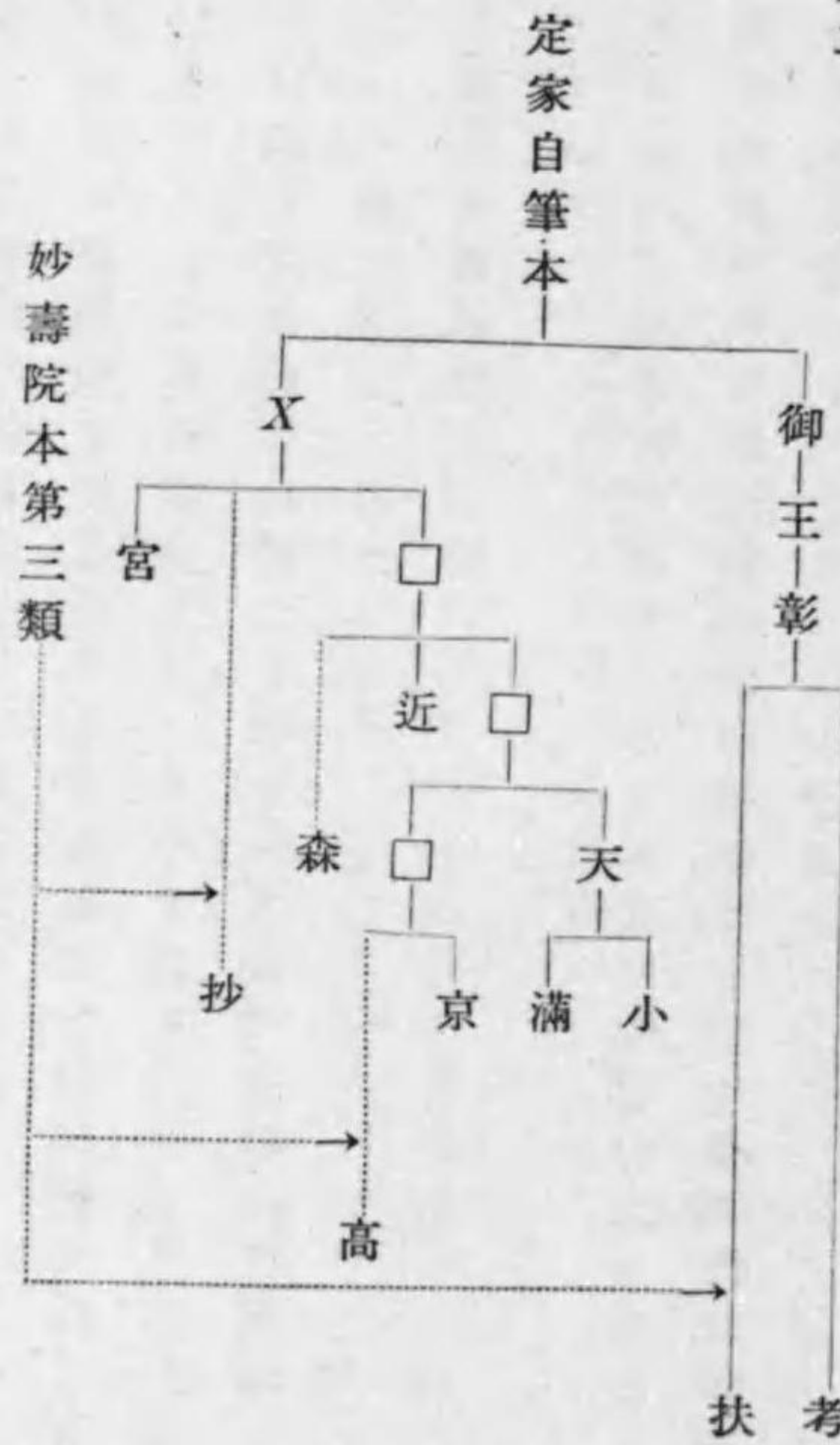


の關係が考へられるが、しかし、(二)はD一箇所のみ異文によるのであり、かつこれ等諸本の原型に

紛れ易い形、即ち所謂陷穽が存してゐたと見るべきではないかと思はれる。又(口)の關係に於ても、「森」の地位を斷定することは早急に失するやうに思はれるのである。

以上は全然異文自身の性質により、その統合を基礎として系譜建設を試みたものである。我々はこの煩雜なる考察に於て、諸寫本の奥書筆者書寫年代料紙・装幀・墨色・字體・書風・傳來の記録・傳説外部的損傷等の本文以外の諸事實及び證據を一切考慮に入れず、例へば前田家藏の定家自筆本の如き、自筆たることの明白な本すらも、一應自筆なりや否や全く不明のものとして取扱つたのである。しかして、その結論として次の如き系譜第二を得たのである。

系譜第二



第七章 定家自筆本とその系統

系譜第一と比較して、我々はXに玄陳自寫本を置きかへることが出来るであらう。又「考」に就いては、その卷末の識語に日野弘資の本を轉寫した由が記されてゐるが、本文の上からは「彰」から直接派生したものとしても、何等差支ないものである。かくて、日野弘資本は如何なる地位に置かれるべきかが問題となるが、これにつき「彰」より「考」への過程の中間者としてこの本を考へることも不可能ではない。即ち

「彰」↓日野弘資本↓考

と見るのである。

又「彰」も「考」も同じ彰考館の藏書であり、本文の性質が以上の如くである點からして、日野弘資本そのものが「彰」であり、その本が何等かの事情によつて彰考館に傳來するに至つたと推定することも亦可能である。即ち

「彰」(日野弘資本)——考

と見ることも出来る。恐らく「彰」は日野弘資本そのものであらうかと思はれる。

第三節 定家自筆本の本文の轉化

前節に述べたやうに、前田侯爵家藏の定家自筆土左日記は、書道史書誌學その他の點から、定家の自筆にかかるものとせられてゐたが、本文の性質の文獻學的吟味自體によつても、亦全く同様な結

論に到達し得るのである。かくて前田家本は、定家自筆本に相違なく、この部門に所屬するあらゆる族すべての類の諸寫本の根源となる寫本であることが、完全に實證せられたのである。

貫之自筆本が定家によつて書寫せられた時、如何なる轉化が生じたであらうか。假名の字形の變更、漢字と假名との置換、假名遣の變改、誤字、脱字、衍字等、即ち定家自筆本の獨自誤謬が如何に犯されてゐるかについて見よう。

一 假名字形の變更

定家は貫之自筆本を轉寫する時、任意原本の假名の字形を改めてゐる。その字形は、他の諸本の假名字形との關係の下に、附録「土左日記諸本假名字體統計表」に於て之を示した。

二 漢字と假名との置換

定家は原本を轉寫するにあつて、所々任意假名を漢字に改めてゐる。即ち次のやうである。

秋(一)	有(一)	雨(二)	池(二)	家(五)	今(一)	哥(三)	上(一)	海(九)	梅花(一)	枝(一)	思(九)	影(一)
風(二六)	方(三)	桂(三)	哉(一)	河(一〇)	返(一〇)	神(二)	神世(一)	木(一)	草(一)	子(三)	聲	
(一)	心(一)	心地(一)	心(三)	心(三)	心(三)	事(三)	下(一)	霜(一)	白浪(三)	住(のえ)	住吉(一)	
袖(一)	橘(一)	千世(一)	月(二九)	手(一)	時(一八)	所(三四)	年(三)	鳥(三)	名(三)	仲(まろ)	仲	
麿(一)	猶(八)	浪(二〇)	浪(一)	也(九)	西(一)	子(日)	花(四)	原(一)	春(三)	日(一八)	東(三)	

久方(一) 人(九六) ひと日(一) 吹(一) 藤原(一) 舟(四三) ふな人(二) 佛(五) 又(三〇) 松(九) 身
 (二) 水(四) 宮(一) む月(一) 申(三) 物(二二) 柳(一) 山(六) 山さき(三) 雪(二) 行(一) 世(一) 夜
 (五) 世中(一) 夜なか(一) 夜中(二) 忘(二) 女(四) (括弧内の数字は使用度数を示す。以下之に倣ふ)
 以上合計五百三十六の漢字を置換へてゐる。なほ逆に貫之自筆本に漢字であつたものを、定家が假名に改めたものが三箇所ある。「子日」を「ねの日」(三箇所)、「五色」を「五しき」と書いてゐるのがこれである。

三假名遣の變改

定家は原本を轉寫するにあつて、所々任意假名遣を改めた。即ち次のやうである。

- を — お(一六) 惜しむ(三) 可笑し(一) 口惜し(一) 惜し(二) 幼し(三) 男(一) 梓(二) 青し(一) 青馬(一) 折(二)
- お — を(二九) 送る(四) 置(三) おこす(二) 香(一) 押す(三) 自ら(一) 己(二) 追ふ(六) 下る(一) 賑(おんな)(一)
- ん — え(一) 見ゆ(六) 絶ゆ(二) 聞ゆ(一) おもほゆ(二)
- ん — へ(三) 聞ゆ 絶ゆ 見ゆ
- ほ — を(三) 遠し
- わ — は(一) 麗し
- ゑ — へ(一) 讀据う
- は — わ(一) 賑は(一)

の合計六十五箇所を改變してゐる。

四誤字

定家は原本を書寫するにあつて、無意識の中に誤字を書いてゐる。今異文統合表に基いて列記すれば次のやうである。なほ同一の誤謬を犯してゐる他の諸本の略號をも附記しておく。これ等は偶然的の誤謬の一致と見るべきものである。但し、爲相本のみは獨自誤謬として見るべきではなく、定家本の誤謬の混入し來れるものと思はれる。

4 定圖近

九の6ゝろんち — ゝろはち

6 定圖爲

六六の1おふせ — おほせ

9 1 定近

二六の5かへらや — かつらや

11 7 定爲

五一の6おむな — おきな

11 9 定爲

五六の9あるき — ありき

13 定爲三大

二九の8むかしへひと——むかしの人
——むかしつ人三大

14 定爲圖近

四八の2こくまに——こくまに
——こくまに圖
——こく近

34 1 定以下この略號省略

一の1すなる——すといふ(これは恐らく貫之自筆の原本の陥弊によるものであらう)

三の9みへぬなるを——みえすなるを
34 6

七の5ある——する
34 10

一四の9えあらて——はあらて
34 11

一五の6あをむまを——あおむまなと

34 12

一五の7あひた——ほと
34 16

二〇の5おきなて——おきなに
34 24

三六の1うかつ——うかへ
34 27

四二の5くに——くには
34 29

四三の4き、しるましく——き、しるましく
34 31

四六の4この——その
34 33

五一の3このあひたに——このほとに
34 34

五二の2ゆくふねの——ゆく舟も
34 41

六三の3ウをなみ——猶なみ

34 46

六八の4みをは——身をも

34 47

七一の8こゝろを——心の

34 49

八四の3とまれり——あり

34 50

八六の3くる——かへる

34 51

八九の7ものん——ものは

89 52

九二の1ひと——人

35 定 爲

八の3おもふ字——思ふも

——おもへと近

——おもふに爲

36 1 定 近

二六の6いと字かしかし——いともかしこし

——いとおかし近

37 1 定 爲

三の6あらぬなり——あらさき爲

——あらさき爲

右は定家の誤字であるが、誤寫の原因としては、字形の類似、意味の誤認等の多いことが注意せられる。「し」と「せ」「へ」と「つ」「ぬ」と「ぬ」「を」と「を」「字」と「字」等の字形の類似が誤謬の原因をなしてゐることは注意すべきである。しかし、これ等の原本的字形は悉く青谿書屋本に見られる所であつて、原本が眞之自筆本の臨摹に相違ないことを自ら證明してゐるのである。

五 脱 字

定家は原本を書寫するにあつて、無意識の中に一文字乃至數文字を脱落してゐる。今異文統合表に基いて列記すれば次のやうである。なほ参考のために同一の脱字を犯してゐる他本の略號をも附記しておくが、これ等の諸本は偶然に一致して誤謬を犯したものであらう。ただ爲相本のみは偶然的誤謬の一致と見るべきことの出来ないものである。恐らく定家本の影響によつてその誤謬を繼承したものと見るべきであらうと思はれる。

7 定圖

七の3 いていりにけり——いてにけり

8 定近爲

二四の7 とひかよふ——とひかふ

9 2 定近

七二の5 なりけり——なり

11 1 定爲

二の4 日しきりに——しきりに

11 4 定爲

二一の2 おもほゆる——おほゆる

11 8 定爲

五一の7 いつしかとし——いつしかと

11 10 定爲

六三の3 ひとをのみ——人を

23 圖爲定近

七〇の4 たいまつれゝとも——たいまつれと

——たいまつれとも圖

——たてまつれゝとも近

30 三大定

一三の5 すふこのすふ——すふ定

——すふこのあふ三大

三七の2 つきひころの——月ころ定

——つきひころ三大

34 3 定(以下この略號省略)

一の3 としの——とし

34 4

三の1 かみなかしも——かみしなかも

34 7

九の4 やうには——やうにゝ

34 8

一一の4 ちりもちり——ちりも

34 17

二六の9 おほかれとも——おほかれと

34 19

- 三二の 8 かちとりの——かちとり 34 21
- 三三の 3 しはくくる——くる 34 22
- 三四の 3 いとにつかはし——につかはし 34 23
- 三五の 5 なくなりて——なくて 34 25
- 三七の 5 あひたに——あひた 34 26
- 四一の 4 かうやうなる——かやうなる 34 28
- 四二の 7 かうやうに——かやうに 34 30
- 四三の 5 こゝろを、とこもし——をとこもし 34 32
- 五〇の 8 たてまつるこれを——たてまつるを

- 五二の 7 こゝろなくさめに——ナシ 34 35
- 五三の 1 よめるうた——よめる 34 36
- 五四の 2 いとなく——なく 34 39
- 五四の 2 こまつ——松 34 40
- 五四の 7 あるをむなの——をんなの 34 43
- 六三の 6 いへれは——いへは 34 44
- 六三の 7 ひとの——ひと 34 45
- 六四の 4 ありけんをと——ありけんを 34 48

七二の7なにはに——なには

34
53

九二の4そいへる——ナシ

36
2 定近

八八の4ふけてくれは——ふけて定
——ふけては近

37
3 定爲

一九の6ありけん——ナシ定
——あらむ爲

37
4 定爲

二〇の4なにかは——なにか定
——なにゝかは爲

37
6 定爲

四一の2いとわひしよるはいもねす——いとわひしいもねす定
——いもねすいとわひし爲

37
7 定爲

四一の3よのつき——月定

——夜月爲

37
8 定爲

五〇の2はかりより——はかり定

37
9 定爲

五四の2なりにたるを——なるを定
——なりたるを爲

右のやうに、定家は多数の脱字を犯してゐる。これ等の脱字は、改丁又は改行の際になされたものも多いが、さうでない箇所にも於てもなされてゐる。これは主として定家の老齡のための注意力の減退に原因するものであらう。

六 衍 字

定家は原本を書寫するにあつて、無意識の中に一文字乃至數文字を衍加してゐる。今異文統合表に基いて抄出列舉すれば次のやうである。

なほ他にも同一の衍字を犯してゐる本がある。参考のためにその本の略號をも附記しておく。これ等の脱字は系統的意味を有するものとは考へられない。恐らく偶然の誤謬の一致と見るべきものであらう。尤も爲相本のみは、定家本と密接な關係があるから、その影響を受けたものと見

るべきものである。

11 2 定爲

一一の1からうたとも——からのうたとも

11 3 定爲

一三の3もの——物も

11 5 定爲

四四の9ふいつ——ふねいつ

11 6 定爲

四六の3くろとり——くろき鳥

34 2 定(以下この略號省略)

一の2みんとて——心みむとて(これは貫之自筆の原本の陥弊によるものであらう)

34 9

一四の4しはし——猶しはし

34 13

一六の8なり——なりけり

34 14

一六の9みなひと——みな人くくに

34 15

一八の8うたぬし——うたぬしは

34 18

二七の2かく——かくて

34 20

三三の3さけ——さけなと

34 37

五三の9あめ——雨も

34 42

六一の9つけて——つけても

37 2 定爲

五の4たちにて——たちにてあるに定

——たちにあるに爲

37 5 定爲

四〇の3いひかたし——かくいひかたし定

——かういひかたし爲

七疑問ある本文

前項に述べたものは、明かに定家自筆本の誤謬と認め得るものである。これ等は、この部門の性格的なものとして、同一の系統線内の諸寫本の上に遺傳せられたのである。なほこれ等の他に、誤謬か否か不明な本文もある。それは、即ち青谿書屋本の本文に疑問のある箇所であつて、已に第四章及び第五章に述べた所であるが、参考のために次にあげて見よう。

21 定圖近三大
一一の1つけつゝ——つけて

29 定圖近三大

八七の8よめりし——よめり

33 定圖近三大爲

四五の7かへらはや——かへらや定圖近三大

——かへらしはや爲

5 定圖三爲近大

五四のひと——日定圖三爲

——ひと近大(青本に、との字の上に小紙片を貼つて抹消してあるが、近大の二本が、その、との字を有する。すなはち、不審である。貫之自筆本に附筆があるので、はなからうかと思はれる。)

10 定大爲圖近三

一六の9なかひつもの——なかひつもの物定大爲

——なかひつもの圖近三

12 定爲圖近三大

三八の6つねに——つねに定爲

——つね圖近三大

五二の4つけつゝ——つけて定爲

——つけてつゝ、圖近三大

15 圖近三大爲

五五の7いつこ——いとこ

第八章 宗綱自筆本とその系統

第一節 宗綱自筆本の再建とその本文の轉化

本書第二章第四節及び第五節に述べたやうに、宗綱自筆本系統の現存諸本には、近衛家藏本二本と宮内省圖書寮藏本との三本があるのみである。近衛家藏の二本の中一本は、他の一本を再轉寫したものであることは明かである。又前にも述べたやうに、別に豊道の校合本があるが、その校合は嚴密とは思はれないから、ここには省略する。今三本の系譜的關係を、奥書その他によつて示すならば、次のやうになる。便宜上、近衛家本を「近」、その轉寫本を「衛」、圖書寮本を「圖」と略稱することにする。



今日「圖」から八條宮御本を再建することは不可能である。よつて「圖」を八條宮御本から「圖」に至る轉化の總體の保有者と考へて考察することにする。

宗綱自筆本が、貫之自筆の原本を轉寫した時に生じたと思はれる本文轉化は、圖・近二本が異文統

合表に於て共通せる異文を示す場合に包含されてゐると考へて差支ない。圖・近の二本が共通し、しかも他本に對立してゐる異文は、次の二十四箇所である。これ等は、云ふまでもなく、異文統合表によつて抄出されたものである。

- 4 九の6もろんち——もろはち
- 10 一六の9なかひつもの——なかひつもの
- 15 五五の7いつこ——いとこ
- 16 1三の1ゑひあきて——ゑひすきて
- 2 四〇の2えよみすゑかたかるへし——えよみあゑかたかるへし
- 17 七八の6むかしを——むかし
- 18 五九の6けふは——けふ
- 19 1三の9みへさなるを——みつさなるを
- 2 七の4うらと字——うらとも
- 3 七の8いそき字——いそきも
- 4 一三の9いかにそと——いらにそと
- 5 一三の10いひあへなる——いひあつなる
- 6 一七の8さるへ——をるへ
- 7 二三の9うた字——うたも

- 8 二四の9うれことよ——うれにとき
- 9 三二の7なれば——なれば
- 10 四三の3ウの——この
- 11 四九の7かちとりらの——かちとりこの
- 12 七一の9いたく——いた
- 13 八六の5京には——京へは
- 14 八六の7かつらかはつきの……このかは——かつらかは
- 21 一四の1よける——にける
- 2 二六の4きるよつんたる——きるよへんたる

以上の二十四箇所の誤寫は、宗綱自筆本に於て犯されたものと推定される。但し10 15については、貫之自筆の原本の形式に多少の疑問がある。なほ他に

- 2 1 一一の1つけつ、——つけて
- 2 9 八七の8よめりし——よめり

の二箇所は單純なる誤寫と斷定することの出来ないものである。即ち貫之自筆の原本の形式そのものに疑のある部分である。併し、多少の疑問はあるが、原本の形態を忠實に傳へてゐないといふ點では、誤寫と認めることが出来る。かうして、結局二十六箇所の誤寫を、宗綱自筆本に認めることが出来るのである。右は、所謂共通誤謬の方法の可能な場合であるが、この場合は共通誤謬が共

通の祖先から遺傳せられるといふ原則によるものである。

以上の誤寫で注意せられることは、字形の類似による誤寫の多いことである。即ち「あ」と「ゑ」、「ま」と「へ」と「つ」、「う」と「ら」、「ま」と「よ」、「よ」と「う」と「こ」と「ら」と「こ」等であつて、これ等の原本的な假名は、悉く青谿書屋本の有する所である。同本が貫之自筆本の臨摹であることは、いよいよ確實であると云はねばならない。なほ宗綱自筆本に衍字衍文のない事は注意せられる。又一箇所大きな脱文があり、それが貫之自筆本の一行の字數を示唆してゐることは已に述べた所である。

次に宗綱は貫之の原本を轉寫するにあつて、一點一畫もゆるがせにしない嚴密な態度をとつたやうであり、その轉寫本は、臨摹に近い本であつたやうであるが、なほ無意識の中に漢字と假名とを置換へたり、假名遣を誤つたりした所もあるやうに思はれる。それは、近圖兩本の書き方に共通する所があつて、その共通異文が、宗綱自筆本に由來するのではなからうかと推定されるからである。しかし、漢字假名の置換、假名遣の誤は、必ずしも書本の遺傳にのみよるのではなく、書寫者が無意識の中に犯し易い浮動性のあるものであるから、兩本の一致はそのまま宗綱本の面目を示すものとは云ひ難い。しかし、同時に又宗綱自筆本に由來するものでないとも云ひ難いのであるから、しばらく参考のためにあげておくことにしたい。

- 風(三) 雲(二) 心(一) 心(二) 事(三) 白妙(一) 空(一) 月(三) 手(二) 時(二) 所(一三) 名(二) 浪
- (四) 浪(二) 日(二) 人(四二) 別(二) 水(二) 都(三) 物(三) 山(二)

以上九十五の漢字は、近圖兩本の一致するものであつて、これ等の中には、或ひは宗綱自筆本に於

て、已に漢字に書かれてゐたものがあつたかも知れないと思はれるものである。兩本が偶然同一の假名に於て、一致して同一の漢字をあててゐるといふ事實は、注意せられるべきであつて、必ずしも悉く偶然の暗合とは云へないと思はれるのである。

次に宗綱は貫之の原本を轉寫するにあつたて、きはめて忠實な態度をもつて書寫したが、なほ所假名遣を誤つた箇所もあつたやうに思はれる。即ち

- を——お (六) 嬰(一) 嬰をの(二)(一) 可笑(一) 惜しむ(二) 幼(一)(一)
- お——を (六) 置(一) 送(四) おこす(一)
- ん——え (七) 見ゆ(四) 思ほゆ(一) 絶ゆ(二)
- ん——へ (二) 開ゆ
- ほ——を (六) 遠し(一) 發(五)
- わ——は (二) 厭ぐ
- ひ——い (二) 拾ふ
- ひ——ゐ (二) 強ふ
- い——ゐ (二) 度(一) 度(一) 度(一) 度(一) 度(一) 度(一)

以上二十七箇所は、近・圖兩本の一致して誤つてゐるものであるが、これ等は必ずしも兩本の偶然の誤謬の一致と断定し去ることの出来ないものであり、中には宗綱自身によつて誤られたものもあるのではなからうかと思はれるのである。

次に宗綱自筆本の假名の字形は、近衛家本の奥書によつても、圖書寮本の假名に残つてゐる性質によつても、貫之自筆本の面目を比較的忠實に傳へたもののやうに思はれる。

なほ宗綱本の形態は、已に第二章第四節及び第五節に於て述べたやうに、装幀は冊子であつたと思はれ、一面の行數は不明であるが、一行の字詰は大體二十二、三字内外であつたと考へられ、假名の字形假名と漢字重點等悉く貫之自筆本の體裁を忠實に模したものであつたであらうと考へられる。それは「圖」及び「近」に残留してゐる形態によつて推知することが出来るし、直接的には「近」の書寫者が、その卷末に記した識語によつて推定せられるのである。

以上の誤脱を除き、他の大部分は、すべて貫之自筆本のままであつたと考へて大過はないであらうと思はれる。

註一 本書第二章第四第五節及び第五章第二節参照。

註二 本書第二章第四第五節参照。

第二節 圖書寮本の本文の轉化

圖書寮本は、書本たる八條宮御本を通して、宗綱自筆本の誤謬二十六箇所を遺傳すると共に、次のやうな独自の誤謬三十七箇所を保有することが、異文統合表によつて明かである。

6166の1 おふせ——おほせ

- 7 1七の3いていりにけり——いてにけり
- 22 1八三の7ひとこの——ひとの
- 27 1四九の1ひとつ——ひとへ
- 31 1二の3くらへつる——みへつる
- 38 1一の4ひとひのひの——ひとひの
- 2 四の7あしは——あらは
- 3 六の6たれならなくに——たれなるらくに
- 4 一一の2につかはしき——つかいしき
- 5 一三の8なよし——よし
- 6 一五の2かせなみ——風
- 7 一八の1こゑよりも——こゑより
- 8 一八の3おほこゑ——おほこゑより
- 9 二〇の9ところなり——所
- 10 二一の1あらなんとといふ……あらなんと——あらなんと
- 11 二五の5でけ——哥
- 12 二六の3ねをはなく——ねはなく
- 13 二六の8もてこす——もてこす

- 14 二七の3とまりに——とまるに
- 15 二七の9むろつ——むろへ
- 16 三四の3いへるには——いへるに
- 17 四一の4なかよりそ——なかより
- 18 五一の1ちふりの——ちふりみの
- 19 五三の2よめるうたひをたにも……あるひとのよめる——よめるうた
- 20 五九の5ひといろそ——ひといろ
- 21 六六の2たふなり——たふなる
- 22 六七の7かさまともふを——かさまともふねを
- 23 六九の6しりへ——しり
- 24 六九の9かみ——み
- 25 七〇の1おはすらんとは——おはすらんとは
- 26 七九の2これ——この
- 27 七九の7うた——うたに
- 28 八二の3わさとか——わさとり
- 29 九一の3いへにて——いへに
- 30 九一の5かへらねはいかゝは——かへらねはは

40 1五二の3ていけの——いけの
2六四の4しゝこ——しゝしこ

以上は「圖」の獨自誤謬と見るべきものであるが、この外に「圖・近」それぞれ對立する異文を有し、決定し難いものがある。即ち統合表に示された左の五箇所である。

5 1五四の3ひと——日定圖三爲

——ひと近大（青本には「と」と書きその上に小紙片を貼つて抹消してあるが、近大二本がこれと一致するのは注意すべきである。）

これは「ひと」と「ひ」の對立であるが、宗綱本には「圖・近」の二様の解釋が下され易いやうな形態的陥穽があつたのではないかと考へられる。しかして、確證はないが宗綱は貫之自筆本の形態をそのままにうつし、しかもその自筆本の形が紛れやすいものであつたのではなからうかと思はれる。

14 1四八の2こくまに——こくまゝに定爲

——こくまに圖

——こく近

こくも、宗綱本はやはり貫之の原本と一致してゐたのではないかと思はれるが、確證はない。
23 1七〇の4たいまつれゝとも——たいまつれとも圖爲

——たいまつれと定

——たてまつれゝとも近

この「圖・近」の異文は、表の上からは同一箇所として示されてゐるが、實際は異なる語彙にわたるもの

で、同一箇所と見ることの出来ないものではあるが、宗綱本では貫之自筆本の状態のままであつて、誤寫はなかつたものと考へられる。

39 1四六の6いふやうにそ——いふやうこそ圖

——云やう近

2 五六の1ましれりけり——ましれりける圖

——ましれり近

この二例も、宗綱本には誤寫のなかつたものと考へて差支ないであらう。

以上の如く、圖書寮本近衛家本には各五箇所の獨自異文を追加しなければならぬと考へられ、従つて、圖書寮本の獨自異文は、合計四十二箇所であると云ふことが出来る。なほ圖書寮本には、二箇所の大きな脱文があり、この脱文が宗綱自筆本の一行の字數に關係のあることは、前に述べた所である。

なほ圖書寮本の筆者實顯は、書本たる八條宮御本を通じ、宗綱自筆本に存したと思はれる漢字の上に、更に次のやうな十一字の漢字を追加した。

有(二) 河(二) 心(四) しら浪(二) 千よ(二) 浪(二) 物(二)

又實顯は書本たる八條宮御本を通じ、宗綱自筆本に存したと思はれる假名遣の誤の上に、更に次のやうな二十七箇所の誤を追加したのである。

を——お(九) 男(八) 濤櫻(二)

- お——を (三) 音(一) 紙(おむな)(一)
- わ——へ (四) 聞ゆ(四) 見ゆ(三) 絶ゆ(一) 思ほゆ(一)
- ほ——を (三) 猶
- い——む (一) 例の
- ひ——い (三) 貝
- へ——え (三) 乞ふ(一) 給ぶ(たぶ)(一)

以上の轉化は實顯によつてなされたものか、又は已に八條宮御本に存したものと不明である。恐らくその兩者によつてなされたものであらう。少くとも、これ等の誤脱が、宗綱自筆本の誤脱の上に累加されたものであることは云ふまでもない。ここに、や行の「わ」が行の「え」に轉化した例の見えないことは宗綱自筆本の形態を考へる上に重要なことである。

第三節 近衛家本の本文の轉化

近衛家本は、書本たる宗綱自筆本に於て犯された誤謬二十六箇所を遺傳すると共に、更に次のやうな独自の誤謬五十七箇所を生じたことが、同様異文統合表によつて示されるのである。

- 8 1 二四の7とひかよふ——とひかふ
- 9 2 二六の5かへらや——かつらや

- 24 1 八三の1をかみ——をにかみ
- 25 1 八二の6いさゝかに——聊
- 26 1 一の5いさゝかに——聊
- 2 五〇の5かちとりの——梶執
- 3 六四の7よめるうた——よめる
- 4 七〇の7いかねは——ゆかねは
- 5 七七の4ところ／＼に——心／＼に
- 35 1 八の3おもふを——おもへと
- 36 1 一六の6いとをかしかし——いとおかし
- 2 八八の4ふけてくれは——ふけては
- 39 1 四六の6いふやうにそ——云やう
- 2 五六の1ましれりけり——ましれり
- 41 1 八の2かきて——かき
- 2 八の2いたせるうた——出せる
- 3 一二の8もの——も
- 4 一三の5おしあゆ——ほしあゆ
- 5 二二の4ときさねたちはなの……みたちより——ときさねより

- 6 二三の 1 いまは——いまは今は
- 7 二五の 5 かちとり——かちより
- 8 二五の 9 おもへは——おもひへは
- 9 二六の 1 ふなうた——うなうた
- 10 二七の 9 むろつをおふ——むろつおほふ
- 11 二九の 9 わするゝ——忘る
- 12 三〇の 9 きぬ——つきぬ
- 13 三四の 1 かせと——風も
- 14 四二の 9 ときには——ときに
- 15 四三の 6 ことは——ことはは
- 16 四四の 1 このくに——此國に
- 17 四六の 1 いはの——岩
- 18 五五の 9 いひける——いふ
- 19 五八の 5 ものならす——もならす
- 20 六一の 9 よめるうた——よめる
- 21 六三の 3 ひとをのみ——ひとをのみみ
- 22 六六の 1 いはくみふね……さきに——いはくさきに

- 23 六九の 7 ほとくしく——ほこしく
- 24 七〇の 1 いまめく——いめく
- 25 七〇の 8 ゆかぬなり——いかぬなり
- 26 七七の 4 こと——事と
- 27 七七の 5 せちみすれは——せちみなすれは
- 28 七九の 8 いまけふ——今
- 29 七九の 9 たる——わたる
- 30 八〇の 2 ひとの——人
- 31 八一の 1 くにゝてそ……みなふねの——國にて舟の
- 32 八二の 3 ときの——とき
- 33 八七の 6 またあるひとのいへるあまくもの……あるひと——またあるひとのいへる
- 34 九一の 5 かへらねは——かへくれは
- 42 1 二一の 7 いつる——いつ
- 43 1 二二の 7 ひととそ——人と
- 44 1 五の 2 とかくあそふ——あそふ
- 2 五の 6 からうたこゑ——からこゑ
- 3 二〇の 5 おんな——おもな

- 4 二九の10かなしからるゝ——かなしからる
- 5 七〇の9おもひたふへき——おもひ給へき
- 6 八六の9あすかゝはに——あすか川には

以上は「近」の獨自誤謬と見るべきものであるがこの外に前節に於て述べたやうに、圖近それぞれ對立する異文を有し、決定し難いものが五箇所ある。これ等の五箇所は、圖近それぞれの獨自異文と見るべきものであるから、結局「近」の獨自異文は六十二箇所になるわけである。又この近衛家本には四箇所の大きな脱文があるが、この脱文が書本たる宗綱自筆本の一行の字數に關係の深いものであることは前に述べた通りである。

近衛家本は、その書寫者の識語にもあるやうに、書本たる宗綱自筆本の假名を忠實に傳へたものではなく、通行の假名に改めて読みやすくしたものである。従つて近衛家本を通して宗綱本の假名の字形を察知することは、特殊な場合の外は困難であると云はなければならぬ。

近衛家本の書寫者は、轉寫にあつて、多くの假名に漢字をあてた。もし、前掲の宗綱自筆本に於て置換へられたと思はれる漢字が疑なく宗綱の所爲と云へるならば、近衛家本の書寫者はその上に更に次のやうな八百八十三箇所に及ぶ多數の漢字をあてたわけである。(但し、ノは片假名の合略字。

- 曉(一) 秋(一) 明(一) 惡(一) 足曳(一) 遊(一) 阿波(一) 淡路(一) 間(七) 雨(七) 洗(一) 有(一) 在原
- (一) 聊(一) 石(一) 磯(一) 磯邊(一) 五日(一) 和泉(五) 出(一) 糸(一) 祈(三) 岩(一) 云(三) 家(三)
- 今(四) 入(二) 色(二) 鶯(一) 哥(三) 内(一) 上(一) 生(一) 海(三) 海邊(一) 海松(一) 梅花(一)

- 浦(四) 沖津島守(一) 翁(一) 音(一) 恐(一) 同(五) 生(一) 追(三) おほ方(一) 多(一) 大津(一) 女(一)
- (四) 面白(一) 思(一〇) 香(一) 海賊(四) 蒙(一) 鏡(一) 限(一) 影(一) 陰(一) 數(一) 春日(三) 風(三)
- (四) 梶取(九) 梶とり(一) 桂(四) 門(一) 門出(一) 哉(四) 川(一) 貝(一) 甲斐哥(一) 上(一) 神(五)
- 神代(一) 鷗(一) 唐歌(一) 彼(一) 木(一) 岸(一) 北(一) 昨日(五) 君(一) 草(一) 藥(一) 口(一) 國
- (一〇) 雲(五) 車(一) 暮(一) 紅(一) 氣色(一) 子(三) 故(一) 漕(四) 九(一) 心(一) 心(一) 志(一)
- 事(一) 殊(一) 詞(一) 此(一) 木の葉(一) 小松(一) 惟高(一) 是(一〇) 比(一) 前(一) 啖(一) 酒
- (三) 更(一) 鹽(一) 嶋(一) ノ(一) 下(一) しら浪(一) 白浪(一) 過(一) 住(一) 住(一) 住(一)
- すゑ平(一) 瀬(一) 袖(一) 其(五) 抑(一) 空(一) 空(一) 橋(一) 奉(一) 玉(一) 給(一) 手向(一)
- 絶(一) 誰(一) 父(一) 千年(一) 千世(一) 月(一) 作(一) 綱手(一) 手(一) 寺(一) 十日(一) 時(九)
- 所(一七) 年(三) 問(一) 飛(一) 遠(一) 泊(四) 共(六) 寅卯(一) 鳥(三) 名(五) 中(一) 中臈(一) 仲丸
- (一) 仲麿(一) 七十(一) 何(一) 難波(一) 猶(九) 波(一) 浪(一) 浪(一) 浪路(一) 也(一) 業平(一)
- 似(一) 西(三) 庭(一) 俄(一) 音(一) 子日(一) 子の日(一) 野(一) 端(一) 甚(一) 廿日(六) 花(三) 饒
- (一) 濱(一) 原(四) 春(一) 日(一五) 曳(一) 人(四) 一色(一) 一日(一) 久方(一) 久かた(一) 終日
- (一) 東(一) 姫(一) 吹(四) 淵(一) 藤原(一) 舟子(一) 舟(一) 舟(一) 船(一) 舟人(一) 船人
- (一) 帆(一) 外(一) 程(一) 佛(一) 間(一) 申(一) 誠(一) 又(一) 松(一) 御(一) 身(一) 汀(一) 三十
- 日(一) 三十もし(一) 道(一) 水(三) 水底(一) 湊(一) 都(六) 昔(一) 馬(一) 陸月(一) 惠(一) 文字(一)
- 物(一) 諸共(一) もろ共(一) 漸(一) 八幡(一) 八十(一) 柳(一) 山(一) 雪(七) 行(一) 夜(一)

夜なか(三) 世中(一) 讀(三) 山崎(三) 例(三) 別(二) 忘(一) 渡(二) 童(二) 我(八) 岡(二) 男(七) 男
達(二) 女子(三)

近衛家本の書寫者は、前に宗綱の誤ではなからうかとして指摘した假名遣の誤の上に、更に次のやうな五十箇所の誤を獨自に追加したのである。

- を——お (二二) 可笑し(二) 桿(二) 口惜し(三) 惜しむ(三) 幼し(三) 折る(二) 折(三)
- お——を (二二) 劣る(二) 押す(四) 置く(三) 自ら(二) 已むれ(一) 追ふ(三) 見送る(一)
- い——え (六) 思ほゆ(二) 絶ゆ(二) 聞ゆ(一) 見ゆ(三)
- お——ほ (三) 押す(二) 追ふ(二)
- ほ——を (九) 猶(六) 遠し(三)
- わ——は (二) 罷し
- ゑ——へ (二) 讀み据う
- い——ゐ (二) 入る(二)
- ひ——い (二) 平らか
- は——わ (二) 蘇芳
- へ——ゑ (四) 家

以上の轉化は、宗綱自筆本の上に累加されたものである。

第四節 近衛家本轉寫本の本文の成立とその性質

近衛家には前節に於て述べた近衛家本(略號近)の外に、今一本轉寫本とおぼしき一本(略號衛)が藏せられてゐる。この本は「近」と同様の奥書を有する點から、近を轉寫したものと見て差支ない。しかし、その轉寫は普通の轉寫とは趣を異にし、書寫者の自由意志の加はつたものであることは、兩者を比較して一瞥しただけでもうなづけるのである。例へば

一、假名と漢字の置換

「近」に於て漢字であつたものが「衛」に於て假名になり、「近」では假名であつたものが「衛」では漢字になつてゐる。それ等はそれぞれ五十餘箇所に及んでゐる。

二、字體の相違

舟(近)——船(衛)

船——舟

秋——秋

梅花——梅花

三、送假名の添加

別かたく(近)——別れかたく(衛)

思やらるゝ——思ひやらるゝ

四、振假名の脱落

一日(近)——一日(衛)

御船——御船

この浦——此浦

五、傍書の本行化

二一の三 なみたちさへて(近)——なみたちさえて(衛)

二四の三 宇多の松原——宇多の松原

二六の七 おきのりわさ——をきのりわさ

四四の九 ふねいづ——ふねいづ

五三の七 つまはしき——つまはちき

六一の 一 えしもこそ——えしもこそ

以上の諸例の如く、一見して何人にも分るやうに、両者は決して忠實な轉寫關係にある本とは云へない。更に本文の細部に互つて子細に點檢すると、異常なる現象に逢着するのである。

近衛兩本の相互に異なる本文は次の四十二箇所であるが、その中、

- 19 12 七一の 9 いたく——いた圖近
- いたく衛

19 4 一三の 9 いかにと——いらにと圖近

——いかにと衛

21 1 四の 1 きける——にける圖近

——きける衛

24 八三の 1 をかみ——をにかみ近大

——をかみ衛

41 6 二三の 1 いまは——いまは今近

——いまは衛

41 7 二五の 5 かちとり——かちより近

——かちとり衛

41 8 二五の 9 おもへは——おもひへは近

——おもへは衛

41 9 二六の 1 ふなうた——うなうた近

——ふなうた衛

41 11 二六の 9 わする——忘る近

——わするゝ衛

以上の九箇所に於ては、近は貫之自筆の原本に對して異文を有するのであるが、その轉寫本たる

「衛」は、かへつて原本と一致するといふ奇妙な現象を呈してゐる。これは書寫者の私意による改修が、偶然にも成功して、原文に復歸せしめたものか、又は他本と校合して書本の誤を正したもので、二者の中のいづれかでなければならぬ。

次に「衛」の独自の異文を見るに、

19 6 一七の 8 うるへ——をるへ圖近
——をる人衛

44 4 二九の 10 かなしからるゝ——かなしからる近
——かなしかる衛

49 37 一三の 7 かとの——ナシ衛(以下この略號省略)

88 1 一一の 6 うらと——からと

88 2 二二の 8 あるひとなりける——あるへかりける

88 5 三九の 9 なり——なる

88 6 四二の 1 しける——してける

88 7 五四の 5 ねのひのこと——子の日こと

88 8 五六の 2 いひけらく——いひけらし

88 10 六六の 9 いたせれば——出されは

88 11 六八の 1 いしつ——石へ

88 12 七一の 5 うちつけに——うちつけも

88 13 七二の 1 ひめまつなと——姫松にと

88 14 八〇の 4 かにそ——香こそ

以上の十四箇所は、他に全く共通本文のない「衛」のみの独自の異文である。しかるに

11 5 四四の 9 ふいつ——ふねいつ衛定爲高寛昌桃見聞正慶本新彰

20 四の 1 はちすそ——はちすに圖近

21 2 二六の 4 きるゝつんたる——はちすき衛三大爲多寛桃正慶本連平蓬淺刈

21 2 二六の 4 きるゝつんたる——きるゝへんたる圖近

32 1 三四の 8 とに、——手をきるゝつんたる衛多類高寛昌桃見聞正慶本連平蓬淺刈

38 15 二七の 9 むろつ——むろ衛圖

47 8 二七の 5 ものしたはて——もものしたまはて衛大多寛昌桃見聞正慶本妙

47 22 七六の 6 かはのほり——かはのほとり衛大多寛昌桃見聞慶本明池桃新彰連平蓬淺刈

49 19 五の 4 あるし、——あるし衛藤高寛見聞正慶本妙

49 37 一三の 7 こへの——こへの衛多類高寛昌桃見聞正慶本妙

49 99 三六の 3 そらを——そら衛高寛昌見正慶本妙

49 164 五六の 3 なくひ——ならひ衛爲附

- 59 10 七、三の7いへれば——いつれは衛彰考
 82 3 三二の7むまととき——むまの時衛多高寛昌桃開正慶本新安
 84 1 一八の7いたかり——いたはり衛寛見聞正慶本
 87 15 二一の9九日の——九日衛寛桃見聞正慶本連平
 87 40 六八の8さしよせよ——さしよせて衛多寛桃開慶本
 88 3 二六の5まほるらん——まもるらん衛多寛昌見聞正本池彰刈
 88 4 二七の4たうめひとり——たうめ衛寛桃見聞慶本桃
 88 9 五八の6むまととき——むまの時衛多高桃昌

以上の十九箇所に於て「衛」の本文は、他本特に妙壽院本系統の本文と共通するのである。しかもこれ等の共通異文は「衛」の書本たる「近」には存しないものである。しからば「衛」の書寫者は、如何にして、またどこからそれ等の本文を求め得たのであらうか。これについて考へられるのは、

一、「衛」の書寫者が偶然に他本と同一の誤謬をくりかへしたか。
 二、「衛」の書寫者が書寫にあつて他本を参考し、書本の本文を改めつつ書寫したか。

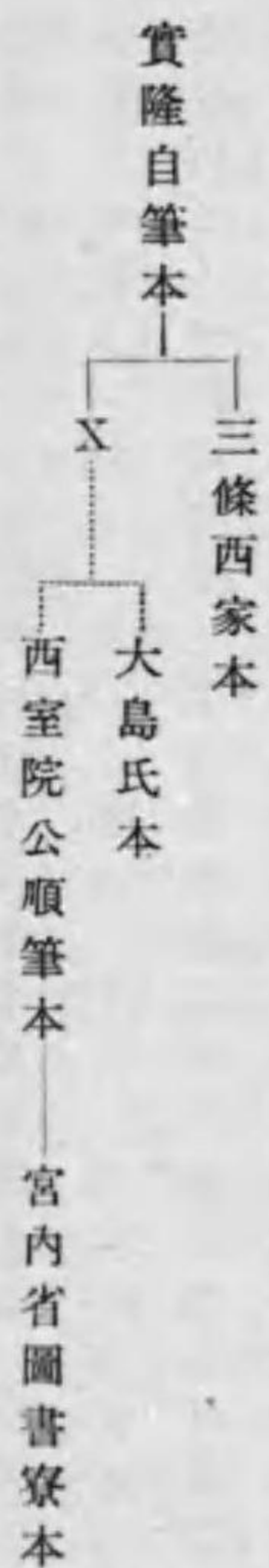
の二つの場合である。しかして、二つの場合の中、前者も考へられないことはないが、その大部分は後者ではないであらうか。何となれば、21 2 32 1 47 22 49 37等の如き異文は、單なる誤寫によつて成立し、偶然他本と一致したと考へられ得るものではないからである。かくして、我々はここに本文の混合を考へなければならなくなるのである。

もし果して混合とすれば、實隆本系統、妙壽院本系統の中のいづれかの一本、即ち廣義の妙壽院系統本の混合であることは、之を否定する何等の根據もないであらう。更に妙壽院本系統の中の何れであるかは、82 3 84 1 87 15 87 40 88 3 88 4等が、かかる混合の結果による成立であると解せられ得るとすれば、恐らく、第三類妙壽院本系統の混合であるとするのが最も妥當であらう。即ち「衛」の書寫者は、近を轉寫する時に、通行の寛永刊本の如きを傍に備へて参考しつつ、任意取捨したものと考へられるのである。これ等の異文は、刊本を包括する所の第三類妙壽院本系統の一本と近衛家本との混成と認めて、何等差支の生ずるものではない。我々は、ここに所謂合成の過程を経ざる本文の混成のよき實例を見ることが出来るのである。

第九章 實隆自筆本とその系統

第一節 實隆自筆本の再建とその本文の轉化

三條西實隆の書寫した自筆本は現在知られてゐない。しかし、その原本から直接轉寫された三條西家本と、それとやや系統を異にする室町末期の書寫たる大島氏本と、近世初期の書寫、校合にかかる宮内省圖書寮本とが現存するから、これ等を資料として、實隆自筆本を再建することは不可能ではない。尤も圖書寮本は、校合の形態に於て傳へられてゐる本文であるから、直接には役に立たない。参考程度のものである。なほ、これ等の諸本については、第二章第六、第七、第八節に於て解説を試みたから、ここでは省略する。以上の三本の奥書の様式、奥書の内容その他から知られる系譜上の事實は、大島氏本の所屬は充分明かでないが、大體次のやうに推定することが出来る。



右の西室院公順筆本は或ひはXの地位に立ち得るものかも知れない。これ等の諸本の關係か

ら、原本の本文を再建する方法は、云ふまでもなく共通異文の統合である。しかしてこの際適用される原則は次のやうであるべき筈である。

- 一、三條西家本と大島氏本との一致する書き方は、原本の書き方と推定して差支はない。
- 二、両者が相互に異なる場合には、他の根幹的諸本、例へば定家自筆本、青谿書屋本、近衛家本、宮内省圖書寮本の全部又は一部と一致する本文が、實隆自筆本の面目を示すものと見て差支はない。
- 三、もし、右の場合に根幹諸本が二つの異文の二者に分れて、數量的に伯仲する關係であるならば、いづれが實隆自筆本の面目であるか決定することは出来ないが、青谿書屋本の如き有力な本に優先權が與へられて、大體誤はなからうと思はれる。

以上の原則によつて異文統合表を吟味するに、先づ三條西家本と大島氏本との共通する異文中、他の有力な根幹的寫本定圖、近爲も二本と共通し、青のみがひとり孤立してゐるやうな異文、即ち

- 1 定圖近三大爲 7
- 2 定圖近三大 9
- 3 定圖近三大爲 3

の十九箇所の如きは、青本の誤寫の部分であるか、又は貫之自筆の原本に陥穽があつて、諸本が一致して偶然に誤謬を犯した部分であるかのいづれかであつて、これ等の箇所は、三大の共通本文は、云ふまでもなく實隆自筆本の本文に相違なく、しかも、これ等は偶然の誤謬の一二を除く外、大體に於て貫之自筆本の本文を忠實に傳へてゐると解すべきものである。従つて、右の十九箇所は實隆本

の本文を示すけれども、實隆によつて犯された誤謬は、もしあるとしても、きはめて少いと云はねばならない。例へば、

一一の 1 つけつゝ——つけて
八七の 8 よめりし——よめり

等は貫之自筆本に陥穽があつたものと推定されるのである。しかるに

- 12 定爲圖近三大 2
- 13 定爲三大 1
- 15 圖近三大爲 1
- 16 圖近三大 2
- 20 圖近三大爲 1
- 27 三大圖 1
- 28 三大爲 1
- 29 三大 6
- 30 三大定 2
- 31 三大圖爲 1
- 32 三大爲 3

以上の二十一箇所(内二箇所は貫之自筆本の陥穽によるもの)に於ける三大の共通して保有する獨自異

文は、その共通祖先たる實隆自筆本に於て、已に生じたものと考へられる。即ち、實隆が貫之自筆本を書寫するに際し、少くとも以上の二十一箇所に於て誤謬を犯したのであるといふことが出来る。これ等の異文は次の通りである。

- 二の 3 くらへつる——くしつる
- 三の 1 忍ひあきて——忍ひすきて
- 四の 1 ヽ(ハ)ちすそ——ヽ(ハ)ちすき
- 一三の 5 すふこのすふ——すふこのあふ
- 二三の 1 うみにも——海には
- 二九の 8 むかしへひと——むかしつ人
- 三四の 8 とにヽ——ともに
- 三五の 6 いとも——いと
- 三八の 6 つねね^ハ——つね(これは貫之自筆本の陥穽と目し得るかも知れない)
- 三九の 2 つきひころの——つきひころ
- 三九の 4 ふくかせそ——ふくかせに
- 三九の 7 よめり——よめる
- 四〇の 2 えよみすゑかたかるへし——えよみあゑかたかるへし
- 四九の 1 ひとつ——ひとへ

- 五二の4つけつ、つけてつ、
- 五五の7いつこ——いとこ(これは誤ではなく原本の陥穽である)
- 六七の4かもめ——かもも
- 六八の6むかしへひと——むかしつひと
- 七一の6かゝみのおもてのこと——かゝみのこと
- 七七の1あさらかなる——あさゝかなる
- 七七の3もつゝるとや——もてるとや

以上の二十一箇所であるが、その中二箇所は貫之自筆本の陥穽によるものと思はれ、本文に疑があつてにはかに必ずしも實隆自筆本の誤謬と断じ難きものである。これ等の誤謬の類を見ると、假名の読み誤りが、その大部分を占めてゐることが注意される。即ち「あ」と「ゑ」、「よ」と「ゆ」、「へ」と「つ」、「よ」と「ん」、「り」と「る」、「ら」と「ゝ」、「つ」と「て」等である。しかして、これ等の原本的な假名の字形は、現在青谿書屋本に傳へられてゐるものである。これ等は、青本が正しく貫之自筆本の面目を示すものであるといふ推定を確實にするものである。

次に、三大兩本の異文がそれぞれ一致せずして、對立してゐる場合には、實隆自筆本がそのいづれに一致してゐたか不明であり、従つて之を決定するには慎重を要するのである。今それ等の實例を検するに

- 5 五四の3ひと——定圖三實妙(青本では、ひとの、との上に小紙片を貼つて抹消してあるが、近大の二本にも、とがあるのは注意すべきである)

——ひとと近大

- 10 一六の9なかひつもの——なかひつもの定大爲多類寛昌桃見聞正池桃新彰安連平蓬淺刈
- 46 一三の3もとめしも——もとめも三類寛昌桃見聞正慶本明池新彰安

——もとめも三類寛昌桃見聞正慶本明池新彰安

5 46は「三」の本文、10は「大」の本文が、實隆自筆本の本文として有力なやうに考へられるが、次に述べらる西室院本の吟味の結果、10に於ける「大」の積極性は薄弱となるやうである。

三大の他に、實隆自筆本再建のために重要な一證本たり得ると考へられるものに、西室院公順自筆本かと云はれるものがある。その原本は今日現存せず、わづかに本文の性質を圖書寮本の朱の校合に見るのみである。圖書寮本の校合は、どの程度に正確であるか不明であるが、少くともその校合の箇所は、西室院本の面目を示すものに相違ない。

今圖書寮本に存する西室院本の朱の校合を調査すると、全部で六十七箇所に及んでゐる。その校合の性質を見るに

- (イ) 圖書寮本の独自の異文(誤寫)の訂正されたもの二十八。
- 三の9みへさなる——みへつさなる
- 四の1きける——にける
- 四の7あしは——あらし

六の6たれならなくに——たれなるなくに
 七の3いていりにけり——いて^入にけり
 九の6(モ)ろもち——ろはち
 一一の1(ニ)つかはしき——つかいしき
 一三の9いかにそとそ——いらにそとそ
 一三の10いひあへなる——いひあつなる
 一七の8うるへ——^うをるへ
 二一の1あらなんといふうたなんおもほゆるもしうみへにてよま(し)かはなみたちさへて
 いれすもあらなんとも——あらなん^{といふ歌なんおもほゆるもしうみへにてよましかはなみたちさへていれすもあらなん}とも

五三の1よめるうたひをたにもあまくもちかくみるものをみやこへとおもふみちのはるけ
 さまたあるひとのよめる——よめるうた^{日をたにもあま雲ちかくみるものをみやこへとおもふみちのはるけ}
 さあるひとのよめる

二三の9うたを——うたも^を
 二六の5かへらや——かつらや
 二七の9むろつ——むろへ^つ
 三二の7なければ——なけ^はれば

四六の6いふやうにそ——いふやうこそ^に
 四八の2こくまに——こくまに^く
 四九の7かちとりらの——かちとりこの^ら
 五二の3ていけ——^ていけ
 五九の5ひといろそ——ひといろそ^そ
 六〇の6ななき——ななき^き
 七一の9いたく——いた^く
 七八の6むかしを——むかし^を
 八二の3わさとか——わさと^かり
 八六の7かつらかはつきのあかきにそわたるひとく^のいはくこのかは——かつらかは^{つき}
 のあかきにそわたる人く^のいはくこの川

九一の4いへにて——いへ^にて
 九一の6いかは——^{いか}は

(ロ) 圖書寮本の異文に三大の有する異文が校合せられたもの一。

二の3くらへつる——み^くへつる

(ハ) 圖書寮本の正しい本文に對し三大の異文(誤寫)の校合されたもの七。
 一三の5このすふ——この^{あふ}すふ

- 二三の1うみにも——うみにも^は
- 二九の8むかしへひと——むかしへひと
- 六七の4かもめ——かもめ^も
- 六八の6むかしへひと——むかしへひと
- 七七の1あさらかなる——あさらかなる^さ
- 七七の3もつゝる——もつゝる^{つて}
- (二) 三大の異文誤寫が校合されてゐるがその校合の不正確なるもの二。
- 三四の8とに——と^もに
- 七一の6おもてのこと——おもてのこと^{イ無}
- (ホ) 三にその校合の一致するもの二。
- 五四の2なかく——なかく^{なかくイ}
- 八三の2やまさきの——やまさきの^の
- (ヘ) 何れの諸本とも一致せざる西室院本の獨自異文と考へられるもの八。
- 一三の6いふはところの——いふは所^{イ無}の
- 二六の1ふなうた——ふなうた^{イ無}
- 二六の6せに——せに^{るもかね}
- 五五の2あらん——あらん

- 六〇の7おもへる——おもへる^無
- 六五の4くるしければ——くるしければ^て
- 八五の8京へ——京へ^に
- 八九の4かゝること——かゝること^{とは}
- (ト) 重點とに對するの校合一二。
- 二九の6ひと——ひと^と
- 三三の6しは——しは^と
- 六五の4はる——はる^と
- 六七の2ひと——ひと^と
- 六九の7ほと——ほと^と
- 七二の8ひと——ひと^と
- 七三の8ひと——ひと^と
- 七七の4(ト)ころ——ころ^と
- 七九の1ひと——ひと^と
- 八五の1いろ——いろ^と
- 八八の4ところ——ところ^と
- 九一の2ひと——ひと^と